

五島・壱岐・対馬沿岸海岸保全基本計画（案）

～交流と漁火の「しま」～



対馬市巖原町

令和8年●月

長 崎 県

はじめに

本沿岸は、五島・壱岐・対馬の島々の沿岸からなる。

五島列島は長崎県の最西部に位置し、最北の宇久島から南西に小値賀島、中通島、若松島、奈留島、久賀島、福江島の7島が連なり、それらの中心に150余の小島から成り立つ地域である。

地形は第三期中期に起こった構造運動と、その後の侵食、沈降、火山活動を経て形成されたものであり、各島は随所に溺谷地形を呈している。

本沿岸域の大部分は西海国立公園に指定され、青い海と自然豊かで複雑な海岸線が独特の美しい海岸景観を形成している。

対馬暖流の影響で漁業が盛んであり、マアジ、サバ類、ブリ類などの漁獲量が多い。

本土と大陸の間に浮かぶため、古くは遣唐使の中継点としても利用されてきた。

壱岐は長崎県の北部に位置し、玄界灘に浮かぶ緑の島であり、優れた海岸の景観と山岳景観を有し、壱岐対馬国定公園に指定されている。

本沿岸域は玄武岩の溶岩台地からなり、内陸部は比較的ゆるやかな起伏を持つ地形であることから、農業や住宅地等による開発が進んでいる。

豊かで変化に富んだ自然資源と日本の歴史を形成する代表的な文化財を有しており、大都市である福岡県に近いことから、水産業や観光資源を活かした地域振興が積極的に展開されている。

沿岸には筒城浜海水浴場など、優れた海水浴場が存在することから、ダイビング、ジェットスキーなどのマリンスポーツが盛んで、夏季の観光地として知られている。

対馬は南北約82km、東西約18km、面積は705km²の細長い島で、全国の離島で第3位（佐渡島、奄美大島に次ぐ）の広さである。

島全体が山地地形を成し、中央部に樹皮状リアス式海岸を持つ日本最大の溺谷地形の浅茅湾があり、その複雑さ、美しさは無二の海岸景観を形成していることから壱岐対馬国定公園に指定されている。

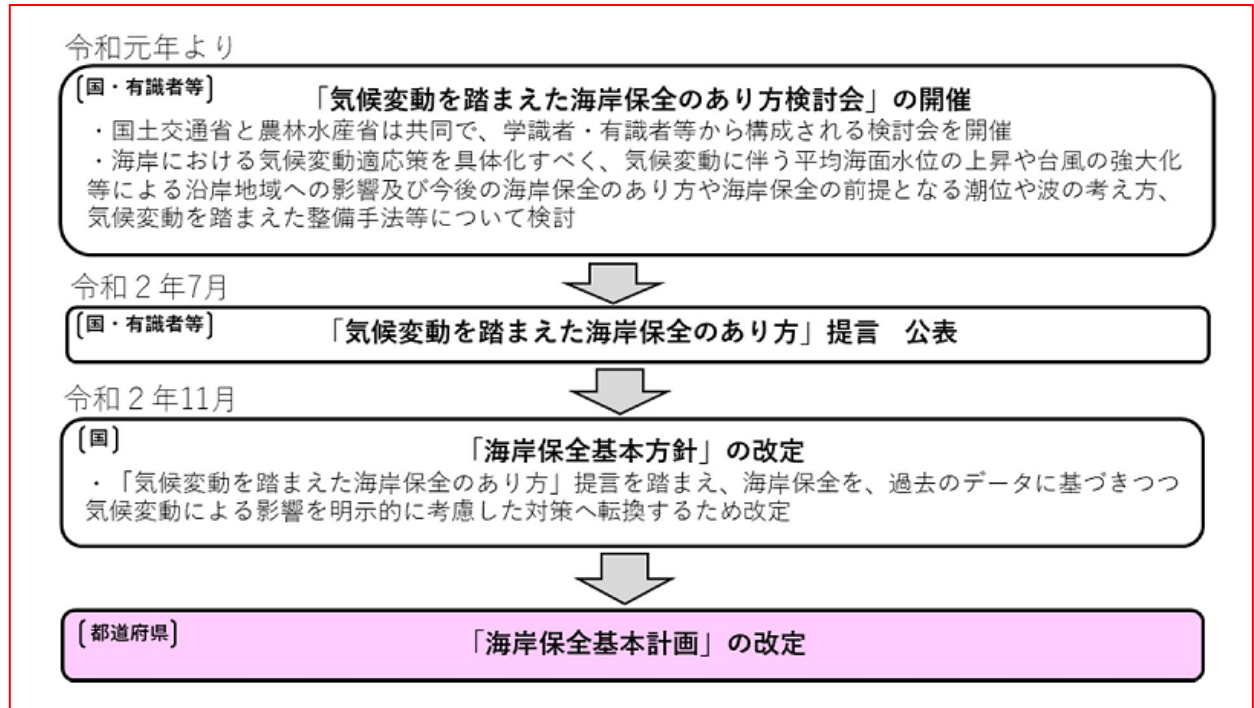
島のほとんどが山林であるため耕地が狭く、人々は主に海に生活の糧を求めており、漁業が盛んである。特にイカの漁り火や真珠の養殖は有名である。

国境の島として、古くから大陸との交通の要所であり、遣隋使や遣唐使は、壱岐・対馬を経て朝鮮半島へと向かうルートをとっていた。現在は、離島で唯一CIQ施設（税関、入管、検疫）を持ち、韓国との交流が今も盛んに行われている。

本資料は、これら五島・壱岐・対馬沿岸の特性を踏まえ、国が定める「海岸保全基本方針」に沿って、「防護」、「環境」及び「利用」が調和した海岸づくりを目指し、海岸保全を実施していく上で基本となる「五島・壱岐・対馬沿岸海岸保全基本計画」を策定したものである。

「令和8年6月変更にあたって」

令和2年11月20日に変更された海岸保全基本方針に基づき、気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するため、『五島・壱岐・対馬沿岸海岸保全基本計画』における「海岸の保全に関する基本的な事項」及び「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」、「海岸保全に関するその他の重要事項」を見直し、変更するものである。



目 次

第Ⅰ章 海岸の保全に関する基本理念	1
1. 基本理念	1
第Ⅱ章 海岸の保全に関する基本的な事項	3
1. 海岸保全基本計画を策定する範囲に関する事項	3
2. 海岸の現況	7
2.1 自然環境	7
2.2 海岸と人との関わり	14
2.3 海岸整備の状況	24
2.4 海岸の現況特性の総括	29
3. 海岸の防護に関する事項	32
3.1 防護の目標	32
3.2 防護に関する施策	33
4. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	34
4.1 海岸環境の整備及び保全に関する施策	34
5. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	35
5.1 海岸における公衆の適正な利用に関する施策	35
第Ⅲ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	36
1. ブロック毎の特性の明確化と保全の方向性	36
1.1 海岸のブロック区分	36
1.2 ブロック特性の評価と海岸保全に対する考え方	40
2. 海岸保全施設を整備しようとする区域	41
3. 海岸保全施設の種類、規模及び配置	41
4. 海岸保全施設による受益の地域及びその現況	41
5. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	41
第Ⅳ章 海岸保全に関するその他重要事項	148
1. 関連計画との整合性の確保	148
2. 関係行政機関との連携調整	148
3. 地域住民の参画と情報公開	149
4. 調査研究の推進	149
5. 計画の見直し	149

第 I 章 海岸の保全に関する基本理念

1. 基本理念

長崎県は、日本列島の最西端に位置し、北松浦半島、西彼杵半島、島原半島と五島列島、対馬島、壱岐島等大小 596 の島々等からなり、有明海、橘湾、対馬海峡、東シナ海等の海に四方を囲まれている。海岸線総延長は 4,175 km に及んでおり、我が国で第 2 位の長さを誇る海洋県である。

地形は、急峻な山地が海岸までせまり、平地が少ないため、海岸の背後には人口、資産、社会資本等が集積している。

各所に見られる入江は、天然の良港となり、古くから各地の港湾や漁港が交通の要所になっている。県内各地では多種多様な沿岸漁業や東シナ海を主な漁場とする沖合・遠洋漁業が盛んに行われている。また、大村湾や浅茅湾（対馬）の真珠、五島・壱岐・対馬沿岸、松浦沿岸をはじめとして各地におけるマダイ、ハマチ、フグなど養殖業が盛んで、我が国有数の漁業生産を誇っている。

本県の沿岸には、港湾や全国一の数を有する漁港が点在し、さらに、複雑な海岸線がつくりだす入江には大小さまざまな造船所がみられる。以上のように本県の沿岸は、生産・生活の場を各地で提供している。

一方、本県では、台風や冬季季節風等による高波被害を頻繁に受けている。また長崎港や有明海においては、地形特性により局部的に高潮被害が発生している。

多くの離島・半島からなる海岸は、複雑に入り込み、美しい景観を形成しており、西海国立公園、雲仙天草国立公園、壱岐対馬国定公園、玄海国定公園や四カ所の県立公園などに指定されている。その豊かな自然環境は人々の心を和ませ、県内外から多くの人々が訪れ、本県の重要な観光資源となっている。また、自然海岸が大半を占め、沿岸域には多くの魚類が生息する藻場が分布しており、貴重種であるカブトガニやアカウミガメなど多様な生物が生息・生育する貴重な場となっている。

古くは、平戸、五島列島、壱岐及び対馬などは、遣隋使、遣唐使や朝鮮通信使等の寄港地として、大陸との交流拠点となり、近世にあつては、平戸にポルトガル船が来航し、貿易とキリスト教の布教を行い、その後、長崎の出島において我が国唯一の貿易が認められ、大陸との架け橋としての役割を果たし、本県特有の歴史・文化を育んできた。また、多くの人々は海や海岸を海水浴場として利用しているほか、ペーロン大会・トライアスロンなどのイベント、ダイビング・ジェットスキーなどのマリンスポーツ、ブルーツーリズムなどの体験活動・学習活動等、人々の集い・憩いの場として活用している。

以上を踏まえ、本県における総合的な海岸保全に対し、より一層の安全確保と、良好な海岸環境の保全と整備、多様な海岸利用が適切に行われるよう、これからの海岸保全を進めるための基本理念を以下に示す。

基 本 理 念

『テーマ』

～ 四方しほうの海から人々をまもり 親しみあるさいかい西海の海岸づくり ～

- ① 人々の生命と生活を守る海岸の整備
- ② 豊かな自然環境と共生する海岸の保全と整備
- ③ 憩い・交流の場としての海岸の実現

第Ⅱ章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸保全基本計画を策定する範囲に関する事項

海岸保全基本計画を策定する範囲は、海岸保全基本方針に基づき図-2.1～2.3及び表-2.1に示す長崎県の五島・壱岐・対馬沿岸域（4市2町）とする。

五島・壱岐・対馬沿岸の総延長は約2,301kmであり、その内海岸保全区域延長は約567km、その他（一般公共海岸等の延長）は約1,745kmである。海岸保全区域延長（要指定延長含む）の管理者別内訳は国土交通省約212km（水管理・国土保全局約121km、港湾局約91km）、農林水産省約354km（農村振興局約116km、水産庁約238km）となっている。

五島沿岸の総延長は約1,172kmであり、その内海岸保全区域延長は約308km、その他（一般公共海岸等の延長）は約864kmである。海岸保全区域延長（要指定延長含む）の管理者別内訳は国土交通省約124km（水管理・国土保全局約70km、港湾局約54km）、農林水産省約184km（農村振興局約34km、水産庁約150km）となっている。

壱岐沿岸の総延長は約195kmであり、その内海岸保全区域延長は約79km、その他（一般公共海岸等の延長）は約116kmである。海岸保全区域延長（要指定延長含む）の管理者別内訳は国土交通省約38km（水管理・国土保全局約22km、港湾局約16km）、農林水産省約41km（農村振興局約16km、水産庁約25km）となっている。

対馬沿岸の総延長は約934kmであり、その内海岸保全区域延長は約179km、その他（一般公共海岸等の延長）は約755kmである。海岸保全区域の管理者別内訳は国土交通省約50km（水管理・国土保全局約29km、港湾局約21km）、農林水産省約129km（農村振興局約66km、水産庁約63km）となっている。

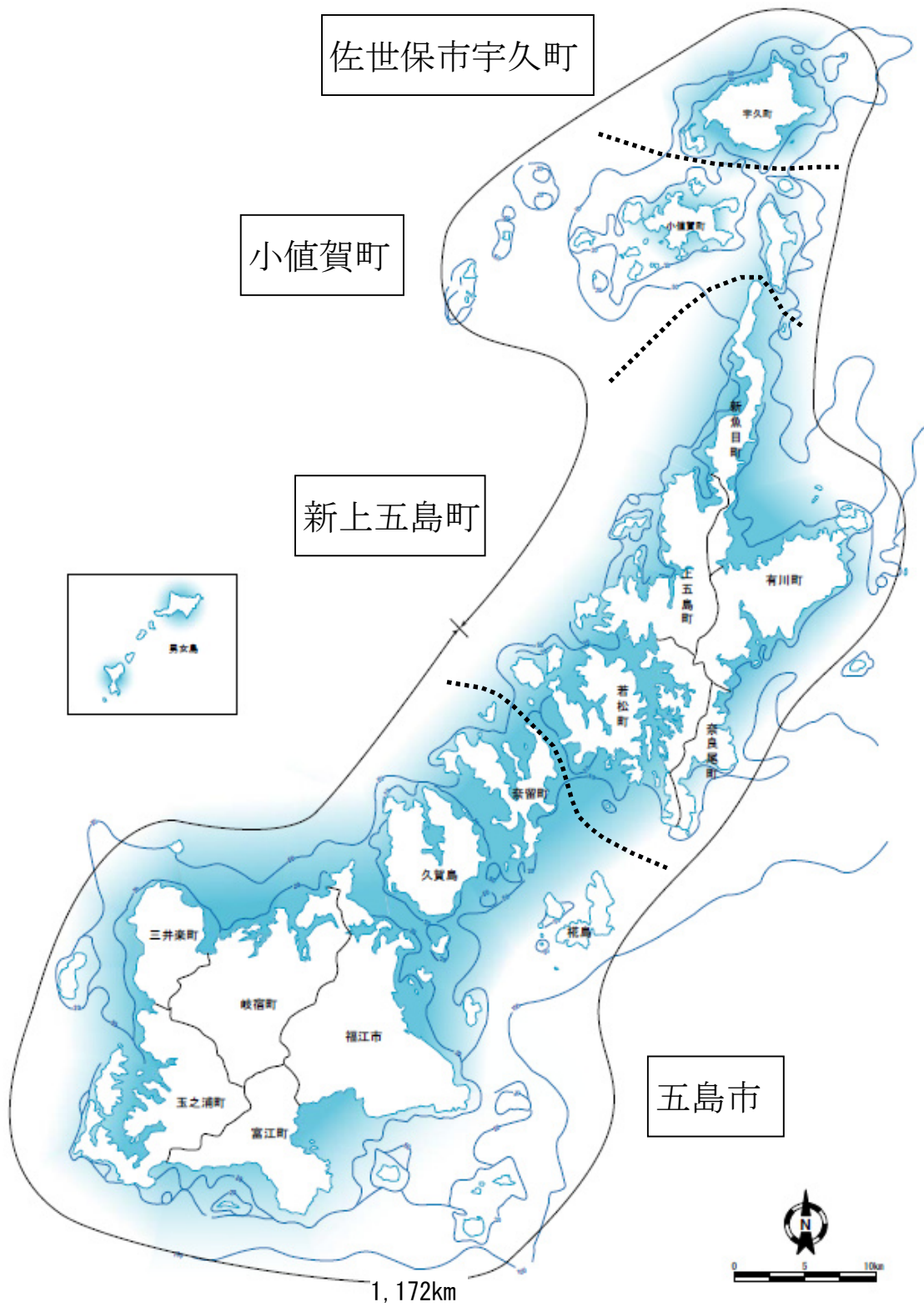


図-2.1 海岸保全基本計画を策定する範囲(五島)

沓崎市

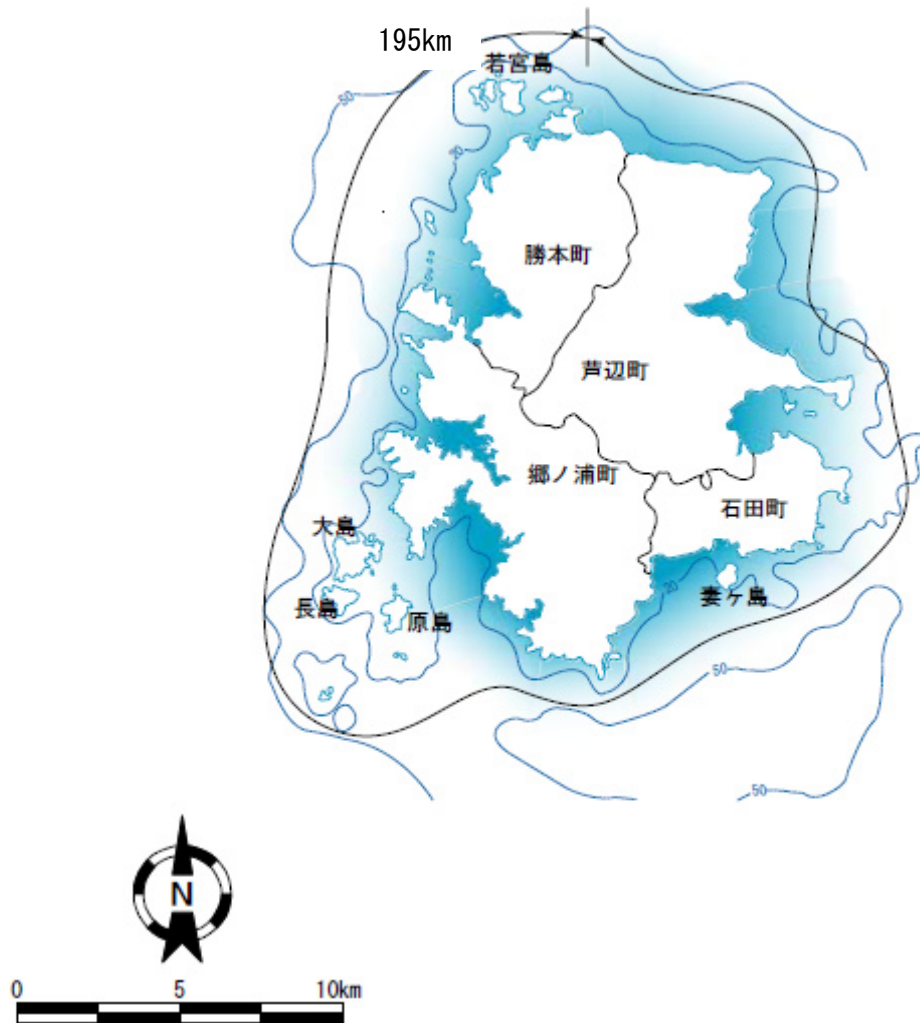


図-2.2 海岸保全基本計画を策定する範囲(沓岐)



図-2.3 海岸保全基本計画を策定する範囲（対馬）

表-2.1 関連市町村一覧

4市2町	五島	2市	市	五島市、佐世保市宇久町
		2町	町	新上五島町、小値賀町
	壱岐	1市	市	壱岐市
	対馬	1市	市	対馬市

2. 海岸の現況

2.1 自然環境

(1) 地形・地質

五島

五島の地形は第三期中期に起こった構造運動とその後の侵食、沈降、火山活動を経て形成されたものであり、各島は随所に溺谷地形を呈している。また臼状火山、盾状火山など各種の火山地形も各所に見られる。

福江島の一部と宇久島、小値賀島を除く五島列島の殆どが小起伏山地で構成され、熔結凝灰岩や砂岩・泥岩(I)からなる。福江島の南東部及び西北部、佐世保市宇久町、小値賀島は岩石台地や火山山麓地(I)、小起伏火山地からなり、主に玄武岩や輝石安山岩からなる。

干潟は主に湾奥に見られるが、沿岸全体として海岸地形が急峻であるため比較的少ない。玉之浦港や三井楽漁港、日島漁港等で埋立等により減少した干潟もある。

壱岐

壱岐島は第三紀層を地質基盤として、これを玄武岩が一面に覆っている岩石台地からなり、内陸部は比較的緩やかな起伏を持つ地形である。また、島東部の河川沿いに扇状地・三角州性の低平地が見られる。玄武岩の火山活動は、流れやすい溶岩を何度も流出させ広い範囲に溶岩台地をつくる。壱岐の緩やかな丘陵地はほとんどこの玄武岩と、玄武岩類が風化をうけてできた赤みを帯びた土からできている。

干潟は主に妻ヶ島から瀬戸浦にかけての壱岐島の東部に多く見られ、芦辺漁港では埋立等により消滅した干潟もある。

対馬

対馬は島全体が山地形を成し、上島と下島の中央は主に小・中起伏山地、浅茅湾や上島北部は大・小起伏丘陵地により構成される。島西側の河川沿いには、三角州性低地が見られる。

全島に渡って厚さ5,000mにも及ぶ対州層群(古第三起漸新世)とよばれる泥質岩でできている。この堆積岩の地層は島の長軸に斜交する北東-南西方向に軸をもった大きな褶曲構造を呈し、この褶曲軸の向きが、島の地形に大きく影響している。また下島の東部はホルンフェルスからなり、これから北東方向に向かって、石英斑岩、花崗岩、粗粒玄武岩などの火成岩体の貫入がある。

海岸線は地形が急峻であるため、干潟はごく一部の湾奥を除いて殆ど見られない。

(2) 気象・海象

五島

五島沿岸は、西九州海洋型の気候区分に属し、温暖多雨で、年平均気温約 16.8℃、年降水量約 2,300mm となっており、本土より比較的降水量が多い。また、冬季の北西風が卓越した地域であり、冬季の平均風速は 3.6m/s 程度である。

(出典：福江測候所資料；昭和 56 年～平成 22 年平均)

壱岐

壱岐沿岸は、日本海型の気候区分となっており、温暖多雨で、年平均気温約 15.7℃と、本土より 1℃程気温が低く、年降水量は約 1,900mm となっている。また、春季の北北東風が卓越した地域であり、春季の平均風速は 2.6m/s 程度である。

(出典：芦辺測候所資料；昭和 56 年～平成 22 年平均)

対馬

対馬沿岸は、日本海型の気候区分となっており、温暖多雨で、年平均気温約 15.8℃と、本土より 1℃程気温が低く、年降水量が約 2,200mm となっている。また、冬季の北北西風が卓越した地域であり、冬季の平均風速は 3.2m/s 程度である。

(出典：厳原測候所資料；昭和 56 年～平成 22 年平均)

その他、当沿岸の潮位は、表-2.2 に示すとおりである。

表-2.2 五島・壱岐・対馬沿岸の潮位

	既往最高潮位 H.H.W.L (m)	朔望平均満潮位 H.W.L (m)	朔望平均干潮位 L.W.L (m)	潮位差 (m)
福江港 (福江検潮所)	T. P. +1.78 H24 年 9 月	T. P. +1.28	T. P. -1.49	2.77
郷ノ浦港 (郷ノ浦港検潮所)	T. P. +1.51 S53 年 8 月	T. P. +1.12	T. P. -1.19	2.31
厳原港 (厳原検潮所)	T. P. +1.44 H15 年 9 月	T. P. +0.91	T. P. -0.89	1.80

(出典：气象台資料、国土交通省資料、海上保安庁資料)

※対馬の高さの基準は浅茅湾の平均海面である。

(3) 流入河川

五島

五島沿岸海域には、24 の二級河川が流入している。二級河川で代表的なものとしては、福江川、中須川、鱈川、一の川等がある。

壱岐

壱岐沿岸海域には、7 の二級河川が流入している。二級河川で代表的なものとしては、谷江川、幡鉾川等がある。

対馬

対馬沿岸海域には、39 の二級河川が流入している。二級河川で代表的なものとしては、佐須川、三根川、佐護川、仁田川、舟志川等がある。

(4) 水 質

五島

五島海域における水質汚濁の主要な指標であるCOD（化学的酸素要求量）で見ると、定期的な観測が実施されている当沿岸海域の環境基準点8カ所（全てA類型）のうち、殆どが環境基準に適合しており、令和6年度においては全ての箇所環境基準に適合している。

（出典：令和6年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果）

また、当沿岸には水質測定を行っている海水浴場が8箇所あり、遊泳期間中の水質は、判定AA…8箇所であり、いずれも良好な水質結果となっている。

（出典：令和7年度海水浴場水質（遊泳前）調査結果について）

壱岐

壱岐海域における水質汚濁の主要な指標であるCOD（化学的酸素要求量）で見ると、定期的な観測が実施されている当沿岸海域の環境基準点3カ所（全てA類型）のうち、殆どが環境基準に適合しており、令和6年度においては全ての箇所環境基準に適合している。（出典：令和6年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果）

また、当沿岸には水質測定を行っている海水浴場が6箇所あり、遊泳期間中の水質は、判定AA…6箇所であり、いずれも良好な水質結果となっている。

（出典：令和7年度海水浴場水質（遊泳前）調査結果について）

対馬

対馬海域における水質汚濁の主要な指標であるCOD（化学的酸素要求量）で見ると、定期的な観測が実施されている当沿岸海域の環境基準点5カ所（全てA類型）のうち、平成10年を除く殆どの年は環境基準に適合しており、令和6年度においては全ての箇所環境基準に適合している。

（出典：令和6年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果）

また、当沿岸には水質測定を行っている海水浴場が1箇所あり、遊泳期間中の水質は、判定AAであり、良好な水質結果となっている。

（出典：令和7年度海水浴場水質（遊泳前）調査結果について）

(5) 生物相

五島

1) 植 物

五島沿岸域に生息する貴重な植物として、荒川のハマジンチョウ、奈留島皴ノ浦のハマジンチョウ群落、福江椎木山の漣痕（いずれも県指定天然記念物）が分布している。

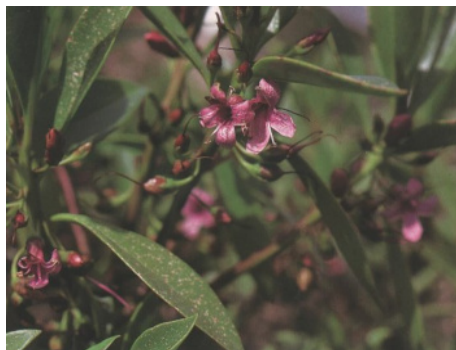
宇久島・小値賀島周辺ではリュウノヒゲモ、ハマジンチョウ（いずれも環境庁絶滅危惧Ⅱ類）が確認されている。上五島ではヒロハマツナ、ウラギク、シバナ、ハマサジ（いずれも同Ⅱ類）が確認されている。若松島・奈留島・久賀島ではハマジンチョウ、ウラギク、シバナ、ヒロハマツナ、ハマサジ（いずれも同Ⅱ類）が確認されている。福江島ではハマナツメ（同ⅠB類）、ハマジンチョウ、シバナ（いずれも同Ⅱ類）が確認されている。男女群島ではトウカンゾウ（同ⅠB類）が確認されている。

福江島では亜熱帯植物が随所でみられ、男女群島では固有の自然を維持する地域として学術上も貴重な島となっている。

また、沿岸の殆どの範囲にアマモ場、ガラモ場、アラメ場等の藻場が見られる。

2) 動 物

五島沿岸域に生息する貴重な動物として、昆虫類は上五島にタイワンツバメシジミ（環境庁絶滅危惧Ⅰ類）、ハラビロハンミョウ（同Ⅱ類）、福江島にタイワンツバメシジミ（同Ⅰ類）、ルイスハンミョウ、ヨドシロヘリハンミョウ（ともに同Ⅱ類）が確認されている。爬虫類はアカウミガメ（同Ⅱ類）が新上五島町江ノ浜・新上五島町高井旅・五島市玉之浦町大宝海岸・五島市赤島で産卵することがこれまで確認されている他、アオウミガメ（同Ⅱ類）が奈留町西沖・東南沖、新上五島町北西沖で、タイマイ（同ⅠB類）が福江島西沖で回遊している。魚類は福江島北部にクボハゼ（同ⅠA類）が確認されている。



県教育庁学芸文化課提供

荒川のハマジンチョウ(五島市玉之浦町)



ハマナツメ

鳥類は上五島ではコシヤクシギ、ウミスズメ（ともに同ⅠA類）、オジロワシ（同ⅠB類）、トモエガモ、ヒメクロウミツバメ、ホウロクシギ、ウチヤマセンニュウ、ハヤブサ（いずれも同Ⅱ類）が確認されている。福江島ではオジロワシ（同ⅠB類）、ウチヤマセンニュウ（同Ⅱ類）が確認されている。男女群島ではコシヤクシギ、ウミスズメ（ともに同ⅠA類）、アカアシシギ、ウチヤマセンニュウ（ともに同Ⅱ類）が確認されている。

壱岐

1) 植 物

壱岐沿岸域に生息する貴重な植物として、北部の辰ノ島で辰ノ島海浜植物群落（国指定天然記念物）がある。また、勝本のハイビヤクシン群落（県指定天然記念物）、コナミキ（環境庁絶滅危惧ⅠB類）が確認されている。



県教育庁学芸文化課提供

辰ノ島海浜植物群落(壱岐市勝本町)

また、沿岸の殆どの範囲にアマモ場、ガラモ場、アラメ場等の藻場が見られる。特に壱岐島の西岸に多く見られる。

2) 動 物

壱岐沿岸域に生息する貴重な動物として、昆虫類はルイスハンミョウ（環境庁絶滅危惧Ⅱ類）が確認されている。爬虫類はアカウミガメ（同Ⅱ類）が筒城浜・錦浜・清石浜で産卵することがこれまで確認されている他、タイマイ（同ⅠB類）が島南沖を回遊している。剣尾類は壱岐市石田町沿岸部でカブトガニ（同Ⅰ類）が確認されている。

鳥類は島北部でウチヤマセンニュウ（同Ⅱ類）、島東部でウミスズメ、コシヤクシギ（ともに同ⅠA類）、ホウロクシギ、コアジサシ、トモエガモ（いずれも同Ⅱ類）が確認され、島南西部でホウロクシギ、トモエガモ（ともに同Ⅱ類）、壱岐各地でオジロワシ（同ⅠB類）、ハヤブサ（同Ⅱ類）が確認されている。

対馬

1) 植 物

対馬沿岸域に生息する貴重な植物として、北島の北岸、西岸にハマサジ（環境庁絶滅危惧Ⅱ類）、南島の西岸にシバナ（同Ⅱ類）、浅茅湾周辺に



チャボイ

カワツルモ（同ⅠB類）ヒロハマツナ、リュウノヒゲモ、チャボイ、ウラギク、シバナ（いずれも同Ⅱ類）が確認されている。

また、沿岸の殆どの範囲にガラモ場、アラメ場等の藻場が見られるが、浅茅湾にはあまり見られない。

2) 動物

対馬沿岸域に生息する貴重な動物として、昆虫類は浅茅湾周辺でヒヌマイトトンボ（環境庁絶滅危惧Ⅰ類）が確認されている。爬虫類はアカウミガメ（同Ⅱ類）が対馬市上対馬町茂木浜で産卵することがこれまで確認されている他、タイマイ（同ⅠB類）、アオウミガメ（同Ⅱ類）が南西沖で回遊している。剣尾類は浅茅湾の一部にカブトガニ（同Ⅰ類）が確認されている。

鳥類は、対馬北西部を中心にクロツラヘラサギ、コシヤクシギ、ウミスズメ（いずれも同ⅠA類）、ホウロクシギ、アカアシシギ、トモエガモ、ハヤブサ（いずれも同Ⅱ類）が確認され、北島東部にツクシガモ（同ⅠB類）、南島北西部にコシヤクシギ（同ⅠA類）、オジロワシ（同ⅠB類）、トモエガモ（同Ⅱ類）、南島東部にコアジサシ、トモエガモ（ともに同Ⅱ類）、対馬各地にウチヤマセンニュウ（同Ⅱ類）が確認されている。

(6) 海岸景観

五島

五島沿岸はいたるところに島と海食崖と溺れ谷でおりなす海岸美が見られる。特に東シナ海側は海崖が発達し、高さ100mをこすものもあり、五島市玉之浦町の大瀬崎断崖は福江島の観光名所となっている。

海岸線は変化に富み、島の数も極めて多い。中でも若松島と中通島の間は若松瀬戸と呼ばれ、海岸線は複雑に入り組み溺谷地形となっている。

砂質海岸は宇久島の大浜とスゲ浜が比較的規模が大きく、福江島にも白良ヶ浜、大浜、香珠子、高浜など小規模なものが散在している。特に、高浜（五島市三井楽町）は日本の渚百選（平成8年）に選ばれている。

泥質海岸は河口付近や内湾にわずかに見られるのみである。

典型的な火山海岸である福江島のあぶんげ銚瀬海岸



海食崖(大瀬崎断崖:五島市玉之浦町)



嵯峨ノ島(五島市三井楽町)

は流出した溶岩が固まったものである。

このような海岸は嵯峨ノ島、小値賀島の属島である宇々島や赤島などにも見られる。

また、五島市奈留町の未津島、鈴ノ浦などには、陸けい砂州が見られる他、ロノ夏井には、小島へと連なる千畳敷が形成されており、その小島の緑と紺碧の海、そして豪壮な千畳敷の大岩が相まって、豊かな景観美を成している。

このように独特の美しい海岸景観を形成している本沿岸域の大部分は西海国立公園及び県自然環境保全地域に指定されている。



千畳敷(五島市奈留町)

壱岐

壱岐島は第三紀層をおおって噴出した玄武岩の溶岩台地で、島全体が平坦な地形である。

本沿岸域は優れた海岸景観を有し、壱岐対馬国定公園に指定されており、左京鼻・黒崎半島の猿岩の海食崖や蛇ヶ谷・鬼の足跡の海食洞、初瀬のマグマ岩脈の溶岩流、棚江原・筒城浜の砂浜など変化に富む景観が見られる。また、日本の白砂青松百選（昭和 62 年）及び日本の渚百選（平成 8 年）に選ばれた海岸線の美しい筒城浜がある。



海食洞(鬼の足跡: 壱岐市郷ノ浦町)



海食崖(猿岩: 壱岐市郷ノ浦町)

対馬

対馬沿岸は、標高 500m 前後の山並みに深い谷が刻まれ、海岸線は変化に富む。中央部に樹枝状リアス式海岸を持つ日本最大の溺谷地形の浅茅湾があり、美しい海岸景観を有することから壱岐対馬国定公園に指定されている。

対馬はほぼ全体が岩石海岸で取り囲まれ、各地に海食崖が見られる。砂質海岸はきわめて少なく、三宇田浜、茂木浜、黒島西部などに



溺谷(浅茅湾: 対馬市美津島町)

小規模なものが見られるに過ぎない。その中で、三宇田浜海水浴場は天然白砂の浜で、南国を思わせるエメラルドグリーンの遠浅の海であることから日本の渚百選（平成 8 年）に選ばれている。

小茂田浜やナイラ浜などは礫が堆積した海岸で、これは各地の海岸の崖下にも見られる。

北端の鰐浦では、毎年 5 月になると一斉に花開いたヒトツバタゴが海岸を取り巻き、豊かな海岸美を見せる。



文化百選より
ヒトツバタゴに囲まれた海岸(対馬市上対馬町)

2.2 海岸と人との関わり

(1) 人口

五島

五島沿岸の市町村は 2 市 2 町あり、総人口は約 5.6 万人であり、これは県全体の約 4%にあたる。

(出典：令和 2 年国勢調査)

そのうち、五島市の 3.4 万人が際だって多く、続いて新上五島町 1.8 万人、小値賀町 0.2 万人、佐世保市宇久町 0.2 万人と続いている。

市町別の人口推移をみると、全ての市町について減少傾向が続いている。

壱岐

壱岐市の総人口は約 2.8 万人であり、これは県全体の約 2%にあたる。

(出典：令和 2 年国勢調査)

市の人口推移をみると、僅かではあるが減少傾向にある。

対馬

対馬市の総人口は約 2.9 万人であり、これは県全体の約 2%にあたる。

(出典：令和 2 年国勢調査)

市の人口推移をみると、減少傾向にある。

(2) 産 業

五 島

五島の産業別就業者数は、第一次産業は 14.4%と県平均の 6.6%と比べて高い値を示している。

第二次産業は、12.6%と県平均の 18.8%と比べてやや低い値を示している。

第三次産業は、70.5%と県平均の 72.2%と比べて低い値を示している。

この比率を沿岸全域における昭和 55 年から令和 2 年までの過去 40 年間の推移で見ると、第一次産業が 40.8%から 14.4%と約 6 割減少し、第二次産業は 14.1%から 12.6%と約 1 割減少、第三次産業は 45.1%から 70.5%と 1.6 倍の増加を示している。

(出典：令和 2 年国勢調査)

壱 岐

壱岐の産業別就業者数は、第一次産業は 16.8%と県平均の 6.6%と比べて高い値を示している。

第二次産業は、15.0%と県平均の 18.8%と比べてやや低い値を示している。

第三次産業は 67.3%と県平均の 72.2%に比べると低い値である。

この比率を沿岸全域における昭和 55 年から令和 2 年までの過去 40 年間の推移で見ると、第一次産業が 47.7%から 16.8%と 3 割程度に減少し、第二次産業は 13.5%から 15.0%と 1.1 倍に増加し、第三次産業は 38.8%から 67.3%と 1.7 倍の増加を示している。

(出典：令和 2 年国勢調査)

対 馬

対馬の産業別就業者数は、第一次産業は 18.4%と県平均の 6.6%と比べて高い値を示している。

第二次産業は 13.2%と県平均の 18.8%と比べてやや低い値を示している。

第三次産業は 66.7%であるが、県平均の 72.2%に比べると低い値である。

この比率を沿岸全域における昭和 55 年から令和 2 年までの過去 40 年間の推移で見ると、第一次産業が 35.7%から 18.4%と約 5 割減少し、第二次産業は 16.8%から 13.2%と約 2 割減少、第三次産業は 47.5%から 66.7%と 1.4 倍の増加を示している。

(出典：令和 2 年国勢調査)

(3) 漁 業

五 島

五島沿岸には 43 箇所第一種漁港、12 箇所第二種漁港、2 箇所第三種漁港（奈留漁港、奈良尾漁港）、4 箇所第四種漁港が点在している。また、沿岸全域において漁業権が設定されている。



奈良尾漁港(新上五島町)

大型魚礁は沿岸のほぼ全域に設置され、人工礁も沖合いにまばらに設置されている。宇久島や小値賀島、玉之浦湾では種苗生産施設が設置され、列島東側では増殖場が造成されている。中通島東沖では人工湧昇流漁場が整備されている。

なお、有川港はかつて近海捕鯨の基地として知られていた。また、青方港は近海漁業船の避難港になっている。

なお、当沿岸域の漁業で、水揚量が多いのは土井ノ浦漁港（新上五島町）、蕨漁港（五島市）等である。

壱岐

壱岐沿岸には 7 箇所の第一種漁港、1 箇所の第三種漁港（芦辺漁港）、1 箇所の第四種漁港が点在している。また、沿岸全域において漁業権が設定されている。

北部ではブリやタイの一本釣り漁業、定置網漁業、イカ釣り漁業が行われている。大型魚礁は沿岸全域に設置され、西部沖では各種増殖場が、北部沖では人工礁が設置されている。

なお、当沿岸域の漁業で水揚量が多いのは芦辺漁港、大島漁港等である。



文化百選より
芦辺漁港（壱岐市芦辺町）

対馬

対馬沿岸には 42 箇所の第一種漁港、6 箇所の第二種漁港、5 箇所の第四種漁港が点在している。また、沿岸全域において漁業権が設定されている。

対馬市上対馬町沖ではまき網漁業、イカ釣り漁業、下島南部では定置網漁業、ブリ飼付漁業、対馬西部ではイカ釣り漁業、ブリ飼付漁業、定置網漁業などが行われている。大型魚礁は沿岸全域に設置され、下島南部、浅茅湾東部、上島北部に種苗生産施設が設置されているほか、増殖場も各地に造成されている。

なお、当沿岸域の漁業で水揚量が多いのは尾崎漁港、一重漁港等である。

(4) 交通

五島

五島沿岸には重要港湾である福江港と 13 の地方港湾がある。

下五島の福江港には、相ノ浦港（五島市奈留町）、奈良尾漁港（新上五島町）を經由して長崎港と結ぶフェリーや高速船が、また、相ノ浦港、青方港（新上五島町）、小値賀漁港（小値



奈良尾フェリーターミナル(新上五島町)

賀町)、平漁港(佐世保市宇久町)を經由して博多港とを結ぶフェリーが就航している。

上五島においては、有川港(新上五島町)、小値賀漁港(小値賀町)、平漁港などがフェリーや高速船で佐世保港と結ばれ、また鯛ノ浦漁港(新上五島町)が高速船で長崎港と結ばれている。

これらの航路は五島と本土間の人流・物流の両面で大きな役割を果たしている。また、列島の島々を結ぶ旅客船も多く就航している。

陸上交通は、中通島の有川から奈良尾までを結び、福江島の福江から富江までを結ぶ国道 384 号が整備されている。その他の主要道路も福江島、中通島、若松島を走っており、中通島と若松島とは橋により結ばれている。

空の玄関口として福江、有川、小値賀の 3 箇所に空港が整備されている。

壱岐

壱岐沿岸には重要港湾である郷ノ浦港と 3 つの地方港湾がある。郷ノ浦港と芦辺漁港には博多港と対馬を結ぶフェリーと高速船が就航しており、印通寺港には佐賀県唐津市との間にフェリーが就航している。これらの航路は壱岐と本土間の人流・物流の両面で大きな役割を果たしている。

陸上交通は、石田から郷ノ浦を經由して勝本へ通じる国道 382 号が整備されている他、壱岐島の全域にわたって主要道路がはりめぐらされている。

空の玄関口として石田の 1 箇所に空港が整備されている。

対馬

対馬沿岸には重要港湾である厳原港と 9 つの地方港湾がある。その中でも厳原港と比田勝港には、壱岐(郷ノ浦港、芦辺漁港)や博多とを結ぶフェリー・高速船が就航し、人流・物流の両面で大きな役割を果たしている。また近年、両港には韓国の釜山とを結ぶ高速船が就航しており、日本と韓国の国際交流の一翼を担っている。

陸上交通は、厳原から比田勝までを結ぶ国道 382 号が整備されている他、主要道路が島内にめぐらされている。

空の玄関口として美津島の 1 箇所に空港が整備されている。

(5) 歴史・文化

五島

五島列島では縄文土器が発掘されており、古代から人々が暮らしていたことが明らかとされている。8 世紀初頭に編纂された「肥前国風土記」には、値嘉郷といわれた小値賀・宇久・下五島の三井楽について記されている。遣唐使は、7 世紀後半には平戸から五島列島を經由しており、「蜻蛉日記」には三井楽の地について記されている。

鎌倉・室町時代になり、五島藩は 1 万 6,000 石の小藩として安堵され、のち 3,000

石の富江領を分知された。五島氏の石田城は、幕末の異国船防御のために築城されたもので、15年の歳月で完成した海城である。1867年に大政奉還により幕藩体制は解体し、1871年の廃藩置県により五島藩は長崎県に統合された。

有川湾口の鯨見山は往時の近海捕鯨基地としての繁栄を偲ばせている。

壱岐

壱岐では弥生土器が発掘されており、古代から人々が暮らしていたことが明らかとされている。中国の史書「魏志倭人伝」には対馬・壱岐の卑狗・卑奴母離のことが記されている。また、「古事記」には本州や九州とともに壱岐・対馬も大八州の一つに数えられていた。

平成5年に大陸や朝鮮との交流を示す、日本最古となる出土遺構・遺物が発見され、平成7年に「原の辻遺跡」として国の特別史跡に指定された。

壱岐・対馬は大和朝廷の朝鮮進出に際して、その前進基地の役割を果たしており、白村江の戦い（663年）に敗れた後、この地に防人がおかれていた。遣隋使や遣唐使は、壱岐・対馬を経て朝鮮半島へとむかうルートをとっていた。

13世紀後半には元寇に際して壱岐・対馬は襲撃を受け、島民は大きな犠牲を被った。鎌倉時代から南北朝時代にかけて活躍した倭寇は壱岐・対馬を本拠地の一つとしていた。その後、壱岐は松浦氏の平戸藩のもとに入った。1867年に大政奉還により幕藩体制は解体し、1871年の廃藩置県により平戸藩は長崎県に統合された。

対馬

対馬には弥生土器など数多くの史跡・文化財が残っており、古代から人々が暮らしていたことが明らかにされている。古くより大陸との交通の要所で、その名は中継地という意味の「津の島」が語源だと言われる。中国の史書「魏志倭人伝」には対馬・壱岐の卑狗・卑奴母離のことや、対馬は山が多く田地が少ないことが記されている。「古事記」には本州や九州とともに壱岐・対馬も大八州の一つに数えられていた。大和朝廷の朝鮮進出に際して、壱岐・対馬がその前進基地の役割を果たしており、白村江の戦い（663年）に敗れた後、この地に防人がおかれていた。遣隋使や遣唐使は、壱岐・対馬を経て朝鮮半島へとむかうルートをとっていた。

13世紀後半には元寇に際して壱岐・対馬は襲撃を受け、島民は大きな犠牲を被った。鎌倉時代から南北朝時代にかけて活躍した倭寇は壱岐・対馬を本拠地の一つとしていた。室町時代には対馬の宗氏は日朝貿易を一手に握り、厳原の港を中心に勢力を伸ばした。

江戸時代に入り、対馬藩の宗氏は李氏朝鮮との国交回復交渉の功により10万石の大名に格付けされた。1867年に大政奉還により幕藩体制は解体し、1871年の廃藩置県により対馬藩は厳原県となり、1872年には長崎県に統合された。

(6) 海洋性レクリエーション

五島

五島沿岸の観光資源は全域に分布し、美しい海を活かした海水浴場や自然景観を活かした名所が多い。特に高浜海水浴場（五島市三井楽町；令和6年利用者数約15,000人）は水質で過去3年間常時AA判定を維持しており、緑で囲まれた白銀色の砂浜であることが評価され日本の水浴場88選（平成13年）に選ばれている。また、蛤浜海水浴場（新上五島町；平成27年利用者数約12,400人）は遠浅の白い砂浜と青い松林のコントラストが美しい海水浴場であることが評価され日本の水浴場88選（平成13年）に選ばれている。

海洋性レクリエーションとしては、福江島のグラスボートでの海中観察などがある。

海と沿岸の人々との関わりを示す行事として、竜神まつり（佐世保市宇久町）、ペーロン大会（小値賀町）、十七日祭り、蛤浜で遊ぼデー（いずれも新上五島町）、五島長崎国際トライアスロン大会（バラモンキング）（五島市）、上五島トライアスロン（新上五島町）、三井楽夏まつり（五島市三井楽町）、ぎょうが崎漁火祭（五島市岐宿町）など数多くのイベントが開催されている。



高浜海水浴場(五島市三井楽町)



蛤浜海水浴場(新上五島町)



トライアスロン IN 五島列島(新上五島町)

壱岐

壱岐沿岸の観光資源は、豊かな自然環境を活かした海水浴場、大陸との交流を示す社寺・文化財などの名所がほぼ全域に多数存在する。特に筒城浜海水浴場（平成27年利用者数約24,000人）は壱岐対馬国定公園区域内に位置し、過去3年間の水質測定でもAA判定を維持し、白砂の浜が美しい弧を描いて続く海水浴場であることから日本の水浴場88選（平成13年）に選ばれている。

主な観光資源としては年間15万人以上が訪れる「一支国博物館」などが挙げられるほか、壱岐で発掘されたステゴドンの化石などもある。

海洋性レクリエーションとしては、壱岐市勝本町のイルカパーク、壱岐市石田町の

グラスボートでの海底観察、ダイビング、ジェットスキーなどのマリンスポーツ、イカ釣り体験ツアーなどがある。

海と沿岸の人々との関わりを示す行祭事として、春一番・風のフェスタ、ツインズビーチフェスティバル、ペーロン大会、舟ぐろう、港祭、辰ノ島フェスティバルなど、イベントが行われている。



筒城浜海水浴場(壱岐市石田町)



春一番・風のフェスタ(壱岐市郷ノ浦町)



イルカパーク(壱岐市勝本町)

対馬

対馬沿岸の観光資源は、島の海岸沿いに点在するが、特に厳原周辺に社寺・文化財が集中している。海水浴場は厳原や上対馬、美津島に分布する。特に対馬市美津島町海水浴場（平成27年利用者数約7,000人）は水質で過去3年間A～AA判定を維持しており、周囲が自然の山々に囲まれたすばらしいロケーションであることから日本の水浴場88選（平成13年）に選ばれている。



美津島町海水浴場(対馬市美津島町)

海と沿岸の人々との関わりを示す行祭事として、ヒトツバタゴ祭り、玄海つつじ祭り、おっどん祭り、舟ぐろう、やまねこ祭、ヤクマ祭り、和多都美神社古式大祭、漁火まつりなどが行われている。

(7) 地域住民の活動

五島・壱岐・対馬沿岸域においては、地域住民等による海岸清掃、環境保全等のボランティア活動が行われている。

(8) 関連計画

関連計画としては、国が定めた「豊かな海辺の創造・海岸長期ビジョン」（平成7年；海岸長期ビジョン研究会）、「国土形成計画（海洋・海域の保全と利活用）」（平成27年）、「今後の海岸保全の基本的な考え方」提言（平成12年；今後の海岸のあり方検討委員会）等の方針・計画の他、長崎県及び沿岸の各自治体が、五島・壱岐・対馬沿岸域の有効活用を目指した基本計画、総合計画を策定している。それ以外にも総合計画や環境基本計画の主要施策に「海岸の利用・保全」、「水産資源の有効活用」等を挙げている。また、五島・壱岐・対馬では、市町村合併に伴い新たに策定された総合計画の中に、海岸保全に関わりのある事項を挙げている。

長崎県と各市町村の海岸保全に関わりのある事項を表-2.3に示す。

表-2.3 主な関連計画

自治体名	計画名	基本理念、方針等	五島・壱岐・対馬沿岸に関わる施策・目標等
長崎県	長崎県総合計画 長崎県総合計画みんなの未来図 2030	ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく	施策の1つの「県民の暮らしと命を守る強靱な県土づくり」のなかで、「気候変動に伴い激甚化・頻発化している自然災害や大規模地震に備え、災害による被害を減らし、県民の生命・財産・暮らしを守るため、施設整備を積極的に推進」とある。
	環境基本計画	海・山・人、未来につながる環境にやさしい長崎県	施策のひとつとして、「水環境の保全」とあり、海域・河川・湖沼等の水質保全対策の推進が挙げられている。
	離島振興計画	ながさき しまの創生～しまの人口減少に歯止めをかける～	講じようとする分野別施策の1つとして、「防災対策の推進」とあり、高潮・海岸浸食・津波に対しては、海岸保全施設の整備を推進するとともに、既存施設の適切な維持管理に努める。とされている。
	過疎地域自立促進計画	住民生活に必要な生活・産業基盤については引き続き整備を行うとともに、産業の振興、交流・定住の促進、医療の確保、生活交通の確保、集落対策などのソフト事業について、創意工夫のあふれる施策を展開し、過疎地域住民が安全、安心に暮らせる地域社会の実現を図る。	・農林水産業のなかで、“水産基盤の整備推進”とある。 ・生活環境の整備のなかで、“風水害に強い生活環境と豊かであるおいのある水辺づくりを推進し、河川・海岸に自然のふれあいの場を創造するとある。
	水産業振興基本計画	多様な人材が活躍し、環境変化に強い持続可能な水産業と賑わいのある漁村づくり	基本目標として、主に、 ・環境変化に強く収益性の高い魅力ある漁業経営体の育成 ・県産水産物の国内外での販売力強化とある。
	海岸漂着物対策推進計画	海岸漂着物の円滑な処理の推進、海岸漂着物の効果的な発生抑制、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	目標として、“海岸漂着物の円滑な処理”、“県民生活で生じる廃棄物の発生抑制”、“外国由来の海岸漂着物の削減”とある。
五島市	第3期総合戦略	創造する未来 海と共に輝く宝“しま”	基本目標として、「雇用を生み出し、稼ぐ“しま”をつくる」、「安全・安心な、魅力ある“しま”をつくる」とある。具体的な施策のなかに、『漁港漁場の整備』、『社会生活基盤の計画的な整備・維持管理』とある。
新上五島町	第2次総合計画(2025～2034)	海あり山あり笑顔あり 魅惑のしま 上五島	目指す姿(施策)として、漁業の将来を担う人材の確保や育成、養殖業の拡大を図るとともに、資源増殖と沿岸環境の保全を目指す漁場づくりを推進します。併せて、各関係機関と連携し、漁村地域の活性化、水産業の振興を図り、持続的発展を目指します。」とある。
小値賀町	第5次小値賀町総合計画	美しい海のみち 生き生きとした産業のみち ふれあいとやすらぎのみち	戦略の柱「くらし」：いつまでも安心して生活できる持続可能なくらしづくりとある。施策のなかに、『スマート水産業推進事業』、『先進技術を活用した藻場造成』、『水産基盤整備事業』とある。
佐世保市	第7次総合計画	・変革、発展を推し進め、活力あふれるまちづくりに「挑戦」します。 ・常に高いクオリティと新たな価値を求め、夢と希望に輝くまちを「創造」します。 ・様々な文化。価値観を互いに尊重し認め合う「多様性」のあるまちをつくります。 ・郷土愛、共感を育み、ともに暮らし支え合う「共生」の精神を持つまちづくりを行います	施策の一部として、 ・水産業の振興：水産資源の維持及びそれを育む漁場環境の適切な保全 ・港湾：人流と物流を支えるみなとづくりとして「経済活動の基盤となる社会資本の整備」、「安全安心な港湾施設の計画的な維持管理」等がある

<p>吉崎市</p>	<p>第4次 総合計画</p>	<p>「幸せ実感」ともに創る新たな未来</p>	<p>基本目標として、「希望の仕事があり稼ぐ力がある島」、「持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島」とある。具体的な施策のなかに、『藻場・資源の回復』、『港湾・漁港施設の整備』、『スマート漁業の推進』、『海業の推進』、『河川・海岸の整備』とある。</p>
<p>対馬市</p>	<p>第3次 総合計画</p>	<p>心豊かに暮らし続けられる 共創・自立・循環の宝島 対馬</p>	<p>しまづくりテーマとして、「多様な働き方で地域経済を動かしている島」、「自慢したい島・選ばれる島」とある。具体的な方針のなかに、『水産業では、対馬の基幹産業として第一次産業を牽引し、海洋資源保護（藻場の保全・再生等）と水産資源管理、魚価向上を進めるとともに漁港漁場整備・機能保全を図ります。』、『磯焼け対策を計画的に実施し、藻場の再生などを通じて、海洋生態系の回復を図ります。資源管理計画に基づき、漁業者主体による持続可能な漁業の実践を支援します。海洋環境に関する調査・モニタリングを継続し、科学的知見に基づく管理を行います。』とある。</p>

2.3 海岸整備の状況

(1) 既往災害と実態

1) 高 潮

昭和 26 年 10 月の台風第 11 号（マージ台風）が九州の中央を縦走し、県下のほぼ全域で高潮の被害を受けた。また、五島では昭和 31 年の台風 9 号・台風 12 号、昭和 34 年の台風 14 号でも被害を被っている。

2) 高 波

長崎県で大波の被害を受けるのは、台風が九州の南西海上からまともに長崎県に襲来するか、または長崎県の西方海上を北上する場合である。五島では大正 3 年 6 月の台風では男女群島で 30 隻のさんご採取船が遭難し 64 名が死亡し、対馬では昭和 62 年の台風 12 号では港湾・漁港施設に被害を被った。

3) 侵 食

長崎県は台風の常襲地帯であり、また、五島・壱岐・対馬沿岸は東シナ海及び対馬海峡に北西側に面した海岸があることにより、沿岸域に点在する砂浜海岸や海食崖では、台風や冬季季節風に起因する波浪により被害がみられる。

(2) 海岸事業の変遷

五 島

五島沿岸の海岸整備は、古くは昭和初頭から進められてきたが、本格的には昭和 31 年の 12 号台風と昭和 34 年の 14 号台風による甚大な被害を契機に高潮対策に対しての護岸の改良や新設による海岸整備に着手した。昭和 62 年の台風 12 号、平成 3 年の台風 19 号等による甚大な被害を受け、防災上の観点から更なる海岸整備が望まれている。海岸整備は、老朽護岸の改良、天端高不足に対する嵩上、越波対策として消波工設置等を行っている。さらに、近年の海洋性レクリエーション需要の増大に対応し、親水性護岸等の整備も行っている。

壱 岐 ・ 対 馬

壱岐・対馬沿岸における海岸整備は、概して昭和 31 年海岸法制定以降災害復旧事業により部分的になされた。本格的には昭和 40 年代初期から一部の海岸で始まり、高潮対策としての護岸の改良や新設による海岸整備に着手した。昭和 62 年には台風 12 号による甚大な被害を受け、防災上の観点から更なる海岸整備が望まれている。海岸整備は、老朽護岸の改良、天端高不足に対する嵩上、越波対策として消波工設置等を行っている。さらに、近年の海洋性レクリエーション需要の増大に対応し、親水性護岸等の整備も行っている。

(3) 海岸線延長の内訳

五島沿岸では総延長 1,165km のうち 310km、壱岐沿岸では総延長 192km のうち 79km、対馬沿岸では総延長 930km のうち 178km が海岸保全区域に指定されており、そのなかで海岸保全施設の整備が行われている。海岸保全区域の管理区分を図－2.4～図－2.6 に示す。

表－2.4 五島・壱岐・対馬沿岸海岸総延長の内訳

沿岸名	五島	壱岐	対馬	合計
項目	延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)
沿岸海岸総延長 (要保全海岸延長+その他海岸延長-二線堤延長)	1,172	195	934	2,301
要保全海岸延長	308 (15)	79 (5)	179 (5)	566 (25)
海岸保全区域延長	308 (15)	79 (5)	178 (5)	566 (25)
国土交通省				
水管理・国土保全局	70 (0)	22 (0)	29 (0)	121 (0)
港湾局	54 (0)	16 (0)	21 (1)	91 (1)
農林水産省				
農村振興局	34 (0)	16 (0)	66 (0)	116 (0)
水産庁	150 (15)	25 (5)	63 (4)	238 (24)
要指定延長	0	0	0	0
その他海岸延長 (一般公共海岸を含む)	864	116	755	1,735

() の数値は二線堤延長を示す

所管	海岸名
国土交通省 水管理 国土保全局 (70Km)	[7]平坂 [4]白浜 [7]小長崎 [3]腰切 [7]小田 [3]大水 [4]上の鼻 [7]大瀬良 [7]小形松 [3]大浦先谷 [7]先筋 [3]田尻 [3]千切 [4]浦 [7]後地 [7]エスの木 [7]郷の首 [7]高松 [7]津木浦 [1]麻崎 [7]小手浦 [3]猪浦 [3]折島 [3]今里浦 [7]船崎 [4]郷の濱 [3]郷の瀬 [7]水の浦 [3]新田郎崎 [3]大平 [7]守崎 [3]滝河原 [1]堤 [3]漁生浦 [3]有福 [7]河原 [3]権原 [7]岩ヶ島 [7]大林 [7]田尻 [7]本河原 [7]小田 [7]江上 [7]ノコビ浦 [7]熊高 [7]葛島 [7]葛島 [7]葛島 [7]田の浦 [7]深ノ浦 [7]内幸 [7]オツラ島 [7]半泊 [7]岩崎 [7]赤瀬 [7]小田河原 [7]榎ノ木 [7]南河原 [7]八幡 [7]江崎 [7]豆粒 [7]田尻 [7]引賣島 [7]松葉勢 [7]大保 [7]丸子 [7]頓泊 [7]高浜 [7]長津 [7]磯ノ池 [7]茶園 [7]前小島 [7]津原 [7]福見
国土交通省 港湾局 (53Km)	(A)曾根港 (B)小瀬良港 (C)榎津港 (D)有川港 (E)有川港 (F)有川港 (G)郷ノ浦 (H)青方港 (I)青方港 (J)青方港 (K)若松港 (L)相の浦港 (M)相の浦港 (N)相の浦港 (O)相の浦港 (P)相の浦港 (Q)相の浦港 (R)相の浦港 (S)折紙港 (T)浜船港 (U)芦ノ浦港 (V)毛吹港 (W)椛島港 (X)椛島港 (Y)椛島港 (Z)椛島港 (AA)福江港 (AB)福江港 (AC)カヅメ港 (AD)富江港 (AE)富江港 (AF)富江港 (AG)玉ノ浦港 (AH)玉ノ浦港 (AI)玉ノ浦港 (AJ)玉ノ浦港 (AK)玉ノ浦港 (AL)玉ノ浦港 (AM)浜幸港 (AN)瀬ノ元港 (AO)大川港 (AP)坂宿港 (AQ)坂宿港 (AR)坂宿港 (AS)瀬ノ木 (AT)岸ノ下 (AU)三岳間 (AV)坂崎 (AW)坂ノ浦 (AX)大河原 [e]平坂 [h]浦浦 [i]向崎 [j]福コモリ [k]要浜 [l]水垂 [m]鬼塚 [n]古園 [o]古里 [p]平 [q]宮ノ浦 [r]立神 [s]大菅根 [t]針木 [u]大川原 [v]腰切 [w]大畑 [x]ヌゲ [y]広浦 [z]田手ノ浦 [aa]池ノ浦 [ab]与石 [ac]納手 [ad]飯ノ崎 [ae]船越 [af]赤浜 [ag]郷ノ浦 [ah]榎津 [ai]竹崎 [aj]鳥渡 [ak]宮崎 [al]大泊 [am]田尻 [an]数呂木 [ao]数呂木(2) [ap]段ノ上・赤尾 [aq]岳ノ坂 [ar]高山 [as]野崎 [at]早崎 [au]登ヶ浦 [av]大池 [aw]白魚 [ax]音吹浦 [ay]宇戸 [az]アヅ浦 [ba]白浜 [bb]博見 [bc]熊高 [bd]男勝浦 [be]石可 [bf]久賀 [bg]市小水 [bh]福見 [bi]田崎 [bj]奥浦 [bk]欠番 [bl]大泊 [bm]早津 [bn]六方 [bo]萬佐手 [bp]於鶴ヶ浦 [bq]小浜 [br]土取 [bs]長崎第2字 [bt]奈切 [bu]八瀬
農林水産省 農村振興局 (38Km)	[1]木場漁港 [2]木場漁港 [3]平漁港 [4]平漁港 [5]小浜漁港 [6]小浜漁港 [7]神の浦漁港 [8]神の浦漁港 [9]古里漁港 [10]寺島漁港 [11]納島漁港 [12]柳漁港 [13]前方漁港 [14]小値賀漁港 [15]小値賀漁港 [16]小値賀漁港 [17]浜津漁港 [18]斑漁港 [19]浜津漁港 [20]敷路木漁港 [21]大島漁港 [22]大島漁港 [23]野崎漁港 [24]奈摩漁港 [25]奈摩漁港 [26]奈摩漁港 [27]小車漁港 [28]小車漁港 [29]小車漁港 [30]小車漁港 [31]小車漁港 [32]小車漁港 [33]小車漁港 [34]小車漁港 [35]小車漁港 [36]似首漁港 [37]似首漁港 [38]似首漁港 [39]丸尾漁港 [40]七日漁港 [41]七日漁港 [42]小河原漁港 [43]崎浦漁港 [44]崎浦漁港 [45]崎浦漁港 [46]江ノ浦漁港 [47]太田漁港 [48]鯛ノ浦漁港 [49]鯛ノ浦漁港 [50]神ノ浦漁港 [51]神ノ浦漁港 [52]浜車漁港 [53]岩瀬浦漁港 [54]岩瀬浦漁港 [55]奈良尾漁港 [56]奈良尾漁港 [57]奈良尾漁港 [58]桐古里漁港 [59]浦漁港 [60]道土井漁港 [61]飯ノ瀬戸漁港 [62]上五島漁港 [63]上五島漁港 [64]上五島漁港 [65]上五島漁港 [66]上五島漁港 [67]上五島漁港 [68]上五島漁港 [69]日島漁港 [70]大平漁港 [71]神ノ浦漁港 [72]神船漁港 [73]土井ノ浦漁港 [74]赤瀬漁港 [75]日島漁港 [76]日島漁港 [77]汐池漁港 [78]東風泊漁港 [79]奈留漁港 [80]奈留漁港 [81]奈留漁港 [82]奈留漁港 [83]奈留漁港 [84]鈴ノ浦漁港 [85]輪漁港 [86]神船漁港 [87]大車漁港 [88]葛島漁港 [89]矢神漁港 [90]矢神漁港 [91]矢神漁港 [92]細石流漁港 [93]藤漁港 [94]五輪漁港 [95]野園漁港 [96]田ノ浦漁港 [97]本瀬漁港 [98]伊福貴漁港 [99]奥浦漁港 [100]奥浦漁港 [101]奥浦漁港 [102]伊良漁港 [103]長手漁港 [104]崎山漁港 [105]海津漁港 [106]大浜漁港 [107]増田漁港 [108]黒島漁港 [109]赤島漁港 [110]黒島漁港 [111]佐冠漁港 [112]佐冠漁港 [113]下漁港 [114]黒瀬漁港 [115]大宝漁港 [116]荒川漁港 [117]荒川漁港 [118]丹奈漁港 [119]嵯峨島漁港 [120]貝津漁港 [121]波砂間漁港 [122]塩水漁港 [123]柏漁港 [124]高崎漁港 [125]後網漁港 [126]ハノ川漁港 [127]三井美漁港 [128]三井美漁港 [129]水ノ浦漁港
農林水産省 水産庁 (149Km)	[1]木場漁港 [2]木場漁港 [3]平漁港 [4]平漁港 [5]小浜漁港 [6]小浜漁港 [7]神の浦漁港 [8]神の浦漁港 [9]古里漁港 [10]寺島漁港 [11]納島漁港 [12]柳漁港 [13]前方漁港 [14]小値賀漁港 [15]小値賀漁港 [16]小値賀漁港 [17]浜津漁港 [18]斑漁港 [19]浜津漁港 [20]敷路木漁港 [21]大島漁港 [22]大島漁港 [23]野崎漁港 [24]奈摩漁港 [25]奈摩漁港 [26]奈摩漁港 [27]小車漁港 [28]小車漁港 [29]小車漁港 [30]小車漁港 [31]小車漁港 [32]小車漁港 [33]小車漁港 [34]小車漁港 [35]小車漁港 [36]似首漁港 [37]似首漁港 [38]似首漁港 [39]丸尾漁港 [40]七日漁港 [41]七日漁港 [42]小河原漁港 [43]崎浦漁港 [44]崎浦漁港 [45]崎浦漁港 [46]江ノ浦漁港 [47]太田漁港 [48]鯛ノ浦漁港 [49]鯛ノ浦漁港 [50]神ノ浦漁港 [51]神ノ浦漁港 [52]浜車漁港 [53]岩瀬浦漁港 [54]岩瀬浦漁港 [55]奈良尾漁港 [56]奈良尾漁港 [57]奈良尾漁港 [58]桐古里漁港 [59]浦漁港 [60]道土井漁港 [61]飯ノ瀬戸漁港 [62]上五島漁港 [63]上五島漁港 [64]上五島漁港 [65]上五島漁港 [66]上五島漁港 [67]上五島漁港 [68]上五島漁港 [69]日島漁港 [70]大平漁港 [71]神ノ浦漁港 [72]神船漁港 [73]土井ノ浦漁港 [74]赤瀬漁港 [75]日島漁港 [76]日島漁港 [77]汐池漁港 [78]東風泊漁港 [79]奈留漁港 [80]奈留漁港 [81]奈留漁港 [82]奈留漁港 [83]奈留漁港 [84]鈴ノ浦漁港 [85]輪漁港 [86]神船漁港 [87]大車漁港 [88]葛島漁港 [89]矢神漁港 [90]矢神漁港 [91]矢神漁港 [92]細石流漁港 [93]藤漁港 [94]五輪漁港 [95]野園漁港 [96]田ノ浦漁港 [97]本瀬漁港 [98]伊福貴漁港 [99]奥浦漁港 [100]奥浦漁港 [101]奥浦漁港 [102]伊良漁港 [103]長手漁港 [104]崎山漁港 [105]海津漁港 [106]大浜漁港 [107]増田漁港 [108]黒島漁港 [109]赤島漁港 [110]黒島漁港 [111]佐冠漁港 [112]佐冠漁港 [113]下漁港 [114]黒瀬漁港 [115]大宝漁港 [116]荒川漁港 [117]荒川漁港 [118]丹奈漁港 [119]嵯峨島漁港 [120]貝津漁港 [121]波砂間漁港 [122]塩水漁港 [123]柏漁港 [124]高崎漁港 [125]後網漁港 [126]ハノ川漁港 [127]三井美漁港 [128]三井美漁港 [129]水ノ浦漁港

※名称は地区名として、港湾局所管については港湾名とした。
 ※各名称の「海岸」は省略した。
 ※続廃合等により区域を廃止した海岸については「欠番」と記載した。

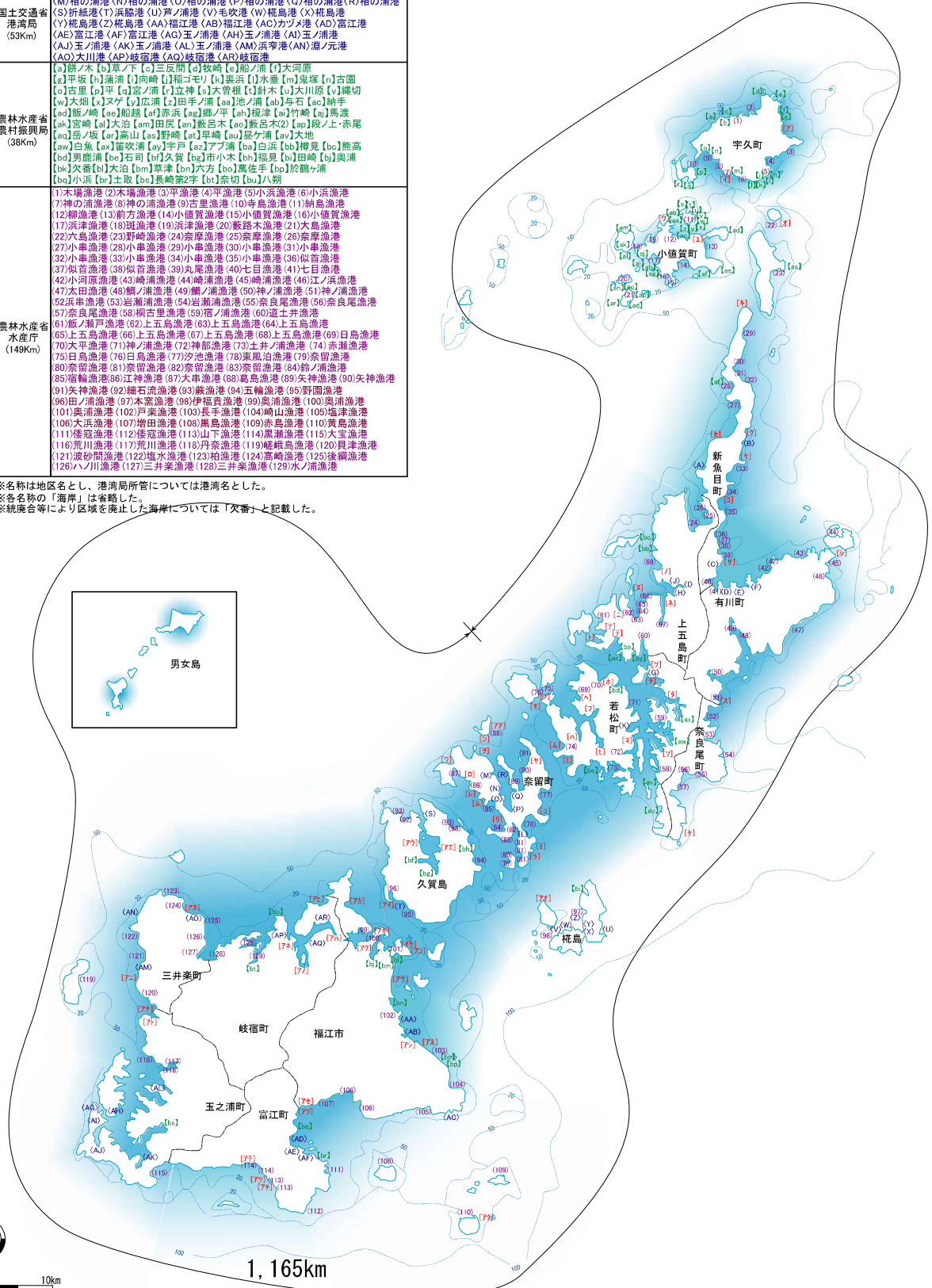
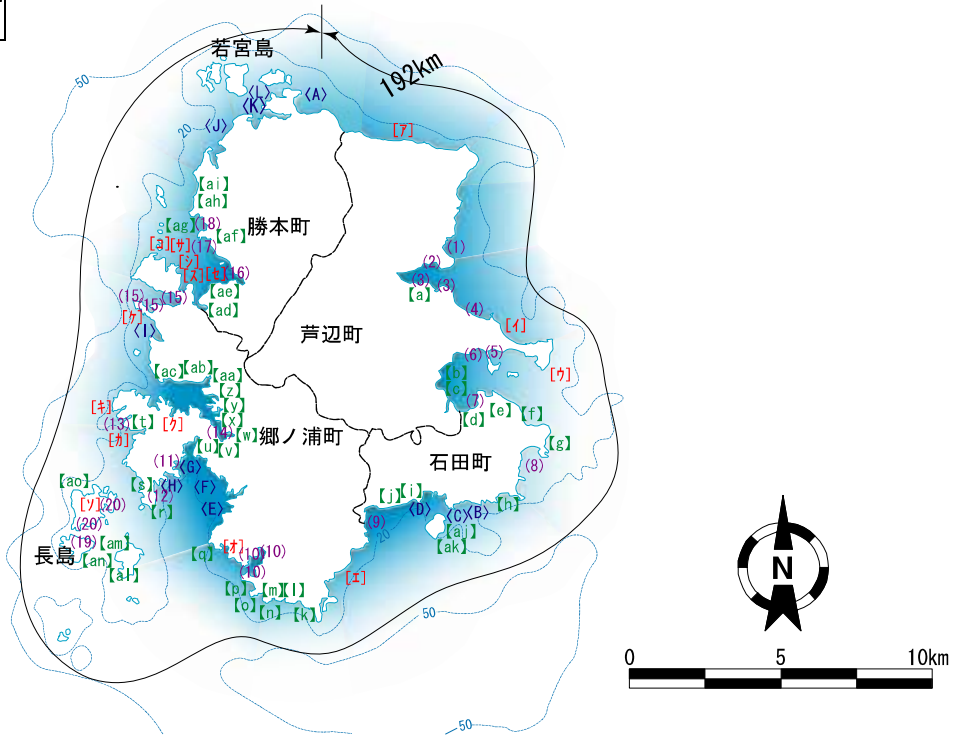


図-2.4 海岸保全区域位置図

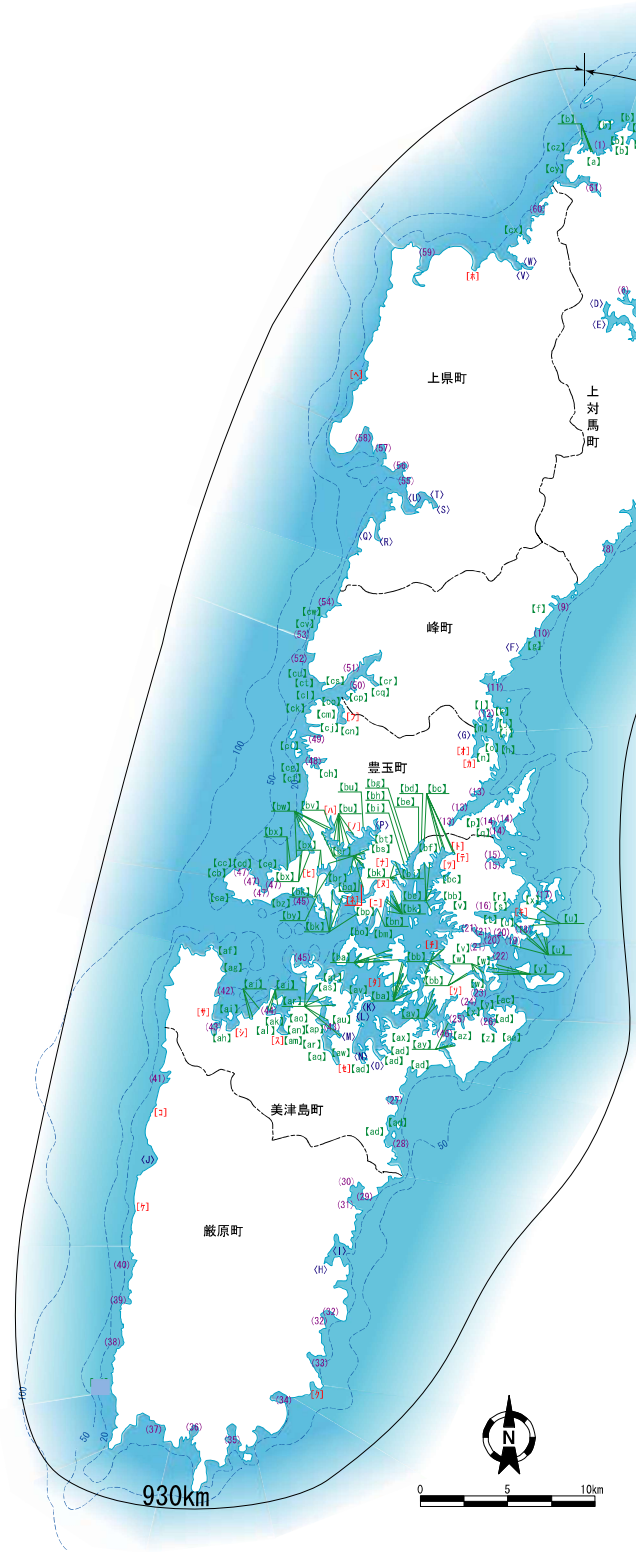
彦根市



所管	海岸名
国土交通省 水管理・ 国土保全局 (22km)	[ア]江角 [イ]八幡 [ウ]長者原 [エ]当田 [オ]馬立 [カ]栗岳 [キ]長崎 [ク]半城湾 [ケ]小牧崎 [コ]竹の浦 [サ]遍後 [シ]篠石 [ス]後藤 [セ]白釘 [ソ]前田
国土交通省 港湾局 (16km)	<A>勝本港 印通寺港 <C>印通寺港 <D>印通寺港 <E>郷ノ浦港 <F>郷ノ浦港 <G>郷ノ浦港 <H>郷ノ浦港 <I>森ノ浜港 <J>勝本港 <K>勝本港 <L>勝本港
農林水産省 農村振興局 (16km)	[a]松崎 [b]椎ノ木川 [c]深江 [d]山崎 [e]筒城山崎 [f]長手 [g]筒城 [h]石田筒城 [i]四郎瀬 [j]小白瀬 [k]倉谷 [l]平床 [m]南川 [n]塩屋 [o]平川 [p]椿川 [q]高磯 [r]懸州 [s]呼瀬 [t]柏 [u]池ノ下 [v]海田新田 [w]出口 [x]薄井 [y]松崎 [z]遠見 [aa]崎山 [ab]御津 [ac]海曲 [ad]刈田院 [ae]大柳 [af]樋田 [ag]後山 [ah]鋤崎 [ai]古防 [aj]松ヶ元 [ak]宝ヶ元 [al]原島東 [am]原島西 [an]赤部 [ao]渡良大島
農林水産省 水産庁 (25km)	(1)箱崎前浦漁港(2)芦辺漁港(3)芦辺漁港(4)芦辺漁港 (5)八幡浦漁港(6)八幡浦漁港(7)山崎漁港(8)七湊漁港 (9)久喜漁港(10)初山漁港(11)渡良漁港(12)渡良漁港 (13)渡良漁港(14)渡良漁港(15)母ヶ浦漁港(16)湯ノ本漁港 (17)湯ノ本漁港(18)湯ノ本漁港(19)大島漁港(20)大島漁港

※名称は地区名とし、港湾局所管については港湾名とした。
 ※各名称の「海岸」は省略した。

図一2.5 海岸保全区域位置図



所管	海岸名
国土交通省 水管理 国土保全局 (29Km)	[ア]三宇田 [イ]津和 [ロ]名方浦 [リ]芥木 [レ]位之端浜 [ハ]花戸 [ニ]幸崎 [ヒ]安神ワロ [ヘ]権根 [コ]阿連ワシカ [サ]今里 [シ]加志浦 [ス]箕形 [セ]洲藻浦 [ソ]玉調浦 [タ]島山 [チ]大山在所 [ツ]在所 [テ]石原 [ト]坂ナン [ナ]系瀬 [ニ]貝瀬 [フ]嵯峨浦 [ホ]佐志賀在所 [リ]卯麦浜 [ハ]佐保浦 [コ]貝口 [フ]田ノ浜 [ノ]刈生 [ネ]井口浜
国土交通省 港湾局 (19Km)	(A)比田勝港 (B)比田勝港 (C)比田勝港 (D)比田勝港 (E)比田勝港 (F)峰港 (G)曾ノ浦港 (H)蔽原港 (I)蔽原港 (J)小茂田港 (K)竹敷港 (L)竹敷港 (M)竹敷港 (N)竹敷港 (O)竹敷港 (P)仁位港 (Q)鹿見港 (R)鹿見港 (S)仁田港 (T)仁田港 (U)仁田港 (V)佐須奈港 (W)佐須奈港
農林水産省 農村振興局 (67Km)	[a]鵜場(2) [b]落手井戸 [c]深浦 [d]コフノ探 [e]瀬戸 [f]椎の浦 [g]鹿の浦 [h]飯盛 [i]水ヶ浦 [j]竹の浦 [k]オロノ浦(一里ヶ浦) [l]オロノ浦 [m]トクエ [n]ナキハ [o]船カク [p]元横浦 [q]白子 [r]雷 [s]大島 [t]ニツテ [u]竹崎(2) [v]加瀬浦(2) [w]中の浦(1) [x]水の浦 [y]ウゼ [z]モト越(2) [aa]モト越(1) [ab]源八 [ac]モト [ad]久須ヶ浜 [ae]欠番 [af]採の口 [ag]木ノ木場 [ah]名越平原 [ai]松浦 [aj]長浜 [ak]大碓 [al]タガエ [am]槻木河内 [an]クヤン島 [ao]赤隈 [ap]棕木庭 [aq]イカノ原 [ar]坂ナン [as]大平 [at]飯盛 [au]深浦 [av]由理越 [aw]血浦 [ax]白達江 [ay]ムツロ [az]方関 [ba]環わだ [bb]和田の浦(3) [bc]シラカタ [bd]和坂浜 [be]志賀原 [bf]山木③ [bg]山木 [bh]山木② [bi]若松 [bj]ナヤマ [bk]長崎 [bl]梅木 [bm]クシラセ [bn]浦の原 [bo]貝瀬 [bp]ヌエ [bq]コウカ [br]ツリカマ [bs]ヤヤリ [bt]和宮 [bu]ハトオキ [bv]ヒワ坂 [bw]イキ [bx]ナツ浦 [by]アガリ [bz]アヲウ [ca]エシ [cb]アルモ [cc]ケシ [cd]池田 [ce]カヌミ [cf]妙田 [cg]トクノ浦 [ch]梅木 [ci]弓ヶ浦 [cj]コチカラ [ck]根緒先 [cl]丸島 [cm]魚入 [cn]田浦 [co]オウタ [cp]白帽子 [cq]カンゾロ [cr]橋辺 [cs]草葉 [ct]和原 [cu]保利 [cv]ウシツキ [cw]チンダ [cx]立石 [cy]白浜 [cz]白浜段
農林水産省 水産庁 (63Km)	(1)鵜浦漁港 (2)豊漁港 (3)泉漁港 (4)宮ヶ浦漁港 (5)唐舟志漁港 (6)浜久須漁港 (7)五根緒漁港 (8)小鹿漁港 (9)志越漁港 (10)志多賀漁港 (11)佐賀漁港 (12)櫛漁港 (13)千尋藻漁港 (14)堤浜漁港 (15)置谷漁港 (16)芦ヶ浦漁港 (17)赤島漁港 (18)住吉漁港 (19)鴨居瀬漁港 (20)鴨居瀬漁港 (21)鴨居瀬漁港 (22)鴨居瀬漁港 (23)三浦湾漁港 (24)三浦湾漁港 (25)三浦湾漁港 (26)三浦湾漁港 (27)高浜漁港 (28)根緒漁港 (29)阿須湾漁港 (30)阿須湾漁港 (31)阿須湾漁港 (32)尾浦漁港 (33)安神漁港 (34)久和漁港 (35)内院漁港 (36)豆酸漁港 (37)豆酸漁港 (38)瀬漁港 (39)久根浜漁港 (40)上槻漁港 (41)阿連漁港 (42)尾崎漁港 (43)西海漁港 (44)西海漁港 (45)西海漁港 (46)大船越漁港 (47)唐崎漁港 (48)小網漁港 (49)銘漁港 (50)三根漁港 (51)三根漁港 (52)木坂漁港 (53)青海漁港 (54)津柳漁港 (55)越高漁港 (56)越高漁港 (57)伊奈漁港 (58)伊奈漁港 (59)佐護湊漁港 (60)西津屋漁港 (61)大浦漁港

※名称は地区名とし、港湾局所管については港湾名とした。
 ※各名称の「海岸」は省略した。
 ※統廃合等により廃止となった海岸については「欠番」と記載した。

図-2.6 海岸保全区域位置図

2.4 海岸の現況特性の総括

五島・壱岐・対馬沿岸の現況特性を「海岸の防護」、「環境の整備と保全」及び「公衆の適正な利用」の3つの観点から整理すると、次のようにまとめられる。

(1) 海岸の防護に係る現況特性

五島

五島列島は、東シナ海上にあり、九州西方を北上する台風の常襲地域に位置しているため、外洋に面する北部五島や中通島、福江島では、過去に幾度となく高潮・高波による深刻な被害を受けている。一方、久賀島、奈留島、若松島などは南北を他の島に挟まれているために、比較的台風の影響は直接的には受けにくいですが、海岸施設の老朽化が懸念されている。

当沿岸域は山地が直接海に接する急峻な地形を形成した岩礁海岸が卓越している。国道などの社会基盤施設や住宅は、リアス式海岸の入江のわずかな平地に点在しており、越波・飛沫の被害がみられる。また、施設の老朽化や海岸の侵食がみられるところもある。

壱岐

壱岐沿岸域は岩石台地からなり比較的緩やかな起伏をもつ地形である。入江はそれほど奥まっておらず、道路、宅地、農地などの社会基盤施設が比較的海岸沿いに集まっている。

外洋に面するところでは、波が高く、台風時には高潮の被害を受けている海岸や高波・飛沫による浸水被害を生じる海岸もある。また、海岸侵食により、海岸線が背後地の道路にまで迫ってきているところや、礫浜の侵食被害が生じているところもみられる。

対馬

対馬は島全体が山地地形を成し、中央部に樹枝状リアス式海岸を持つ日本最大の溺谷地形の浅茅湾がある。外海に面したところは波が高く、高波の被害を受け易い。一方、浅茅湾内やリアス式海岸の入江奥では、比較的波は穏やかではあるが施設の老朽化や天端高不足などの問題がある。国道などの社会基盤施設や住宅は、リアス式海岸の入江のわずかな平地に点在しており、古くから整備されている石積護岸の老朽化や天端高不足がみられる。また、北西海岸では礫浜の海岸侵食がみられる。

(2) 環境の整備と保全に係る現況特性

五島

五島沿岸域の多くが山付の自然海岸で、沿岸域には藻場が多く、背後地には豊かな自然環境が多く残されている。また、一部では美しい砂浜も見られる

沿岸域においては多くの魚類の生息する藻場が分布しているほか、アカウミガメが新上五島町江ノ浜・新上五島町高井旅・五島市玉之浦町大宝海岸・五島市赤島で産卵することがこれまで確認されている。また、増殖場や魚礁なども多く設置され、漁業も盛んである。

五島沿岸は西海国立公園に指定され、青い海と自然豊かで複雑な海岸線が、独特の美しい海岸景観を形成している。一部には砂浜も見られ海水浴場などにも利用されており、これらの景観を保全していく必要がある。

壱岐

壱岐沿岸域の整備は主に防護に重点を置いた海岸整備であった。しかしながら、整備が行われていない海岸の殆どが、山付の海岸であるため、いまだに多くの自然海岸や藻場、海岸林などが残されている。また、美しい砂浜が各所で見られる。

沿岸域においては多くの魚類の生息する藻場が分布しているほか、壱岐市石田町海岸部でアカウミガメの産卵やカブトガニなどの貴重な動植物の生息が確認されている。また、増殖場や魚礁なども多く設置され、漁業も盛んである。

壱岐は優れた海岸の景観と山岳景観を有しているとして壱岐対馬国定公園に選ばれている。沿岸は変化に富んでおり、島の西部は牧崎の鬼の足跡や黒崎半島の猿岩など、多くの海岸景勝地が分布する。また、日本の白砂青松百選（昭和62年）に選ばれた海岸線の美しい筒城浜海水浴場がある。

対馬

対馬沿岸域の整備は主に防護に重点を置いた海岸整備であった。しかしながら、整備が行われていない海岸の殆どが山付の海岸であるため、いまだに多くの自然海岸や藻場などが残されている。しかし、砂質海岸はきわめて少なく、小規模なものが見られるに過ぎない。

沿岸域においては多くの魚類の生息する藻場が分布しているほか、茂木海岸にアカウミガメの産卵や、浅茅湾の一部にカブトガニなどが確認されている。また、増殖場や魚礁なども多く設置され、漁業も盛んである。

対馬周辺は壱岐対馬国定公園に指定されている。特に浅茅湾周辺は中央部に樹枝状リアス式海岸を持つ日本最大の溺谷地形で、その複雑さ、美しさは無二の海岸景観を形成している。

北西の海岸では漂着ゴミが海岸景観を崩しており、保全が望まれている。

(3) 公衆の適正な利用に係る現況特性

五島

五島沿岸域は山付の海岸が多く、その殆どは人の近づけない海岸であることから、利用可能な海岸は河口部の平坦な地形を持つ一部の海岸に限定され、レクリエーションの場と生活・生産活動の場が混在しているという特徴をもつ。

福江港、有川港、奈良尾漁港には長崎や佐世保を結ぶ高速船やフェリーが就航し、各種貨物の輸送や長崎と五島をむすぶ観光ルートの拠点として利用されている。

本沿岸は東シナ海の恵まれた漁場と豊かな水産資源に支えられ、古くから沿岸漁業等の水産業が盛んである。五島沿岸には多くの漁港があり、特に新上五島町若松、五島市奈留町では漁業人口の高い値を示している。

列島各地に高浜海水浴場（五島市三井楽町）、蛤浜海水浴場（新上五島町）といった海水浴場や史跡、五島市玉之浦町の大瀬崎断崖などの景勝地が数多く分布し、近年、五島長崎国際トライアスロン大会（バラモンキング）（五島市）、上五島トライアスロン新上五島町奈良尾）などの豊かな自然を生かしたイベントが各地で盛んに行われている。

壱岐

壱岐沿岸域は、豊かで変化に富んだ自然景観と日本の歴史を形成する代表的な文化財を有していること。また、大都市である福岡に隣接していることもあり、水産業や観光資源を活かした地域振興が積極的に展開されている。

北部ではブリやタイの一本釣り漁、イカ釣り漁が行われている。また、ウニの漁獲量も高い。

夏季には、筒城浜海水浴場など、海水浴場が数多く存在することから、ダイビング、ジェットスキーなどのマリンスポーツが盛んである。また、壱岐市勝本町のイルカパークではイルカと触れ合うことができる。

その他、ツイنزビーチフェスティバル、ペーロン大会等、イベントが行われている。

対馬

対馬沿岸域は山付の海岸が多く、水辺とのふれあいの場や自然景観を生かした整備は部分的なものにとどまっている。

厳原港及び比田勝港には福岡県へと結ぶ高速船やフェリーが就航し、各種貨物の輸送や本土と対馬をむすぶ観光ルートの拠点として利用され、韓国の釜山を結ぶ高速船も就航している。

本沿岸には多くの漁港があり、ブリ飼付漁、イカ釣りが主に行われている。また、さざえの漁獲量も高く、浅茅湾内では真珠の養殖が盛んである。

当沿岸域における主な海水浴場としては、三宇田浜海水浴場が挙げられる。

毎年11月初旬には、やまねこ祭が開催され、佐須奈湾で舟ぐるう競争が行われるなど、祭り・イベントが行われている。

3. 海岸の防護に関する事項

3.1 防護の目標

気候変動に関する現時点の最新の知見を基に、気候変動シナリオとして2℃上昇シナリオを想定し、2100年時点を想定年次として、防護水準（潮位・波浪・津波）を設定する。

また、気候変動の発現状況や最新の予測結果の把握に努め、これらを踏まえ、防護水準等について適切な時期に見直しを行うものとする。

高潮に対しては、気候変動の影響を考慮し、過去の台風等により発生した高潮の記録に基づく既往の最大潮位に、適切に推算した波浪の影響を加え、これらに対し高潮被害を受けないことを目標とする。

また、侵食に対しては、「現汀線の維持」を原則とするが、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合や、侵食が著しく景観や海岸利用の復活を必要とする海岸は、「汀線の回復」を図ることとする。

五島・壱岐・対馬沿岸における防護水準は、次表のとおりとする。

表-2.5 防護水準

市町村名	防護水準		
	高潮・越波 ^{※1}		侵食
	潮位 ^{※2} 【設計高潮位】	波浪	
五島市	T. P. +2. 22m (T. P. +1. 80m)	適切に推算した 沖波推算値	現状の汀線維持を原則とし、必要に応じて汀線の回復
新上五島町			
小値賀町			
佐世保市宇久町	T. P. +1. 91m (T. P. +1. 55m)		
壱岐市			
対馬市			

※対馬市の高さの基準は浅茅湾の平均海面である。

※1 気候変動シナリオとして2℃上昇シナリオを想定し、2100年時点を想定年次とした外力を採用

※2 ()内は気候変動考慮前の値

3.2 防護に関する施策

「2.4 海岸の現況特性の総括 (1) 海岸の防護に係る現況特性」を踏まえて、海岸の防護に関する以下の施策を講ずる。

〔高潮・越波対策〕

気候変動を考慮した防護目標を踏まえて、未整備箇所や天端高が不足する箇所について、整備効果や背後地の状況（人口、社会インフラの整備状況及び土地の利用状況）等を総合的に勘案したうえで整備促進を図る。

波浪による施設被害、越波被害が発生する海岸並びに台風襲来に伴う高潮被害が発生する海岸については、堤防、護岸、消波工等の設置を行う。また、必要によっては、潜堤、離岸堤等の施設を適切に配置し、それらの複合機能により海岸を守る面的防護方式を採用する。

なお、防護水準を越える高潮・波浪に対しては、関係機関と連携し、警戒・避難体制整備や場所の周知、情報の提供等のソフト対策により被害の軽減に努める。

整備規模が大きく、整備に時間を要する施設等では、段階的な整備を取り入れることについても検討する。

〔国土の保全〕

波浪により国土が消失する海岸にあつては、護岸、消波工等の対策を施し、国土の保全を図る。

〔砂礫浜侵食対策〕

侵食が進行している砂礫浜海岸にあつては、高潮・波浪に対してその海岸が有する防護機能を保持するため潜堤、離岸堤、養浜工等により砂礫浜の保全・回復を図る。

〔施設の老朽化対策〕

堤防・護岸等施設の老朽化の進んでいる海岸については、施設の機能の維持並びに回復を図る。

〔新技術の適用〕

これまで直立消波護岸等を適用してきたが、今後も環境・利用面とのバランスを図りながら、防護面に優れた有脚式離岸堤等の新技術の適用に努める。

〔海面上昇・異常海象への対応〕

地球温暖化等に伴う海面上昇や異常潮位等の異常海象については、情報の収集等を進めることとし、十分な注意を払うよう努める。また、気候変動に関するモニタリングの結果や、気候変動に係る新たな知見、最新の予測結果を用いて、適宜、対応策を検討してくものとする。

4. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

4.1 海岸環境の整備及び保全に関する施策

「2.4 海岸の現況特性の総括 (2) 環境の整備と保全に係る現況特性」を踏まえて、海岸環境の整備及び保全に関する以下の施策を講ずる。

〔自然への配慮〕

海岸保全施設等の整備に当たっては、多様な生態系や美しい景観の保全を図り、必要に応じ、生物の生育等に配慮した構造の導入を図る。

特に、貴重種が確認されている海岸の整備にあたっては、専門家等の意見を聴き、十分な注意を払いながら海岸の保全に努める。また、その他の海岸においては、必要に応じ専門家等の意見を聴くものとする。

〔海岸環境保全活動〕

景観を著しく損なう、漂着・放置ゴミの問題に対して、県としては、長崎県総合計画、長崎県環境基本計画及び長崎県廃棄物処理計画等に基づく対策を推進する。また、海岸管理者としては、地域住民の参加を促し、ボランティア団体等との連携を図りながら海岸環境の保全に努める。

〔海岸風景の保全〕

一部に存在する白砂青松の海岸風景の保全のため、関連機関との連携を図り、必要に応じて植林等の実施を推進する。

〔藻場の保全〕

海洋性生物の生息、生育、産卵の場である藻場の保全を推進するよう「長崎県海の森づくり推進本部」などの関係機関との連携を図り、藻場の保全に努める。

〔環境情報の収集〕

海水浴場、海域、流入河川の水質や沿岸域に生息する動植物種等の海岸環境に関する情報を、関係機関との連携を図り、収集に努める。

〔新技術の適用〕

これまで海岸付近の自然環境を残すための潜堤等を適用してきたが、今後も防護・利用面とのバランスを図りながら、環境面に優れた水産協調型・環境配慮型ブロック等の新技術の適用に努める。

5. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

5.1 海岸における公衆の適正な利用に関する施策

「2.4 海岸の現況特性の総括 (3) 公衆の適正な利用に係る現況特性」を踏まえて、海岸における公衆の適正な利用に関する以下の施策を講ずる。

〔観光資源の整備〕

景勝地の周辺整備や海水浴場の整備を行い、観光資源としての利用を図る。

〔利用者に配慮した施設計画〕

多くの人々は海や海岸を利用の場所と考えており、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設計画を図る。特に、高齢者や障害者等が海辺に近づき、自然とふれあうことの出来る施設のバリアフリー化の推進を含めた、海辺へのアクセスの向上を目指した海岸整備の推進を図る。

〔地域住民との連携〕

海岸を広く適切に活用し、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、地域住民との連携を図る。

〔海岸利用時のマナー向上〕

自然環境への悪影響を及ぼさない海岸利用、マナーの向上等について関連機関との連携を図り、啓発活動を推進する。

〔生物保護のための車両乗入れ規制〕

砂浜に生息・生育する生物の保護を目的として、必要に応じて、海岸への車の乗り入れについては関係機関との連携を図り適正な規制を行う。

〔新技術の適用〕

これまで緩傾斜護岸等を適用してきたが、今後も防護・環境面とのバランスを図りながら、利用面に優れた近自然型海浜安定化工法等の新技術の適用に努める。

第三章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. ブロック毎の特性の明確化と保全の方向性

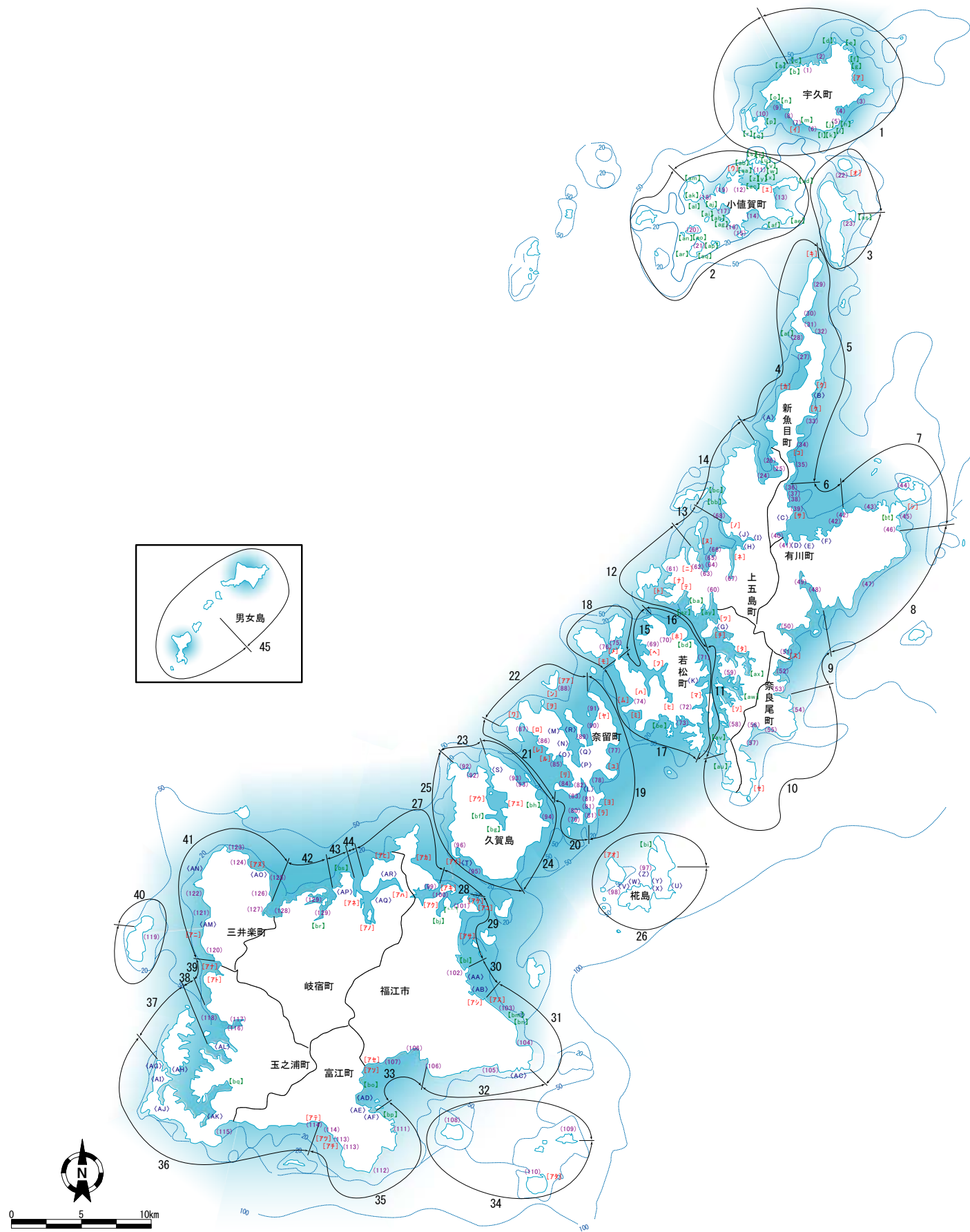
海岸保全基本方針では、「防護」、「環境」及び「利用」の3つの調和がとれた総合的な海岸の保全を推進することとしている。そこで以下のように、ブロック区分毎に環境面・利用面について評価を行い、海岸の保全を進めるに際して、環境、利用面に配慮しながら必要な防護策を実施していくものとする。

1.1 海岸のブロック区分

五島・壱岐・対馬沿岸は海岸線延長がそれぞれ約1,165km、約192km、約930kmと長く、区域によってそれぞれ異なった特徴を有することから、表-3.1及び図-3.1に示すような自然的・社会的特性を考慮し、連続性・一体性のあるブロック区分を設定した。

表-3.1 ブロック分割

ブロック設定条件	内 容
①地形	岬と岬に挟まれた湾などの海岸線が連続していたり、海岸の方向や地形的条件が類似した区間
②背後地状況	市街地／山地といった背後地の地形や土地利用、社会条件が類似した区間
③海岸形状	浜／磯といった同系統の海岸形状である区間
④指定地域等	風致地区等の法的指定のかかった区間



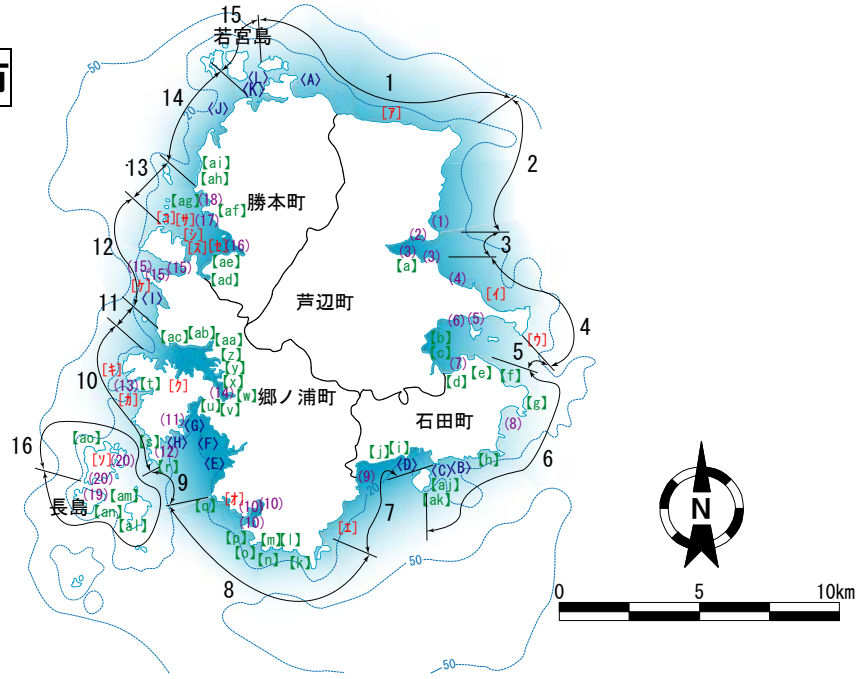
評価ブロック	国土交通省	国土交通省 港湾局	農林水産省 農村振興局	農林水産省 水産庁
1	[7]平坂 [4]白浜		[a]餅ノ木 [b]草ノ下 [c]三反間 [d]牧崎 [e]船ノ浦 [f]大河原 [g]平坂 [h]海浦 [i]向崎 [j]稲ゴモリ [k]裏浜 [l]水垂 [m]鬼塚 [n]古間 [o]古里 [p]平 [q]宮ノ浦 [r]立神	(1)木場漁港 (2)木場漁港 (3)平漁港 (4)平漁港 (5)小浜漁港 (6)小浜漁港 (7)神の浦漁港 (8)神の浦漁港 (9)古里漁港 (10)宮ノ浦漁港
2	[9]小長崎 [1]細切		[a]大管根 [b]針木 [c]大川原 [d]細切 [e]新方津 [f]広海 [g]田手ノ浦 [aa]池ノ浦 [ab]与石 [ac]納手 [ad]飯ノ崎 [ae]船越 [af]赤浜 [ag]郷ノ浦 [ah]椋津 [ai]竹崎 [aj]馬渡 [ak]宮崎 [al]大治 [am]田原 [an]新呂木 [ao]新呂木(2) [ap]段ノ上 赤尾 [aq]岳ノ坂 [ar]高山	(11)納島漁港 (12)納島漁港 (13)新方津 (14)小値賀漁港 (15)小値賀漁港 (16)小値賀漁港 (17)浜津漁港 (18)坂津漁港 (19)浜津漁港 (20)藤路木漁港 (21)大島漁港
3	[9]小田		[as]野崎	(22)六島漁港 (23)野崎漁港
4	[h]大水 [4]上の鼻	(A)管根港	[at]早崎	(24)奈摩漁港 (25)奈摩漁港 (26)奈摩漁港 (27)小車漁港 (28)小車漁港
5	[9]大瀬良 [9]小明松 [3]大浦先谷	(B)小瀬良港		(29)小車漁港 (30)小車漁港 (31)小車漁港 (32)小車漁港 (33)小車漁港 (34)小車漁港 (35)小車漁港
6	[9]先筋	(C)椋津港 (D)有川港 (E)有川港 (F)有川港		(36)似首漁港 (37)似首漁港 (38)似首漁港 (39)丸尾漁港 (40)七日漁港 (41)七日漁港 (42)河原漁港
7	[9]田尻		[bt] 赤尾	(43)崎浦漁港 (44)崎浦漁港 (45)崎浦漁港 (46)江ノ浜漁港
8	[1]千切			(47)太田漁港 (48)崎ノ浦漁港 (49)崎ノ浦漁港 (50)神ノ浦漁港 (51)神ノ浦漁港 (52)浜車漁港 (53)岩瀬浦漁港
9	[9]高松 [9]青木浦 [3]坂崎 [7]小平浦 [2]雑浦		[av]大池 [aw]白魚 [ax]苗吹浦	(54)岩瀬浦漁港 (55)奈良尾漁港 (56)奈良尾漁港 (57)奈良尾漁港
10	[9]菜地 [9]ユスの木 [9]細の首	(G)柳の首港	[ay]大池 [aw]白魚 [ax]苗吹浦	(58)桐古里漁港 (59)宿ノ浦漁港
11	[9]高松 [9]青木浦 [3]坂崎 [7]小平浦 [2]雑浦		[ay]大池 [aw]白魚 [ax]苗吹浦	(60)道土井漁港 (61)瀬ノ瀬漁港
12	[9]折島 [9]今里浦	(H)青方港 (I)青方港 (J)青方港		(62)上五島漁港 (63)上五島漁港 (64)上五島漁港 (65)上五島漁港 (66)上五島漁港 (67)上五島漁港
13	[9]折島 [9]今里浦			(68)上五島漁港
14	[9]船崎		[bb]根見 [bc]黒高	(68)上五島漁港

評価ブロック	国土交通省	国土交通省 港湾局	農林水産省 農村振興局	農林水産省 水産庁
15	[h]箇の浦 [c]輪の瀬 [7]水の浦 [6]新四郎崎			(69)日島漁港
16	[h]大平 [7]守崎	(K)若松港	[bd]男鹿浦	(70)大平漁港 (71)神ノ浦漁港 (72)神ノ浦漁港
17	[3]滝河原 [A]堤		[be]石司	(73)土井ノ浦漁港 (74)志道漁港
18	[9]漁生浦 [7]有福			(75)日島漁港 (76)日島漁港
19	[9]河原 [9]樽原 [9]野々島 [9]大林			(77)夕池漁港 (78)東風泊漁港
20		(L)相の浦港		(79)奈留漁港 (82)奈留漁港 (80)奈留漁港 (83)奈留漁港 (81)奈留漁港
21	[9]田尻 [h]本河原 [9]小田 [9]江上			(84)鈴ノ浦漁港 (85)稲輪漁港 (86)江津漁港 (87)大津漁港
22	[9]コビ浦 [9]熊高 [9]葛島 (9) [7]葛島 (4)	(M)相の浦港 (N)相の浦港 (O)相の浦港 (P)相の浦港 (Q)相の浦港 (R)相の浦港		(88)葛島漁港 (89)失神漁港 (90)失神漁港 (91)失神漁港
23	[9]磯ノ浦 [7]内車	(S)折紙港	[br]久賀 [bc]市小木	(92)細石流漁港
24			[bd]福見	(93)藤島漁港 (94)五輪漁港
25	[9]田の浦	(T)浜崎港		(95)野間漁港 (96)田ノ浦漁港
26	[9]ツブラ島	(U)芦ノ浦港 (V)毛吹港 (W)根島港 (X)根島港 (Y)根島港 (Z)根島港	[bu]田崎	(97)本家漁港 (98)伊福貴漁港
27	[9]半治 [7]福見			(99)奥浦漁港
28	[9]室崎 [7]赤瀬		[bu]奥浦 [bc]欠寄	(100)奥浦漁港 (101)奥浦漁港
29	[9]小田河原 [7]椎ノ木 [9]南河原		[bv]六方	(102)戸栗漁港
30	[9]八幡	(AA)福江港 (AB)福江港		
31	[9]江胡		[bm]萬佐手 [bn]於鶴ヶ浦	(103)長手漁港 (104)崎山漁港
32		(AC)カヅメ港		(105)塩津漁港 (106)大浜漁港
33	[9]豆様 [7]田尾	(AD)富江港 (AE)富江港 (AF)富江港	[bo]小浜	(106)大浜漁港 (107)増田漁港
34	[9]黄島			(108)黒島漁港 (109)赤島漁港 (110)黄島漁港
35	[9]松葉勢 [7]天保		[bo]土取	(111)松葉勢漁港 (112)松葉勢漁港 (113)山下漁港 (114)黒瀬漁港
36	[9]丸子			(114)黒瀬漁港 (115)大室漁港
37		(AG)玉ノ浦港 (AH)玉ノ浦港 (AI)玉ノ浦港 (AJ)玉ノ浦港 (AK)玉ノ浦港	[bu]長崎第2字	
38		(AL)玉ノ浦港		(116)荒川漁港 (117)荒川漁港 (118)丹奈漁港
39	[9]磯泊 [7]高浜			
40	[9]貝津 [7]魔ノ池	(AM)浜寄港 (AN)浜寄港 (AO)大川港		(119)磯泊漁港 (120)貝津漁港 (121)波砂町漁港 (122)塩水漁港 (123)相津漁港 (124)高崎漁港 (125)後網漁港 (126)八ノ川漁港
42			[br]奈切	(127)三井奈漁港 (128)三井奈漁港 (129)水ノ浦漁港
43	[9]茶園 [7]前小島 [7]浦頭	(AP)峯宿港 (AQ)峯宿港 (AR)峯宿港	[bc]八朝	
44				
45				

※統廃合等により区域を廃止した海岸については「欠番」と記載した。

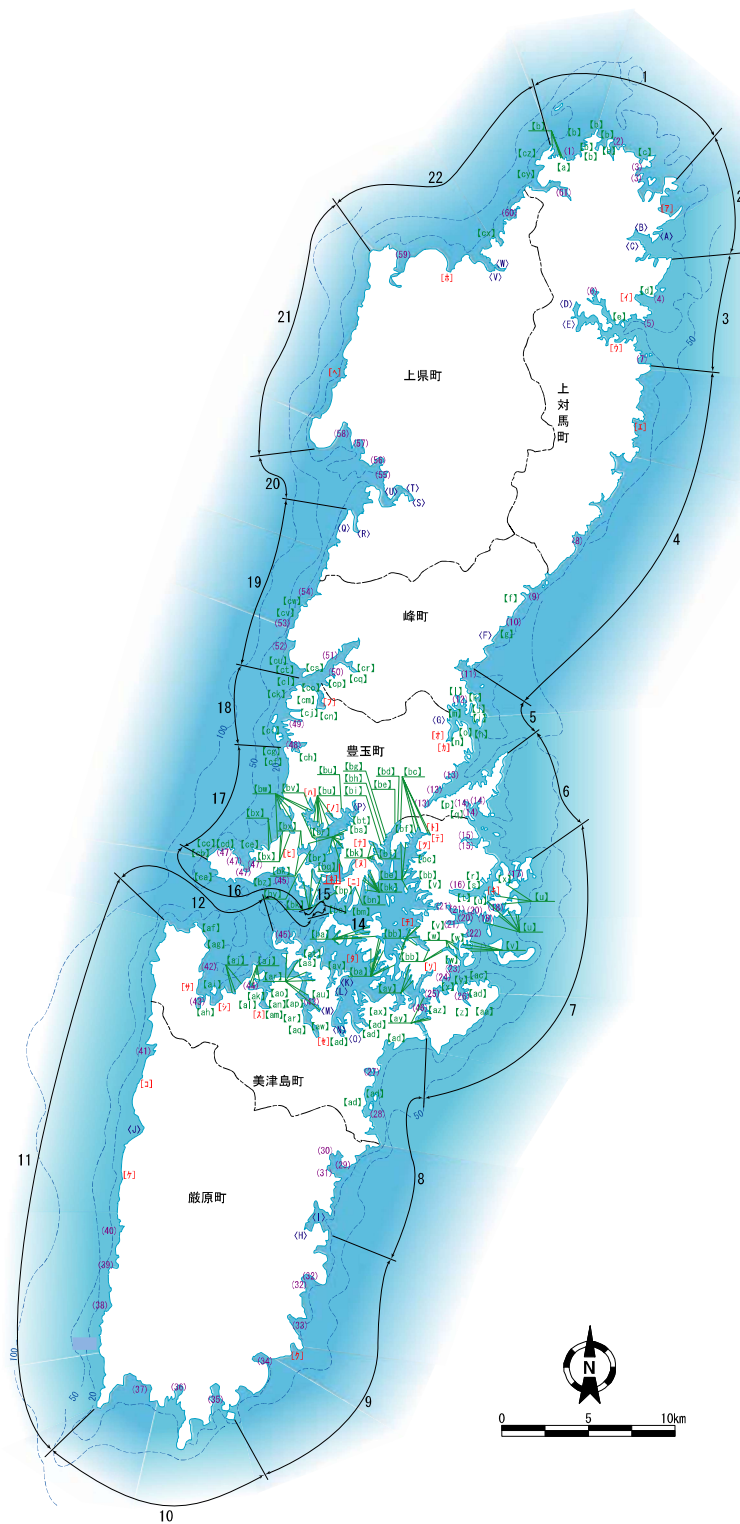
図-3.1 ブロック区分図

壱岐市



評価 ブロック	国土交通省	国土交通省 港湾局	農林水産省 農村振興局	農林水産省 水産庁
1	[7]江角	<A>勝本港		(1) 箱崎前浦漁港
2			[a]松崎	(2) 芦辺漁港 (3) 芦辺漁港
3			[b]椎ノ木川 [c]深江 [d]山崎	(4) 芦辺漁港 (5) 八幡浦漁港 (6) 八幡浦漁港 (7) 山崎漁港
4	[4]八幡 [9]長者原		[e]筒城山崎 [f]長手 [g]筒城 [h]石田筒城 [aj]松ヶ元 [ak]宝ヶ元	(8) 七湊漁港
5		印通寺港 <C>印通寺港	[i]四郎瀬 [j]小白瀬	(9) 久喜漁港
6	[1]当田	<D>印通寺港	[k]倉谷 [l]平床 [m]南川 [n]塩屋 [o]椿川 [p]平川	(10) 初山漁港
7	[1]馬立	<E>郷ノ浦港 <F>郷ノ浦港 <G>郷ノ浦港 <H>郷ノ浦港		(11) 渡良漁港 (12) 渡良漁港
8	[1]栗岳 [1]長崎		[q]高磯 [r]懸州 [s]呼瀬	(13) 渡良漁港
9	[1]半城湾		[t]粕 [u]池ノ下 [v]海田新田 [w]出口 [x]薄井 [y]松崎 [z]遠見 [aa]崎山 [ab]御津	(14) 渡良漁港
10	[1]小牧崎	<I>森ノ浜港		(15) 母ヶ浦漁港
11	[1]竹の浦 [1]遍後 [1]篠石 [1]後藤 [1]白釘		[ac]海曲 [ad]刈田院 [ae]大柳 [af]樋田 [ag]後山	(16) 湯ノ本漁港 (17) 湯ノ本漁港 (18) 湯ノ本漁港
12	[1]前田	<J>勝本港	[ah]鋤崎 [ai]古防	
13		<K>勝本港 <L>勝本港		
14			[al]原島東 [am]原島西 [an]赤部 [ao]渡良大島	(19) 大島漁港 (20) 大島漁港

図-3.2 ブロック区分図



評価ブロック	国土交通省 水管理・国土安全局	国土交通省 港湾局	農林水産省 農村振興局	農林水産省 水産庁
1			(a)野場(2) (b)落手井戸【c】深浦	(1)野浦漁港 (2)豊漁港 (3)泉漁港
2	(f)三手田	(A)比田勝港 (B)比田勝港 (C)比田勝港		(4)富ヶ浦漁港 (5)岸舟志漁港 (6)浜久須漁港 (7)五根綾漁港
3	(i)津和【j】名方浦	(D)比田勝港 (E)比田勝港	(c)コフノ採【e】瀬戸	(8)小鹿漁港 (9)志越漁港 (10)志多賀漁港
4	(k)茂木	(F)崎港	(f)椎の浦 (g)鹿の浦	
5	(l)位之彌浜【j】花戸	(G)曾ノ浦港	(h)願盛【i】水ヶ浦 (j)竹の浦 (k)オロノ浦(一里ヶ浦) (l)オロノ浦 (m)トクエ【n】ナギハマ (o)船がし【p】元横浦	(11)佐賀漁港 (12)輪漁港 (13)千尋瀬漁港
6			(q)白子【r】雷 (s)大島【j】ニッテ (t)竹崎(2)	(14)塩浜漁港 (15)賀谷漁港 (16)戸ヶ瀬漁港 (17)赤島漁港
7	(u)串崎		(u)竹崎(2) (v)加瀬浦(2) (w)中の浦(1) (x)水の浦【y】ウセ (z)モト越(2) (aa)杉原(1) (ab)源八【ac】モド	(18)住吉漁港 (19)鴨居瀬漁港 (20)鴨居瀬漁港 (21)鴨居瀬漁港 (22)鴨居瀬漁港 (23)三浦湾漁港 (24)三浦湾漁港 (25)三浦湾漁港 (26)三浦湾漁港
8		(H)殿原港 (I)殿原港	(ad)久須ヶ浜	(27)高浜漁港 (28)櫻輪漁港 (29)阿須湾漁港 (30)阿須湾漁港 (31)阿須湾漁港
9	(j)安禰ワコ			(32)尾浦漁港 (33)安禰漁港 (34)久和漁港 (35)内院漁港 (36)豆敷漁港 (37)豆敷漁港
10	(k)権根 (l)阿達ワシカ	(j)小茂田港	(ae)久番	38.瀬漁港 39.久根漁港 40.上根漁港 41.阿達漁港
11	(m)今里【n】加志浦 (o)某形【p】洲津浦		(ar)採の口 (ag)木ノ木場 (ah)名越平原 (ai)松浦【aj】長浜 (ak)大昔【al】タガエ (am)横キ河内 (an)クヤン島 (ao)赤坂【ap】除木産 (aq)イカノ原 (ar)坂	(42)尾崎漁港 (43)西海漁港 (44)西海漁港
12	(r)玉置浦【s】島山	(K)竹敷港(L)竹敷港 (M)竹敷港 (N)竹敷港 (O)竹敷港	(as)大平【at】飯盛 (au)深浦【av】由理越 (aw)血浦 (ax)久須ヶ浜 (ay)白蓮江 (az)ウツロ【aa】万間 (ba)環わだ	(45)西海漁港 (46)大船越漁港
13	(t)大山在所【u】在所 (v)石原【w】坂アン (x)糸瀬		(ba)環わだ (bb)和田の浦(3) (bc)シラカタ (bd)和坂浜 (be)志原原 (bf)山木①【bg】山木 (bh)山木②【bi】若松 (bj)ヤヤハマ【bk】長崎 (bl)梅木【bm】アジラセ	
14	(y)貝崎【z】峰線浦 (aa)依志賀在所 (ab)原渡浜【ac】住保浦 (ad)貝口	(P)仁位港	(bk)長崎【bn】浦の原 (bo)貝崎【bp】アジ (bq)アジ【br】アジ (bs)アジ【bt】アジ (bu)アジ【bv】アジ (bw)イキ【bx】アジ	(47)西崎漁港
15			(bk)長崎【bv】アジ (bw)アジ【bx】アジ (by)アジ【bz】アジ (ca)池田【cb】アジ (cc)アジ【cd】アジ (cd)池田【ce】アジ (ce)アジ【cf】アジ (cf)アジ【cg】アジ	
16	(f)田ノ浜		(ch)梅木【ci】アジ (ci)アジ【cj】アジ (cj)アジ【ck】アジ (ck)丸島【cl】アジ (cl)田浦【cm】アジ (cm)アジ【cn】アジ (cn)アジ【co】アジ (co)アジ【cp】アジ (cp)アジ【cq】アジ (cq)アジ【cr】アジ	(48)小網漁港 (49)網漁港 (50)三根漁港 (51)三根漁港
17			(cr)和原【cu】保科 (cu)ウツツキ (cv)アジ (cw)アジ	(52)木坂漁港 (53)青海漁港 (54)津瀬漁港
18			(G)龍見港 (R)鹿見港 (S)仁田港 (T)仁田港 (U)仁田港	(55)龍高漁港 (56)龍高漁港 (57)伊奈漁港 (58)伊奈漁港
19	(v)刈生	(V)佐須奈港 (W)佐須奈港	(cx)立石【cy】白浜 (cz)白浜段	(59)佐須奈漁港 (60)西津屋漁港 (61)大浦漁港
20				
21				
22				

※続廃合等により区域を廃止した海岸については「欠番」と記載した。

図-3.3 ブロック区分図

1.2 ブロック特性の評価と海岸保全に対する考え方

五島沿岸を分割した45のブロック、壱岐沿岸を分割した16のブロック、さらに対馬沿岸を分割した22のブロックに対して、各ブロックで「海岸環境の整備及び保全」並びに「海岸における公衆の適正な利用」の2つの観点のうち、どの特性を有しているのかを整理した。そのための評価指標、評価基準を表-3.2に示す。なお、評価基準は次の3ランクに区分する。

- ◎ : 特に重要な項目
- : 考慮すべき項目
- △ : その他の項目

表-3.2 海岸の評価指標並びに評価基準

項目	指標	ランク	評価基準
環境の整備と保全	生態系 貴重な植物 海岸林・鳥獣保護区 貴重な動物	◎	・ 特定植物群落が付近に分布する。 ・ 貴重な植物が多数分布する。 ・ 貴重な動物が多数分布する。
		○	・ 貴重な植物が分布する。 ・ 貴重な動物が分布する。
		△	・ 周辺が鳥獣保護区に指定され、海岸林・植生等が広く分布する。 ・ 貴重な植物が分布しない。 ・ 貴重な動物が分布しない。
	海岸景観 自然景観資源 景観地区指定等	◎	・ 海岸に関連した自然景観資源が存在する。 ・ 周辺が国立公園に指定されている。
		○	・ 周辺が国定公園、県立公園、風致地区に指定されている。
		△	・ 景観資源が特にならない。
公衆の適正な利用	観光・レクリエーション 観光資源 レクリエーション施設 行祭事・イベント	◎	・ 集客力の高い観光資源がある。 ・ 集客力の高いレクリエーション施設がある。 ・ 海水浴場がある ・ 海辺で行祭事・イベントが開催されている。
		○	・ 観光資源がある。 ・ レクリエーション施設がある。
		△	・ 観光資源もレクリエーション施設も特にならない。
	漁業 漁港の種類 養殖場等の漁業施設	◎	・ 第2種、第3種、第4種、特定第3種漁港がある。 ・ 養殖場等の漁業施設が沿岸に多数ある。 ・ 大規模な第1種漁港がある。
		○	・ 第1種漁港がある。 ・ 養殖場等の漁業施設が沿岸にある。
		△	・ 漁港や漁業施設がない。
	港湾 港湾の種類	◎	・ 重要港湾がある。 ・ 乗降数・貨物量の多い地方港湾がある。
		○	・ 地方港湾、避難港、公告水域がある。
		△	・ 港湾区域、公告水域がない。
	背後地 市街地の有無 生活利用 教育利用	◎	・ 大規模な市街地が付近にある。 ・ 海岸で教育活動が行われている。 ・ 海岸の広い範囲で日常利用が行われている。
		○	・ 市街地が付近にある。 ・ 海岸で日常利用が行われている。
		△	・ 市街地もなく、利用も特にならない。

上記基準の下で、ブロック毎の特性及び海岸保全に対する考え方を整理し、表-3.3に示す。

なお、環境の整備と保全に対する総合評価は、生態系と海岸景観の項目のうち、良い方の評価とした。

また、公衆の適正な利用に対する各項目の評価は、各評価の評点を、◎:3点、○:2点、△:1点とし、総合評価については、各評価の合計点数が10~12点を◎、7~9点を○、4~6点を△とし、総評点数により評価した。

2. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、図-3.2、区域一覧は、表-3.4に示すとおりとする。

整備しようとする区域の選定にあたっては、

- ・ 現在まで海岸保全施設が整備されていない区間において、防災施設の新設が望まれる海岸
- ・ 既に海岸保全施設が整備されている海岸において、高潮や侵食等の被害が発生したり、海岸保全施設の老朽化が進行している海岸
- ・ 海岸環境の整備及び保全や海岸における公衆の適正な利用のための整備が要請されている海岸

等のうち整備の必要性・重要性を勘案して選定し、新設、改良に関する工事を施工しようとする区域とする。

3. 海岸保全施設の種類、規模及び配置

海岸保全施設の種類、規模を表-3.4～表-3.6に、配置を図-3.4～図-3.6を示す。

4. 海岸保全施設による受益の地域及びその現況

受益を受ける地域とその状況を表-3.4～表-3.6に示す。

5. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、定期的な巡視または点検を行い施設の損傷・劣化及びその他の変状の把握に努める。特に、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持する。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

なお、これらを実施する区間、施設の種類、規模、配置を表-3.4～3.6、図-3.4～図-3.6に示す。

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表(五島)

地区名		1 平坂、白浜、餅ノ木、草ノ下、三反間、牧崎、船ノ浦、大河原、平坂、蒲浦、向崎、稲ゴモリ、裏浜、水垂、鬼塚、古園、古里、平、宮ノ浦、立神、木場漁港、平漁港、小浜漁港、神の浦漁港、古里漁港、寺島漁港	2 小長崎、堀切、大曾根、針木、大川原、縄切、大畑、ヌゲ、広浦、田手ノ浦、池ノ浦、与石、納手、飯ノ崎、船越、赤浜、郷ノ平、榎津、竹崎、馬渡、宮崎、大泊、田尻、藪呂木、藪呂木(2)、段ノ上、赤尾、岳ノ坂、高山、納島漁港、柳漁港、前方漁港、小植賀漁港、浜津漁港、斑漁港、藪呂木漁港、大島漁港	3 小田、野崎、大島漁港、野崎漁港	4 大水、上の鼻、曾根港、早崎、奈摩漁港、小串漁港	5 大瀬良、小明松、大浦先谷、小瀬良港、小串漁港	
ブロック区分の根拠		中通島の北方に位置し東シナ海に浮かぶ島(宇久島)である。	中通島の北方に位置し東シナ海に浮かぶ島(小植賀)である。	中通島の北方に位置し東シナ海に浮かぶ島(野崎島)である。	東シナ海と西方向に面する中通島北端の山付海岸である。	東シナ海と東方向に面する中通島北端の山付海岸である。合間の低平地には漁港が点在する。	
海岸の現況	海岸の状況	砂浜または礫浜、干潟、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、干潟、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	
	背後地の状況	宅地、農地、工業地、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	農地、森林、道路	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	
	波浪等による被害	越波・飛沫(向崎、稲ゴモリ、裏浜、水垂、白浜、餅ノ木、三反間、平、飯良)、飛砂(平板)、海岸侵食(蒲浦、水垂、草ノ下、平)	越波・飛沫(大曾根、針木、大川原、縄切、大畑、ヌゲ、広浦、田手ノ浦、池ノ浦、与石、小長崎、納手、堀切、船越、郷ノ平、榎津、竹崎、馬渡、宮崎、大泊、田尻、藪呂木、藪呂木(2)、高山、岳ノ坂)、海岸侵食(東方)	越波・飛沫(野崎島)	越波・飛沫(上ノ原)、海岸侵食(後谷)	越波・飛沫(一本松、小明松)、飛砂(小明松)、海岸侵食(小明松)	
水質	海域のCODの適合状況(平成4~13年度水質測定結果) 大浜海水浴場(判定:AA)						
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物 : 特定植物群落	宇久のモクレイシ個体群	美良島のハイビヤクシン群落、美良島の海岸低木群落、美良島の海岸草本群落			
		重要な植物	コウボウムキ、ハマウツボ、リュウヒゲモ、ハママボウキ、ハマジンチョウ、ハマボウフウ	ハマトラノオ、ハマジンチョウ、ヒメケフシクワ、スナヒキソウ		シバナ、キキョウラン	
		海岸林、鳥獣保護区	宇久鳥獣保護区、海岸林(平、裏浜、飯良、白濱、三浦、宮ノ裏、立神、寺島)	美良島、倉島、平島鳥獣保護区、赤島鳥獣保護区、海岸林(大曾根、針木、大川原、縄切、大畑、ヌゲ、広浦、田手ノ浦、池ノ浦、与石、納手、飯ノ崎、船越、赤浜、郷ノ平、榎津、竹崎、馬渡、宮崎、大泊、田尻、藪呂木、藪呂木(2)、段ノ上、赤尾、岳ノ坂、高山、納島、柳漁港、前方、東方、西方、前目、後目、藪呂木、大島)	野崎島鳥獣保護区、海岸林(六島、野崎)	海岸林(江袋、後谷、早崎)	海岸林(大浦先谷、一本松、広浦、赤波江、向江、後浜、先筋、二番漁港)
		貴重な動物 : 昆虫類	シロヘリハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、カラハンミョウ、ハラビロハンミョウ	シロヘリハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、カラハンミョウ、ハラビロハンミョウ	スナサビキコリ、シロヘリハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、カラハンミョウ、ハラビロハンミョウ、シルビアシジミ	シロヘリハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、カラハンミョウ、ハラビロハンミョウ	シロヘリハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、カラハンミョウ、ハラビロハンミョウ
		: 鳥類	ミサゴ(飛来)、ハヤブサ(飛来)	カラスハト、ハヤブサ(飛来)、ヒメクロミツハメ	クロサギ、ミサゴ(飛来)、カラスハト	アカツクシガモ、ミサゴ(飛来)、オシロワシ、カラスハト	アカツクシガモ、ミサゴ(飛来)、オシロワシ、カラスハト
	: 両生類、爬虫類等	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	アケミガメ、アオミガメ(回遊)、サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	
海域生態系 : 藻場	藻場:乙女ヶ鼻、倉ノ鼻、野方西岸、長崎鼻、前子島、蒲浦、福浦、塚崎、大焚崎、五島崎、木場、黒母瀬、鼠島、寺島西岸	藻場:大長崎、柳東浜、柳東、唐見崎、相津瀬沖、殿崎鼻、殿崎鼻沖、小黒島、船瀬、黒島、乙小島南、古路島、斑瀬戸、広瀬、浜崎鼻納島東、愛宕岳北、宇久島、大島南、大島北、藪路木島	藻場:六島、ハツノ鼻、北ノ崎、野崎、一ツ瀬、野首南浜、御山西		藻場:前ノ島、大瀬良、大串鼻、平瀬鼻		
海岸景観	自然景観資源	火焚崎(瓶穴郡)	斑島、古路島、藪路木島、大島、倉島、赤島、美良島(多島海)、赤だき(海食崖)、古路島(岩脈)、斑島玉石瓶穴(瓶穴郡)	野崎島(海食崖)	津和崎(海食崖)、高峰西海岸(海食崖)	大瀬良東海岸(海食崖)	
	景観地区指定等	西海国立公園	西海国立公園	西海国立公園	西海国立公園		
総合評価		◎	◎	◎	◎	◎	
公衆の適正な利用	観光レクリエーション施設	観光資源	平家盛公上陸地(船隠し)	斑島園地、大島巨大火山産地、古路島の岩頭、斑島玉石瓶穴、美良島		新魚目曾根火山赤ダキ断崖	
		レクリエーション施設	宇久サンライズマリナーパーク、大浜海水浴場、スゲ浜海水浴場、汐出海水浴場	◎ 赤浜海岸公園、柿の浜海水浴場、殿崎海水浴場、船瀬海水浴場、斑海水浴場、白浜海水浴場	◎ 野首海水浴場、野崎島ワイルドパーク自然学塾村	◎ ふれ愛らんど	◎ 小串海水浴場
		行祭事、イベント	平家祭り(松原)、マリンフェスタ(平)、竜神まつり				地引網(後浜)
漁業	漁港の種類	野方:第一種漁港、寺島:第一種漁港、小浜(山下):第一種漁港、小浜(蒲浦):第一種漁港、古里:第一種漁港、木場(木場):第一種漁港、木場(三浦):第一種漁港、神ノ浦:第二種漁港、平:第四種漁港	◎ 柳:第一種漁港、納島:第一種漁港、前方:第一種漁港、浜津(前目):第一種漁港、浜津(後目):第一種漁港、大島:第一種漁港、藪路木:第一種漁港、斑:第一種漁港、小植賀:第二種漁港	◎ 六島:第一種漁港、野崎:第一種漁港	◎ 奈摩:第二種漁港	◎ 小串漁港(津和崎):第二種漁港、小串漁港(一本松):第二種漁港、小串漁港(立串):第二種漁港、小串漁港(小串):第二種漁港	
	養殖場等の漁業施設	種苗生産施設、大規模増殖場、ワカメ	種苗生産施設、小規模増殖場、磯根漁場造成、ワカメ		磯根漁場造成、ワカメ、フリ	養殖漁場造成、フリ	
港湾	港湾の種類	△	△	△	△ 曾根港(地方港湾)	○ 小瀬良港(地方港湾)	
背後地	市街地の有無	平	◎ 笛吹		◎ 奈摩		
	生活利用	◎ 日常生活利用(松原)	◎ 日常生活利用(赤浜)	◎ 野崎島ワイルドパーク自然学塾村	◎ 水産業体験、生活科(早崎)	△	
教育利用		◎ 砂の造形授業、海洋生物観察(赤浜)					
総評点数/総合評価		◎ 9点	◎ 10点	◎ 9点	◎ 11点	◎ 9点	
海岸の保全に関する考え方		貴重な植物群落等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な植物群落等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場や漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、イベントや教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、イベントや漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物=RED DATA BOOK 2001より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表(五島)

地区名		6 先筋、榎津港、有川港(蛤、茂串、浜)、似首漁港、丸尾漁港、七日漁港、小河原漁港	7 田尻、崎浦漁港、江ノ浜漁港	8 太田漁港	9 千切、鯛ノ浦漁港、神ノ浦漁港、浜串漁港、岩瀬浦漁港	10 濁、昼ヶ浦、岩瀬浦漁港、奈良尾漁港	11 築地、ユスの木、郷の首、郷の首港、大地、白魚、笛吹浦、桐古里漁港、宿ノ浦漁港		
ブロック区分の根拠		有川湾を中心とした地域である。湾口は北東を向き、湾奥には砂浜が存在する。	東シナ海と北方向に面する中通島東部の山付海岸である。合間の低平地には漁港が点在する。	東シナ海と南東方向に面する中通島東部の山付海岸である。合間の低平地には漁港が点在する。	東シナ海と南東方向に面する中通島南東部の山付海岸である。合間の低平地には漁港が点在する。入り江が多い。	東シナ海と南方向に面する中通島南東部の山付海岸である。合間の低平地には漁港が点在する。入り江が多い。	若松島に挟まれた若松瀬戸に面する中通島南部の溺谷地形。		
海岸の現況	海岸の状況	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、干潟、岩礁、人工施設		
	背後地の状況	宅地、農地、商業地、森林、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	宅地、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他		
	波浪等による被害	越波・飛沫、(先筋、榎津)、飛砂(榎津)	越波・飛沫、(友住、田尻)、飛砂(田尻)、海岸侵食(田尻)		越波・飛沫(後浜串)	越波・飛沫(福見、濁)、飛砂(濁)、海岸侵食(濁)	越波・飛沫(築地、ユスの木、郷の首)		
水質	海域のCODの適合状況(平成4~13年度水質測定結果)	基準に適合(有川港:A類型)、蛤浜海水浴場(判定:AA)				基準に適合(奈良尾港:A類型)、高井旅海水浴場(判定:AA)	基準に適合(郷ノ首港:A類型)		
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物 : 特定植物群落							
		: 重要な植物	コウジュンシバ、ハマサジ、ハマボウ	ヒメケアシグロ		シバナ、ハマサジ	ハマサジ	ヒロハマツナ、ハマサジ	
		海岸林、鳥獣保護区	有川中学校鳥獣保護区、有川鳥獣保護区、海岸林(似首、馬込、浦桑、七日)	海岸林(赤尾、頭島、友住、江ノ浜)	海岸林(太田)	有川鳥獣保護区、海岸林(神ノ浦、船隠)	虎星山鳥獣保護区		
		貴重な動物 : 昆虫類	ヤマトケンマクソコガネ、シロヘリハンミョウ、カラランミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、ハラビロハンミョウ	シロヘリハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、カラランミョウ、ハラビロハンミョウ	シロヘリハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、カラランミョウ、ハラビロハンミョウ	シロヘリハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、カラランミョウ、ハラビロハンミョウ	ホソヒメシヨウカイモトキ、クロツバメシジミ、シロヘリハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、カラランミョウ、ハラビロハンミョウ、タイワンツバメシジミ	ホソヒメシヨウカイモトキ、シロヘリハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、カラランミョウ、ハラビロハンミョウ	
		: 鳥類	アカツクシガモ、コシヤクシギ、クロサギ、ウミスズメ、オシロワシ、カラスハト、トモエガモ	アカツクシガモ、ウチヤマセンニュウ、ウミスズメ、オシロワシ、カラスハト、トモエガモ	アカツクシガモ、ウミスズメ、オシロワシ、カラスハト、トモエガモ	アカツクシガモ、ウミスズメ、オシロワシ、カラスハト、トモエガモ	アカツクシガモ、ウミスズメ、ミサゴ(飛来)、オシロワシ、カラスハト	アカツクシガモ、カラスハト	
: 両生類、爬虫類等	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	アカウミガメ、ニシヤモリ、サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	アカウミガメ、ニシヤモリ、ヤマトヌマエビ、サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	ニシヤモリ、サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)			
海域生態系 : 藻場	藻場:千切鼻、一ツ瀬、継子瀬、竹ノ子島、茂串、平瀬鼻、平瀬				藻場:商人鼻、後浜串、ビシヤゴ鼻	藻場:須崎、帆上瀬、福見鼻、小奈良尾、丸瀬鼻、佐尾鼻、入鹿鼻、カズラ島			
海岸景観	自然景観資源	蛤浜海水浴場(日本の水浴場88選)				若松瀬戸(溺谷)	若松瀬戸(溺谷)		
	景観地区指定等	西海国立公園	西海国立公園			西海国立公園	西海国立公園		
総合評価		◎	◎	◎	◎	◎	◎		
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源	龍馬ゆかりの地						
		レクリエーション施設	青少年旅行村キャンプ場、十七日祭り、蛤浜海水浴場	◎ 黒崎園地	○	△	△ ふるさと観音公園、高井旅海水浴場	◎	
		行祭事、イベント	海開き(馬込)、夏祭り(平)、ペーロン大会(七日)、蛤浜で遊ぼデー(蛤浜)				上五島トライアスロン		
	漁業	漁港の種類	小河原:第一種漁港、似首:第一種漁港、丸尾:第一種漁港、七日:第一種漁港	◎ 崎浦(赤尾):第一種漁港、崎浦(頭島):第一種漁港、崎浦(友住):第一種漁港、江ノ浜:第一種漁港	◎ 太田:第一種漁港	○	◎ 鯛ノ浦:第二種漁港、神ノ浦(神ノ浦):第一種漁港、神ノ浦(船隠):第一種漁港、浜串:第二種漁港、岩瀬浦(須崎):第二種漁港	◎ 奈良尾:第三種漁港、佐尾:第二種漁港、岩瀬浦(岩瀬浦):第二種漁港	◎ 笛吹:第一種漁港、桐古里:第一種漁港、宿ノ浦:第一種漁港
		養殖場等の漁業施設	地先型増殖場、ワカメ		◎ 広域型増殖場		◎ あおさ	◎ あこや、ブリ、マグロ	
背後地	港湾の種類	榎津港(地方港湾)、有川港(地方港湾)	◎	△	△	△	△ 郷の首港(地方港湾)		
	市街地の有無	有川				◎ 奈良尾			
	生活利用 教育利用	日常生活利用(馬込、平、蛤、茂串、浜)	◎	△	△	◎ 日常生活利用(阿瀬津、鯛ノ浦、後浜串) ◎ 総合学習(後浜串)	◎ 体験地引網(高井旅)、キャンプ(濁)		
総評点数/総合評価		12点 ◎	7点 ○	5点 ○	8点 △	10点 ○	7点 ○		
海岸の保全に関する考え方		貴重な動植物等や国立公園等の環境面と、海水浴場等や日常生活の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や国立公園等の環境面と、漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	国立公園等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面と、教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場や漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面と、漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表(五島)

地区名		12 高仏、青木浦、焼崎、小手浦、猪浦、宇戸、アブ浦、白浜、道土井漁港、飯ノ瀬戸漁港	13 折島、今里浦、青方港(相可、青方、大曾)、上五島漁港	14 船崎、樽見、熊高、上五島漁港	15 筒の浦、鶉の瀬、水の浦、新四郎崎、日島漁港	16 大平、守崎、若松港、男鹿浦、大平漁港、神ノ浦漁港、神部漁港	17 滝河原、提、石司、土井ノ浦漁港、赤瀬漁港	18 漁生浦、有福、日島漁港							
ブロック区分の根拠		若松島に挟まれた若松瀬戸に面する中通島中西部の溺谷地形。	青方港を中心とした地域である。湾口は北西を向き、漁港、港湾が点在する。入り江が多い。	東シナ海と北西方向に面する中通島中西部の山付海岸である。入り江が多い。	若松町中央部の湾口が北西を向いた溺谷地形をなす。入り江が多い。	中通島に挟まれた若松瀬戸に面する若松島東部の溺谷地形。	奈留島に挟まれた滝ノ瀬戸に面する若松島西部の溺谷地形。	若松東北西方に位置し、東シナ海に浮かぶ島(有福島、日島)である。							
海岸の現況	海岸の状況	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	干潟、岩礁、人工施設	岩礁、人工施設							
	背後地の状況	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他							
	波浪等による被害	越波・飛沫、飛砂、海岸侵食(高仏、青木浦、焼崎、小手浦、猪浦)	越波・飛沫(浜ノ浦)	越波・飛沫、飛砂、海岸侵食(船崎)	越波・飛沫(筒の浦、鶉の浦、水の浦)	越波・飛沫、飛砂、海岸侵食(大平)		越波・飛沫(有福、漁生浦)							
水質	海域のCODの適合状況(平成4~13年度水質測定結果)		基準に適合(青方港:A類型)	船崎海水浴場(判定:AA)		基準に適合(若松港:A類型)									
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物 : 特定植物群落						五島日ノ島のハマジンチョウ群落							
		: 重要な植物		ヒロハマツナ、ウラギク、シバナ、ハマボウ、ハマサジ		ハマボウ、シバナ、ヒロハマツナ	ハマジンチョウ	テツホシダ、ハマジンチョウ	ハマジンチョウ						
		海岸林、鳥獣保護区	海岸林(石司、道土井浦、飯ノ瀬戸)												
		貴重な動物 : 昆虫類	シロヘリハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、カラハンミョウ、ハラビロハンミョウ	◎	シロヘリハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、カラハンミョウ、ハラビロハンミョウ、タイワンツバメシジミ	◎	シロヘリハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、カラハンミョウ、ハラビロハンミョウ	◎	シロヘリハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、カラハンミョウ、ハラビロハンミョウ	◎	クロツバメシジミ、シロヘリハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、カラハンミョウ、ハラビロハンミョウ				
		: 鳥類	アカツクシガモ、カラスハト、トモエガモ		アカツクシガモ、カラスハト、トモエガモ		アカツクシガモ、ミサゴ(飛来)、オジロワシ、カラスハト		アカツクシガモ、ミサゴ(飛来)、オジロワシ、カラスハト		アカツクシガモ、クロサギ、オジロワシ、カラスハト				
	: 両生類、爬虫類等	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナカツオ(来遊)		サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナカツオ(来遊)		サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナカツオ(来遊)		サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナカツオ(来遊)		サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナカツオ(来遊)					
海域生態系 : 藻場						藻場: 猿崎、野島、白崎	藻場: 白崎、へぼ島								
海岸景観	自然景観資源	若松瀬戸(溺谷)	◎	矢堅崎西海岸(海食崖)	◎	若松瀬戸(溺谷)	◎	若松瀬戸(溺谷)	◎	◎					
	景観地区指定等	西海国立公園		西海国立公園		西海国立公園		西海国立公園		西海国立公園					
総合評価			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源													
		レクリエーション施設	△	三本松海水浴場	◎	矢堅目公園、船崎海水浴場	◎	△	龍観山展望所	◎	提海水浴場	◎	△		
		行祭事、イベント		大綱引き、マリンフェスタ(清水)、青方港祭(青方)											
	漁業	漁港の種類	◎	飯ノ瀬戸: 第一種漁港、道土井: 第一種漁港	◎	上五島(船崎): 第二種漁港	◎	日島(月の浦): 第一種漁港	◎	大平: 第一種漁港、神ノ浦: 第一種漁港、神部: 第二種漁港	◎	土井ノ浦: 第一種漁港、赤瀬: 第一種漁港	◎	日島: 第一種漁港	◎
養殖場等の漁業施設			あこや、ブリ		地先型増殖場、あこや、ブリ、あおさ		真珠、あこや、あおさ		ブリ、マグロ		ブリ、マグロ		養殖漁場造成、ブリ		
背後地	港湾の種類	△	青方港(地方港湾)	◎	△	△	△	若松港(地方港湾)	○	△	△	△	△		
	市街地の有無		青方					若松							
	生活利用	△	日常生活利用(浜ノ浦、小浜、今里)	○	日常生活利用(船崎)	○			○				△		
	教育利用														
総評点数/総合評価		6点	△	11点	◎	9点	○	6点	△	10点	◎	8点	○	6点	△
海岸の保全に関する考え方		貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、イベントや漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表(五島)

地区名		19 河原、椿原、舅ヶ島、大林、汐池漁港、東風泊漁港	20 奈留漁港、相の浦港(奈留)	21 田尻、本河原、小田、江上、鈴ノ浦漁港、宿輪漁港、江神漁港、大串漁港	22 ノコビ浦、熊高、葛島(口)、葛島(い)、相の浦港(夏井、白這、古巣、三本松、柿ノ浦、阿古木)、葛島漁港、矢神漁港	23 深ノ浦、内幸、折紙港、久賀、市小木、細石流漁港	24 福見、蕨漁港、五輪漁港	25 田の浦、浜脇港、野園漁港、田ノ浦漁港						
ブロック区分の根拠		若松島に挟まれた滝ヶ瀬戸に面する奈留島東部の溺谷地形。	久賀島に挟まれた奈留瀬戸に面する奈留島南部の溺谷地形。	久賀島に挟まれた奈留瀬戸に面する奈留島西部の溺谷地形。	相ノ浦を中心とした地域である。湾口は北西を向き、溺谷地形をなす。湾奥には港湾が点在する。	久賀湾を中心とした地域である。湾口は北西を向き、溺谷地形をなす。湾奥には農地が点在する。	奈留島に挟まれた奈留瀬戸に面する久賀島東部の溺谷地形。	福江島に挟まれた田ノ浦瀬戸に面する久賀島西部の溺谷地形。						
海岸の現況	海岸の状況	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、干潟、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設						
	背後地の状況	宅地、農地、商業地、森林、道路、その他	宅地、農地、工業地、道路、その他	宅地、農地、商業地、道路、その他	宅地、農地、商業地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他						
	波浪等による被害	越波・飛沫(椿原、舅ヶ島)		越波・飛沫(本河原、大串)	特になし	越波・飛沫(内幸、久賀)		越波・飛沫(田の浦)						
水質	海域のCODの適合状況(平成4~13年度水質測定結果)		基準に適合(相の浦港(奈留):A類型)											
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物 : 特定植物群落		奈留島鯨ノ浦のハマジンチョウ群落										
		: 重要な植物			ハマジンチョウ	ハマボウ、ハマサジ	テツホシダ、ウラギク							
		海岸林、鳥獣保護区			海岸林(矢神、宮の浜、田岸)									
	貴重な動物 : 昆虫類	シロヘリハンミョウ	シロヘリハンミョウ	シロヘリハンミョウ	ホヒメシヨウカイモドキ、シロヘリハンミョウ	シロヘリハンミョウ、タイワンツバメシジミ	シロヘリハンミョウ	シロヘリハンミョウ						
	: 鳥類	アカツクシガモ	アカツクシガモ	アカツクシガモ	アカツクシガモ	アカツクシガモ	アカツクシガモ	アカツクシガモ						
	: 両生類、爬虫類等	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	アオウミガメ(回遊)、サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	アオウミガメ(回遊)、ニシヤモリ、サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)						
海域生態系 : 藻場	藻場:汐池鼻、永暮、睡鳩鼻、奈木崎、小島、浜泊	藻場:西隠ノ鼻、木津島、牛落鼻、弁天島、鈴ノ浦	藻場:漕通鼻、立岩、田尻、本河原、小田、能瀬鼻	藻場:黒瀬鼻、梶ノ羽鼻、鶴ノ小島、葛島、観音崎鼻、矢神小島	藻場:玄魚鼻、細石流北、黒瀬	藻場:折紙鼻、早崎、鳥小島、五輪、福見鼻南瀬、コマ瀬、通瀬	藻場:金剛岩、野園、灰岬、セハ岬、長崎鼻、黒岬	中網代、野首崎、平瀬						
海岸景観	自然景観資源	奈木崎海岸(海食崖)、舅ヶ島(海食崖)	末津島(海食崖、陸けい砂州)	鈴ノ浦(陸けい砂州)				田ノ浦海岸(海食崖)						
	景観地区指定等					△	△	◎						
	総合評価	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源		トンボロ	奈留島鯨ノ浦のハマジンチョウ群落、ビーチロック									
		レクリエーション施設	舅ヶ島海水浴場	◎	○	○	◎	△	△					
		行祭事、イベント												
	漁業	漁港の種類	汐池:第一種漁港、東風泊:第一種漁港	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		養殖場等の漁業施設	広域魚礁			マダイ、シマアジ	養殖漁場造成	養殖漁場造成、あこや	あこや					
港湾背後地	港湾の種類	△	相の浦港(地方港湾)	◎	△	◎	◎	△						
	市街地の有無		浦											
	生活利用	△		○	△	△	△	△						
	教育利用													
総評点数/総合評価	7点	◎	10点	◎	7点	◎	9点	◎	7点	◎	6点	△	6点	△
海岸の保全に関する考え方	貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な植物群落等や海岸景勝地等の環境面と、漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動物等の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動物等の環境面と、漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動物等や国立公園等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表(五島)

地区名		26 ツブラ島、芦ノ浦港、毛吹港、梶島港 (越首、野崎、首ノ浦、竹ノ浦)、田崎、 本窯漁港、伊福貴漁港	27 半泊、福見、奥浦漁港	28 堂崎、赤瀬、奥浦 奥浦漁港	29 小田河原、椎ノ木、南河原、 六方、戸楽漁港	30 八幡、福江港(下大津、大 津)	31 江胡、萬佐手、於鶴ヶ浦、 長手漁港、崎山漁港	32 カヅメ港、塩津漁港、 大浜漁港							
ブロック区分の根拠		久賀島東部に位置し、東シナ海に浮かぶ島(梶島)である。	東シナ海と北西方向に面する福江島北部の山付海岸である。	久賀島に挟まれた田ノ浦瀬戸に面する福江島北部の溺谷地形。	東シナ海と東方向に面する福江島東部の山付海岸である。	福江港を中心とした地域である。湾口は北東を向き、港湾が点在する。	東シナ海と北東方向に面する福江島東部の山付海岸である。	東シナ海と南方向に面する福江島東部の山付海岸である。							
海岸の現況	海岸の状況	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、干潟、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、干潟、岩礁、人工施設	干潟、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設							
	背後地の状況	宅地、農地、商業地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、商業地、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、商業地、道路							
	波浪等による被害		越波・飛沫(半泊)	越波・飛沫(赤瀬)	越波・飛沫(小田河原、南河原)、 海岸侵食(六方)	越波・飛沫(八幡、福江港(大津))	越波・飛沫(江胡)、 海岸侵食(江胡)								
水質	海域のCODの適状況 (平成4~13年度水質測定結果)				六方海水浴場(判定:AA)	基準に適合(福江港:A類型)									
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物 : 特定植物群落													
		: 重要な植物		ハマホウ		ハマサシ		ハマホウ		ハマナツメ					
		海岸林、鳥獣保護区				竹ノ子島諸島鳥獣保護区、 海岸林(六方)			海岸林 (萬佐手、於鶴ヶ浦)						
		貴重な動物 : 昆虫類	シロヘリハンミョウ、クロツバメシジミ	◎	シロヘリハンミョウ、ルイスハンミョウ、 ヨドシロヘリハンミョウ、シルビアシジミ、 ホトメシヨウカイモトキ、スナサビキコリ	◎	シロヘリハンミョウ、ルイスハンミョウ、 ヨドシロヘリハンミョウ、 ホトメシヨウカイモトキ、スナサビキコリ	◎	シロヘリハンミョウ、ルイスハンミョウ、 ヨドシロヘリハンミョウ、ホトメシヨウカイモトキ、 スナサビキコリ	◎	シロヘリハンミョウ、ルイスハンミョウ、 ヨドシロヘリハンミョウ、ホトメシヨウカイモトキ、 スナサビキコリ				
		: 鳥類	アカツクシガモ		アカツクシガモ、 ウチヤマセンニュウ、オシロワシ		アカツクシガモ、 ウチヤマセンニュウ、オシロワシ		アカツクシガモ、 ウチヤマセンニュウ、オシロワシ		アカツクシガモ、 ウチヤマセンニュウ、オシロワシ				
	: 両生類、爬虫類等	アオウミガメ(回遊)、サワラ(来遊)、 トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)		サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、 マナガツオ(来遊)		ニシヤモリ、サワラ(来遊)、 トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)		サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、 マナガツオ(来遊)、タイマイ		サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、 マナガツオ(来遊)					
海域生態系 : 藻場	藻場: 仏崎、鷹ノ巣崎、平瀬、 野崎、池尻鼻、ツブラ島南、 椎ノ木島、中ノ小島、 二子島、草島		藻場: 小長崎、鴨島、 間伏南、半泊、小島、 戸岐		藻場: 堂崎、榎ノ浦		藻場: 早崎鼻、南河原、 多々良島、屋根尾島、 庖丁島、石切鼻沖、 唐船瀬鼻		藻場: 北ノ鼻、平瀬、手代鼻、 立島、長手浜、宿ノ鼻、 大野鼻		藻場: 崎山鼻、大平瀬、 貝ノ瀬鼻、塩津、黒鼻、 カラス鼻				
海岸景観	自然景観資源		△		△		◎	△		◎	◎	◎	◎		
	景観地区指定等				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
総合評価			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源				福江椎木山の漣痕									
		レクリエーション施設		△		△	◎	◎	◎	◎	◎	△			
		行祭事、イベント				地引網			◎	◎	◎	◎			
	漁業	漁港の種類	本窯: 第一種漁港、 伊福貴: 第一種漁港	◎	戸岐(網代): 第一種漁港、 戸岐(間伏): 第一種漁港、 戸岐(半泊): 第一種漁港	◎	榎ノ浦: 第一種漁港、 戸岐: 第一種漁港	◎	南河原: 第一種漁港、 戸楽: 第一種漁港	◎	◎	△	◎	◎	
		養殖場等の漁業施設	人工礁、ブリ			◎	真珠、あこや				◎				
港湾	港湾の種類	芦ノ浦港、梶島港(地方港湾)、 毛吹港	◎		△		△	△	△	◎	△	◎			
背後地	市街地の有無							◎	◎	◎	◎	◎			
	生活利用 教育利用		△		△		△	◎	◎	◎	◎	◎			
総評点数/総合評価		7点	◎	5点	△	8点	◎	7点	◎	10点	◎	10点	◎	6点	△
海岸の保全に関する考え方		貴重な動物等の環境面と、漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	◎	貴重な動植物等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	◎	貴重な動植物等の環境面と、イベントや漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	◎	貴重な動物等や国立公園の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	◎	貴重な動植物等の環境面と、イベントや教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	◎	◎	◎	◎	◎

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表(五島)

地区名		33 豆繰、田尾、富江港(宮下、富江、土取)、小浜、大浜漁港、増田漁港	34 黄島、黒島漁港、赤島漁港、黄島漁港	35 松葉勢、天保、土取、倭寇漁港、山下漁港、黒瀬漁港	36 丸子、黒瀬漁港、大宝漁港	37 玉ノ浦港(小浦、越首、井持浦、笹崎、島山島)、長崎第二字、	38 玉ノ浦港(布浦)、荒川漁港、丹奈漁港	
ブロック区分の根拠		富江港を中心とした地域である。湾口は南東を向き、比較的単純な海岸線である。	福江島の南東に位置し東シナ海に浮かぶ島(赤島、黒島、黄島)である。	東シナ海と南東方向に面する福江島南部の山付海岸である。合間の低平地には漁港が点在する。	東シナ海と南～南西方向に面する福江島南部の山付海岸である。合間の低平地には漁港が点在する。	玉之浦を中心とした地域である。湾口は北を向き、溺谷地形で、入り江が多い。	荒川湾を中心とした地域である。湾口は西を向き、湾奥の低平地には漁港が点在する。	
海岸の現況	海岸の状況	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、干潟、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	
	背後地の状況	宅地、農地、商業地、森林、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	
	波浪等による被害	越波・飛沫(田尾、古浜、土取港)、海岸侵食(古浜)	越波・飛沫(黄島)			越波、飛沫(長崎第二字、玉ノ浦港(小浦))、飛砂(玉ノ浦港(小浦))	越波、飛沫(玉ノ浦港(布浦))	
水質	海域のCODの適合状況(平成4～13年度水質測定結果)	平成11年度以外は基準に適合(富江港:A類型)、香珠子海水浴場(判定:AA)				基準に適合(玉之浦港:A類型)		
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物 : 特定植物群落 : 重要な植物 海岸林、鳥獣保護区 貴重な動物 : 昆虫類 : 鳥類 : 両生類、爬虫類等 海域生態系 : 藻場	スナビキソウ 海岸林(小浜) シロヘリハンミョウ、ルイスハンミョウ、ヨドシロヘリハンミョウ、ホトメジウカイモトキ、スナサビキコリ、シルビアシジミ、タイワツバメシジミ アカツクシガモ、ウチヤマセンニユウ、オシノロシ サワラ(来遊)、トラフク(来遊)、マナガツオ(来遊) 藻場:小泊、御手洗崎、増田、黄島宮鼻、沖ノ黒瀬	クマノギク、シオカセテンツキ、コウライシバ、スナビキソウ 黄島鳥獣保護区、海岸林(黒島) シロヘリハンミョウ、ルイスハンミョウ、ヨドシロヘリハンミョウ、スナサビキコリ アカツクシガモ アカウミガメ、サワラ(来遊)、トラフク(来遊)、マナガツオ(来遊)、タイマイ 藻場:黄島宮鼻、黄島南岸、美漁島、泊鼻、黒島	ハマナツメ、テツホシタ 海岸林(浜) シロヘリハンミョウ、ルイスハンミョウ、ヨドシロヘリハンミョウ、スナサビキコリ アカツクシガモ、ウチヤマセンニユウ アカウミガメ、サワラ(来遊)、トラフク(来遊)、マナガツオ(来遊)、シロマダラ 藻場:琴石浜、長峰、太田、美多羅島、ノウ瀬、カバヤ浦	ハマサジ 海岸林(浜) シロヘリハンミョウ、ルイスハンミョウ、ヨドシロヘリハンミョウ、スナサビキコリ アカツクシガモ、ウチヤマセンニユウ アカウミガメ、サワラ(来遊)、トラフク(来遊)、マナガツオ(来遊)、シロマダラ 藻場:琴石浜、長峰、太田、美多羅島、ノウ瀬、カバヤ浦	ハマサジ、ハマジンチョウ 玉ノ浦湾鳥獣保護区 シロヘリハンミョウ、ルイスハンミョウ、ヨドシロヘリハンミョウ、スナサビキコリ アカツクシガモ、カラスハト、クロサギ、カラシラサギ、ウチヤマセンニユウ イトミズハゼ、サワラ(来遊)、トラフク(来遊)、マナガツオ(来遊) 藻場:笹海、中須浦、黒瀬崎、平瀬、勝間崎、荒汐崎、イシヤマ瀬	荒川のハマジンチョウ 玉ノ浦湾鳥獣保護区、海岸林(布浦港、荒子崎、清水浜) シロヘリハンミョウ、ルイスハンミョウ、ヨドシロヘリハンミョウ、スナサビキコリ アカツクシガモ、ミサゴ(飛来)、カンムリカイツブリ、ウチヤマセンニユウ イトミズハゼ、サワラ(来遊)、トラフク(来遊)、マナガツオ(来遊) 藻場:白石崎、布浦、丹奈、小島
	海岸景観	自然景観資源 景観地区指定等 総合評価	◎ 西海国立公園 ◎	△ 西海国立公園 ◎	◎ 西海国立公園 ◎	◎ 西海国立公園 ◎	◎ 西海国立公園 ◎	◎ 西海国立公園 ◎
	観光レク	観光資源 レクリエーション施設 行祭事、イベント	◎ 地蔵坂展望所、多郎島公園、大浜海水浴場、香珠子海水浴場、田尾海水浴場、多郎島海水浴場	△ 丸子海水浴場 ◎ 五島長崎国際トライアスロン大会(パラモンキング)	◎ 小浦海水浴場 ◎ カヌー教室(小浦港)	△ 小浦海水浴場 ◎ カヌー教室(小浦港)	◎ 荒川のハマジンチョウ	
	漁業	漁港の種類 養殖場等の漁業施設	◎ 大浜:第一種漁港、増田:第一種漁港 大規模増殖場、ブリ	◎ 黒島:第一種漁港、赤島:第一種漁港、黄島:第一種漁港	◎ 倭寇(女亀):第一種漁港、倭寇(山崎):第一種漁港、倭寇(坪):第一種漁港、山下:第一種漁港、黒瀬(富江):第一種漁港	◎ 大宝:第一種漁港、黒瀬(琴石):第一種漁港 真珠、マダイ	◎ 荒川:第四種漁港、丹奈:第一種漁港 種苗生産施設	
	港湾	港湾の種類 市街地の有無 背後地 生活利用 教育利用 総評点数/総合評価	○ 富江 ○ 10点 ◎	△ △ 5点 △	△ △ 7点 ○	△ △ 5点 △	△ △ 10点 ◎	○ △ 8点 ○
海岸の保全に関する考え方		貴重な動植物等や国立公園等の環境面と、海水浴場や漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や国立公園等の環境面と、イベント等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場や漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や国立公園等の環境面と、漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表(五島)

地区名		39 頓泊、高浜	40 嵯峨島漁港	41 貝津、魔ノ池、浜窄港、淵ノ元港、大川港、貝津漁港、波砂間漁港、塩水漁港、柏漁港、高崎漁港、後網漁港、八ノ川漁港	42 奈切、三井楽漁港、水ノ浦漁港	43 八朔	44 茶園、前小島、浦頭、岐宿港(岐宿、箕下、唐船ヶ浦)	45		
ブロック区分の根拠		貝津湾を中心とした地域である。湾口は西を向き、湾奥の低平地には砂浜が点在する。	福江島の西方に位置し東シナ海に浮かぶ島(嵯峨ノ島)である。	東シナ海と北方向に面する三井楽半島の山付海岸である。合間の低平地には漁港が点在する。	東シナ海と北方向に面する福江島北部の山付海岸である。入り江が多く湾奥には砂浜が点在する。	東シナ海と北方向に面する福江島北部の山付海岸である。	岐宿港を中心とした地域である。湾口は北を向き、入り江が多く湾奥には港湾が点在する。	福江島の南西方に位置し東シナ海に浮かぶ島(男女群島)である。		
海岸の現況	海岸の状況	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、干潟、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	岩礁		
	背後地の状況	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、商業地、道路、その他	宅地、農地、商業地、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、工業地、道路、その他			
	波浪等による被害				越波・飛沫(奈切、正山)	越波・飛沫(八朔)	越波・飛沫(茶園)			
水質	海域のCODの適合状況(平成4~13年度水質測定結果)	頓泊海水浴場(判定:AA)、高浜海水浴場(判定:AA)					平成8,9,11,12年度以外は基準に適合(岐宿港:A類型)			
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物 : 特定植物群落			五島三井楽のハマジンチョウ群落			男女群島のコウライシバ群落		
		: 重要な植物	スナビキソウ、ナミキソウ、ハマサジ	ハマトラノオ	コウボウムキ	ハマジンチョウ、ナミキソウ	ハマボウ、ハマサジ	ハマトラノオ、ハママンネンクサ、ハマボウワウ、トウカンゾウ、コウライシバ、イワレンゲ		
	海岸林、鳥獣保護区	玉ノ浦湾鳥獣保護区	海岸林(村中)	海岸林(山川、里畑、船江、宮山、浜ノ上、牛泊、八ツ河)	海岸林(奈切)	海岸林(八朔)		男女群島鳥獣保護区		
	貴重な動物 : 昆虫類	シロヘリハンミョウ、ルイスハンミョウ、ヨドシロヘリハンミョウ、スナサビキコリ	シロヘリハンミョウ、ルイスハンミョウ、ヨドシロヘリハンミョウ、スナサビキコリ、シルビアアシミ	ヤマトハツタ、シロヘリハンミョウ、ルイスハンミョウ、ヨドシロヘリハンミョウ、スナサビキコリ	シロヘリハンミョウ、ルイスハンミョウ、ヨドシロヘリハンミョウ、ホソヒメシヨウカイモトキ、スナサビキコリ、シルビアアシミ、タイワンツバメシジミ	シロヘリハンミョウ、ルイスハンミョウ、ヨドシロヘリハンミョウ、ホソヒメシヨウカイモトキ、スナサビキコリ	ホソヒメシヨウカイモトキ、シロヘリハンミョウ、ルイスハンミョウ、ヨドシロヘリハンミョウ、スナサビキコリ	シロヘリハンミョウ		
	: 鳥類	アカツクシガモ、カラスハト、クロサギ、ミサゴ(飛来)、ウチヤマセンニュウ	アカツクシガモ、ウチヤマセンニュウ	アカツクシガモ、ウチヤマセンニュウ	アカツクシガモ、トモエガモ、ウチヤマセンニュウ、クロサギ、オシロワシ	アカツクシガモ、クロサギ、ウチヤマセンニュウ、オシロワシ	アカツクシガモ、オシロワシ、ウチヤマセンニュウ、カラスハト	コシヤクシギ、アカアシシギ、クロサギ、ウチヤマセンニュウ、ウミスズメ		
	: 両生類、爬虫類等	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	ヤマトヌマエビ、サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	クボハセ、サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	ニシヤマリ、アオウミガメ(回遊)、サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)、シロマダラ		
海域生態系 : 藻場	藻場:タロミ小島、観音崎	藻場:嵯峨島	藻場:長瀬、ニサク鼻、丑ノ浦、長崎鼻、淵元、柏崎、高崎、赤瀬、正山、観音崎、姫島南浜、オトナ瀬	藻場:堂所の鼻、雁瀬、魚津ヶ崎	藻場:八朔鼻	藻場:八朔鼻	藻場:立神崎、中ノ瀬、花栗、前浜、針古島、後浜			
海岸景観	自然景観資源	高浜(日本の渚百選)	嵯峨島(海食崖)					男女群島(海食崖)		
	景観地区指定等	西海国立公園	西海国立公園	西海国立公園	西海国立公園	西海国立公園				
総合評価		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源	千畳敷、嵯峨島火山海食崖							
		レクリエーション施設	頓泊海水浴場、高浜海水浴場、高浜万葉展望所		高浜万葉展望所、スクアン、高崎鼻公園、高崎海水浴場	白良ヶ浜万葉公園、白良ヶ浜海水浴場、浜田海水浴場	魚津ヶ崎公園			
	行事、イベント	サンドクリエイト(頓泊)		三井楽夏まつり	ぎょうが崎漁火祭	磯祭り(八朔)				
	漁業	漁港の種類	△	嵯峨島:第一種漁港	○	貝津:第一種漁港、波砂間:第一種漁港、塩水:第一種漁港、柏:第一種漁港、高崎:第一種漁港、後網:第一種漁港、八ノ川:第一種漁港	○	三井楽:第二種漁港、水ノ浦(惣津):第一種漁港、水ノ浦(水ノ浦):第一種漁港、マダイ	△	真浦:第四種漁港
養殖場等の漁業施設			磯根漁場造成				カキ			
港湾	港湾の種類	△	△	△	△	△	△	岐宿港(地方港湾)	○	△
背後地	市街地の有無							岐宿	○	△
	生活利用 教育利用	△	△	△	△	△	△		○	△
総評点数/総合評価		6点 △	5点 △	8点 ○	9点 ○	6点 △	7点 ○	6点 △		
海岸の保全に関する考え方		貴重な動植物等や国立公園等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な植物群落等や国立公園等の環境面と、漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物類や国立公園等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面と、漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な植物群落等や海岸景勝地等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表(吉岐)

地区名		1 江角、勝本港(天ヶ原)	2 箱崎前浦漁港	3 松崎、芦辺漁港	4 八幡、長者原、芦辺漁港	5 八幡、長者原、芦辺漁港	6 印通寺港(印通寺、銭亀)、筒城山崎、長手、筒城、石田筒城、松ヶ元、宝ヶ元、七湊漁港	
ブロック区分の根拠		玄界灘と北方向に面する山付海岸で砂礫浜が点在する。	玄界灘と東方向に面する山付海岸である。合間の低平地には漁港が点在する。	芦辺港を中心とした地域である。湾口は東を向き、後背地は河口低地部である芦辺市街を擁す。	玄界灘と北東方向に面する山付海岸である。	内海を中心とした地域である。湾口は東を向き、山付海岸である。合間に砂浜が点在する。	玄界灘と南東方向に面する山付海岸である。合間には砂浜が点在する。	
海岸の現況	海岸の状況	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	
	背後地の状況	宅地、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	農地、森林、道路、その他	宅地、農地、商業地、森林、道路、その他	農地、道路、その他	
	波浪等による被害	越波・飛沫(勝本港(天ヶ原))	海岸侵食(恵美須)	越波・飛沫(芦辺、龍神崎)	飛砂(清石)、海岸侵食(八幡)	越波・飛沫(八幡浦)、海岸侵食(八幡浦)	越波・飛沫(長手、筒城)	
	水質 海域のCODの適合状況(平成4~13年度水質測定結果)			基準に適合(芦辺漁港:A類型)	清石浜海水浴場(判定:AA)		筒城浜海水浴場(判定:AA)、大浜海水浴場(判定:AA)、錦浜海水浴場(判定:AA)	
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物 : 特定植物群落	天ヶ原のハイビャクシン群落					
		: 重要な植物	ナネツリ、マツナ、コナシ				ハマツボ(オウツボ含む)	
		海岸林、鳥獣保護区	勝本三島鳥獣保護区、箱崎鳥獣保護区、海岸林(江角)			海岸林(八幡、長者原)	海岸林(山崎)	海岸林(石田筒城、七湊)
		貴重な動物 : 昆虫類	カラハシムシ、ノミムシ、シロハシムシ	◎	◎	◎	◎	◎
		: 鳥類	オジロシ、ハヤブサ(飛来)	◎	◎	◎	◎	◎
	: 両生類・爬虫類等	サワガモ(来遊)、トラフグ(来遊)、マカヅオ(来遊)	◎	◎	◎	◎	◎	
海域生態系 : 藻場	藻場:魚釣崎、コーゴー岬		藻場:魚釣崎		藻場:芦辺、馬ノ瀬、左京鼻	藻場:青島、赤島	藻場:名島、山崎、筒城仲、七湊、空港下、乙島、神社鼻、妻ヶ島	
海岸景観	自然景観資源	赤瀬鼻(海食崖)	◎	○	○	◎	◎	
	景観地区指定等	吉岐対馬国定公園	◎	◎	◎	◎	◎	
総合評価		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源	勝本のハイビャクシン群落、			はらほげ地蔵、吉岐長者原化石層		
		レクリエーション施設	イルカパーク、天ヶ原海水浴場	◎	△	◎	△	
		行祭事・イベント						
	漁業	漁港の種類		箱崎前浦:第一種漁港	◎	◎	◎	◎
		養殖場等の漁業施設		養殖漁場造成、種苗生産施設	◎	◎	◎	◎
	港湾	港湾の種類	勝本港(地方港湾)	○	△	△	△	◎
背後地	市街地の有無			芦辺				
	生活利用				○	△	○	
	教育利用							
総評点数/総合評価		7点	6点	7点	8点	7点	11点	
海岸の保全に関する考え方		貴重な植物群落等や海岸景勝地等の環境面と、港湾等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等の環境面と、漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等の環境面と、漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場や港湾等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表(吉岐)

地区名		7 当田、印通寺港（志自岐）、四郎瀬、小白瀬、久喜漁港	8 馬立、倉谷、平床、南川、塩屋、椿川、平川、初山漁港	9 郷ノ浦港（鎌崎、郷ノ浦、宇土、渡良）、渡良漁港	10 栗岳、長崎、高磯、懸州、呼瀬、渡良漁港	11 半城湾、柏、池ノ下、海田新田、出口、薄井、松崎、遠見、崎山、御津、渡良漁港	12 小牧崎、森ノ浜港、母ヶ浦漁港	
ブロック区分の根拠		玄界灘と南東方向に面する山付海岸である。	玄界灘と南方向に面する吉岐南岸の山付海岸である。	郷ノ浦港を中心とした地域である。湾口は南を向き、港湾が点在する。	大島に挟まれた大島瀬戸に面する地域である。入り江が多い。	半城湾を中心とした地域である。湾口は西を向き、入り江が多い。	玄界灘と西方向に面する吉岐西岸の山付海岸である。入り江が多い。	
海岸の現況	海岸の状況	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	干潟、岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	
	背後地の状況	農地、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、商業地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、工業地、森林、道路、その他	
	波浪等による被害		越波・飛沫（馬立、椿川、平川、大久保）		越波・飛沫（高磯、懸州、呼瀬、柏）			
	水質	海域のCODの適合状況（平成4～13年度水質測定結果）	基準に適合（印通寺港：A類型）		基準に適合（郷ノ浦港：A類型）			
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物：特定植物群落						
		：重要な植物	マツナ、コウライシハ	コウライシハ				
		海岸林、鳥獣保護区	海岸林（当田、久喜）	海岸林（馬立、大久保）	海岸林（神田）	海岸林（栗岳、長崎、高磯）	海岸林（半城湾、柏、麦谷）	海岸林（小牧崎、母ヶ浦）
		貴重な動物：昆虫類	カラハシムシ、ハスハシムシ、シロハシムシ	◎ カラハシムシ、ハスハシムシ、シロハシムシ、シルビアシジミ	◎ カラハシムシ、ハスハシムシ、シロハシムシ	◎ カラハシムシ、ハスハシムシ、シロハシムシ	◎ カラハシムシ、ハスハシムシ、シロハシムシ、クロウハシムシ	◎ カラハシムシ、ハスハシムシ、シロハシムシ
	：鳥類	マカシ、オシロシ、トモエガモ、ハヤブサ（飛来）	オシロシ、トモエガモ	クロサギ、オシロシ、カラスハト、トモエガモ	クロサギ、オシロシ	オシロシ、オシロシ	オシロシ、ハヤブサ（飛来）	
：両生類・爬虫類等	サワガモ（来遊）、トラフク（来遊）、マカシ（来遊）	サワガモ（来遊）、トラフク（来遊）、マカシ（来遊）、タイマイ	サワガモ（来遊）、トラフク（来遊）、マカシ（来遊）	サワガモ（来遊）、トラフク（来遊）、マカシ（来遊）	サワガモ（来遊）、トラフク（来遊）、マカシ（来遊）、シロマガタ	サワガモ（来遊）、トラフク（来遊）、マカシ（来遊）		
海域生態系	藻場：銭亀崎、久喜、初瀬	藻場：海豚鼻、郷瀬、鋸崎、坪、細崎	藻場：細崎、本居、玉崎、沖ノ平瀬	藻場：婿島、大瀬、渡良東、牧崎	藻場：牧崎	藻場：火島、阿母ノ滝		
海岸景観	自然景観資源	初瀬（岩脈）	◎	○ 吉岐島西海岸（瀬谷）	◎ 吉岐島西海岸（瀬谷）、鬼の足跡（海食洞）	◎ 吉岐島西海岸（瀬谷）	◎ 猿岩（海食崖）	
	景観地区指定等	吉岐対馬国定公園	吉岐対馬国定公園		吉岐対馬国定公園	吉岐対馬国定公園	吉岐対馬国定公園	
総合評価		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源	初瀬の岩脈		春一番の塔	鬼の足跡	猿岩	
		レクリエーション施設		○ ツインズビーチ	◎	◎ 塩樽海水浴場	△ 吉岐出合いの村、里浜海水浴場	
		行祭事・イベント		ツインズビーチフェスティバル		春一番・風のフェスタ		
	漁業	漁港の種類	久喜：第一種漁港	◎ 初山：第一種漁港	◎ 渡良：第一種漁港、	◎ 渡良：第一種漁港、	◎ 渡良：第一種漁港	◎ 母ヶ浦（母ヶ浦）：第一種漁港
		養殖場等の漁業施設	広域型増殖場、マガイ	◎ 真珠、あこや	◎ 広域型増殖場、真珠、あこや	◎ 小規模増殖場、地先型増殖場、広域型増殖場、マガイ	◎ 真珠、あこや	◎ 養殖漁場造成
	港湾	港湾の種類	印通寺港（地方港湾）	◎	△ 郷ノ浦港（重要港湾）	◎	△	△ 森ノ浜港（地方港湾）
	背後地	市街地の有無	石田		郷ノ浦			
生活利用		生活利用（久喜）	○	△ 日常生活利用（郷ノ浦港、小崎、渡良港）	◎ 日常生活利用（栗岳）	○	△	
教育利用				体験修学旅行（郷ノ浦港）				
総評点数／総合評価		10点 ◎	8点 ○	12点 ◎	9点 ○	6点 △	8点 ○	
海岸の保全に関する考え方		貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面と、漁業施設や港湾等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面と、イベントや漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、イベントや漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、観光資源等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表(吉岐)

地区名		13 竹の浦、遍後、篠石、後藤、白釘、海曲、刈田院、大柳、樋田、後山、湯ノ本漁港	14 前田、勝本港（タンス、馬場崎）、鋤崎、古防	15 勝本港（勝本）	16 原島東、原島西、赤部、渡良大島、大島漁港				
ブロック区分の根拠		湯本湾を中心とした地域である。湾口は北西を向き、入り江が多い。	玄界灘と北西方向に面する吉岐北西岸の山付海岸である。合間の低平地には港湾が存在する。	勝本湾を中心とした地域である。湾口は北西を向き、港湾が存在する。	郷ノ浦南西部に位置し玄界灘に浮かぶ島（大島、長島、原島）である。				
海岸の現況	海岸の状況	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設				
	背後地の状況	宅地、農地、商業地、森林、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	宅地、道路、その他	農地、道路、その他				
	波浪等による被害	越波・飛沫（後山、大柳）、海岸浸食（大柳）	越波・飛沫（勝本港（馬場崎））		越波・飛沫（原島東、渡良大島、大島）				
	水質 海域のCODの適合状況 （平成4～13年度水質測定結果）			基準に適合（勝本港：A類型）、辰ノ島海水浴場（判定：AA）、串山海水浴場（判定：AA）					
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物 ： 特定植物群落 ： 重要な植物		ハモホウ、ハマサシ	辰ノ島のハイビャクシン群落 辰ノ島の砂丘植物群落 名鳥島のハイビャクシン群落 ハモホウフク				
		海岸林、鳥獣保護区	海岸林（竹の浦、遍後、篠石、後藤、白釘、大柳、湯ノ本、浦海、筒方、後山）	海岸林（前田、鋤崎）	勝本三島鳥獣保護区				
		貴重な動物 ： 昆虫類 ： 鳥類 ： 両生類・爬虫類等	カラハシムシ、ルイスハシムシ、シロハシムシ オジロシ、ハヤブサ（飛来） カララ（来遊）、トラフグ（来遊）、マカヅオ（来遊）	◎ カラハシムシ、ルイスハシムシ、シロハシムシ オジロシ、ハヤブサ（飛来） カララ（来遊）、トラフグ（来遊）、マカヅオ（来遊）	◎ カラハシムシ、ルイスハシムシ、シロハシムシ、ヤマトハシムシ ウチヤマセンニョウ、オジロシ、ハヤブサ（飛来） カララ（来遊）、トラフグ（来遊）、マカヅオ（来遊）	◎ カラハシムシ、ルイスハシムシ、シロハシムシ オジロシ カララ（来遊）、トラフグ（来遊）、マカヅオ（来遊）、タイマイ	◎		
		海域生態系 ： 藻場	藻場：手長島西、手長島東、片苗湾、湯本湾、赤瀬、本宮仲、火前の辻	藻場：本宮西、坂本	藻場：博多瀬戸、辰の島	藻場：原島、机島、大島、前見島、長島、見島、平島			
		海岸景観	自然景観資源 景観地区指定等	鞍間ノ滝（岩脈） 吉岐対馬国定公園	◎ 吉岐対馬国定公園	○ 吉岐対馬国定公園	◎ ◎		
	総合評価		◎	◎	◎	◎			
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源			辰の島海浜植物群落、蛇ヶ谷				
		レクリエーション施設		◎	△ 辰ノ島海水浴場、串山海水浴場	◎ 大島海水浴場	◎		
		行祭事・イベント	勝本港まつり、ハート大会、舟ぐるう			辰ノ島フェスティバル			
	漁業	漁港の種類	母ヶ浦（古仁田）：第一種漁港、湯ノ本（湯ノ本）：第一種漁港、湯ノ本（浦海）：第一種漁港、湯ノ本（筒方）：第一種漁港	◎	○	△	大島：第四種漁港	◎	
		養殖場等の漁業施設	広域型増殖場、大規模増殖場、養殖漁場造成、真珠、あこや		地先型増殖場				
	港湾	港湾の種類		△ 勝本港（地方港湾）	○ 勝本港（地方港湾）	○		△	
背後地	市街地の有無			勝本					
	生活利用		△	△ 日常生活利用（勝本）	○		△		
	教育利用								
総評点数/総合評価		8点	○	6点	△	8点	○	8点	○
海岸の保全に関する考え方		貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、イベントや漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な植物群落等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。				

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表(対馬)

地区名		1 鰐場(1)、鰐場(2)、鬼ヶ崎、滝浜(1)、滝浜(2)、落手井戸、カキセ(2)、菅ノ浦、久松①、久松②、落井戸、深浦、鰐ノ浦漁港、豊漁港、泉漁港	2 三字田、比田勝港(西泊港、古里港、網代港)	3 津和、名方浦、比田勝港(大增、舟志)、コブノ採、瀬戸、富ヶ浦漁港、唐舟志漁港、浜久須漁港、五根緒漁港	4 茂木、峰港、椎の浦、鹿の浦、小鹿漁港、志越漁港、志多賀漁港	5 位之端浜、花戸、曾ノ浦港、飯盛、水ヶ浦、竹の浦、オロノ浦(一里ヶ浦)、オロノ浦、トクエ、ナギハマ、船カクシ、元横浦、佐賀漁港、櫛漁港、千尋藻漁港	
ブロック区分の根拠		対馬海峡と北方向に面する対馬北部の山付海岸である。リアス式海岸をなし入り江が多い。	西泊湾を中心とした地域である。湾口は東を向き、湾奥の低平地には港湾が点在する。	舟志湾を中心とした地域である。湾口は東を向いた山付海岸である。溺谷地形をなし入り江が多い。	対馬海峡と南東方向に面する山付海岸である。合間の低平地には漁港が点在する。	大漁湾を中心とした地域である。湾口は北東を向いた山付海岸である。湾奥の低平地には農地が点在する。溺谷地形をなし入り江が多い。	
海岸の現況	海岸の状況	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	干潟、岩礁、人工施設	
	背後地の状況	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、商業地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、道路	
	波浪等による被害	越波・飛沫(落手井戸、泉)		越波・飛沫(浜久須、比田勝港(大增))	越波・飛沫(椎の浦、鹿の浦)、飛砂(茂木)	越波・飛沫(飯盛、水ヶ浦、竹の浦、オロノ浦(一里ヶ浦)、オロノ浦、トクエ、ナギハマ、元横浦、浦底)、海岸浸食(水ヶ浦、オロノ浦(一里ヶ浦))	
	水域のCODの適合状況(平成4~13年度水質測定結果)		平成11年度以外は基準に適合(比田勝港:A類型)				
環境の整備と保全	貴重な植物 : 特定植物群落	海栗島のハイビャクシン群落、鰐浦のハイビャクシン群落、舌崎のハイビャクシン群落、ヒツバタゴ群集	舌崎のハイビャクシン群落	唐舟志のハイビャクシン群落		千尋藻のハイビャクシン群落	
		重要な植物	キリンソウ、スナビキソウ	ナミキソウ、ハマサシ、スナビキソウ	ハマボウフウ、ハマサシ	コウボウムギ、ナミキソウ	
	海岸林、鳥獣保護区	豊中学校鳥獣保護区、海岸林(鰐場(2)、落手井戸、深浦)	海岸林(三字田、比田勝港(西泊港))	海岸林(津和、名方浦、コブノ採、瀬戸)	海岸林(茂木、小鹿、志越、志多賀)	海岸林(佐賀、花戸、ナギハマ、船カクシ、元横浦)	
	貴重な動物 : 昆虫類	シロヘリハンミョウ、ホソヒメシヨウカイモトキ、スナサビキソウ、カララハンミョウ	◎ シロヘリハンミョウ、ホソヒメシヨウカイモトキ、カララハンミョウ、シルビアシジミ	◎ シロヘリハンミョウ、ホソヒメシヨウカイモトキ、クロツバメシジミ、カララハンミョウ	◎ シロヘリハンミョウ、ホソヒメシヨウカイモトキ、カララハンミョウ	◎ シロヘリハンミョウ、ホソヒメシヨウカイモトキ、カララハンミョウ	◎ ホソヒメシヨウカイモトキ、キウシュウスジヨトウ、カララハンミョウ、シロヘリハンミョウ
		鳥類	カンムリカイツブリ、ウチヤマセンニユウ	ウチヤマセンニユウ、カンムリカイツブリ	ツクシガモ、クロサギ、アビ、カンムリカイツブリ、ウチヤマセンニユウ	オオハム、ウチヤマセンニユウ	クロサギ、ウチヤマセンニユウ
	両生類、爬虫類等	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナカツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナカツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナカツオ(来遊)	アカウミガメ、サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナカツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナカツオ(来遊)	
海域生態系 : 藻場	藻場:鬼崎、千々瀬、海栗島南、海栗島北、裸島、南風波瀬、韓崎瀬、落土西、落土東、在長瀬、沖推根島、長崎、不通東岸、土居ヶ崎、志古島、舌崎西	藻場:舌崎、三字田浦、殿崎、尉殿崎	藻場:尉殿崎、品木島、平瀬、銭島、白崎	藻場:茂木崎、スキノ崎、琴崎、中瀬、平瀬、黒瀬、松島、志多賀、虫バイ崎、ウノ瀬	藻場:飯盛、缺鼻、コチボウ鼻、千尋藻、タテバ浦、ツヤ島		
海岸景観	自然景観資源		三字田浜(日本の渚百選)	舟志湾(溺谷)	茂木海岸(海食崖)		
	海岸の形態						
	景観地区指定等	宍岐対馬国定公園	宍岐対馬国定公園	宍岐対馬国定公園		宍岐対馬国定公園	
総合評価		◎	◎	◎	◎	◎	
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源				千尋藻の漣痕	
		レクリエーション施設	韓国展望所、豊海海水浴場	◎ 三字田海水浴場、西泊海水浴場	◎ 津和浜海水浴場	◎ 茂木浜海水浴場、松島公園	◎
		行祭事、イベント	ヒツバタゴ祭り	海開き(三字田)、おっどん祭り	玄海つつじ祭り	海開き(茂木)	精霊流し(位之端浜)
	漁業	漁港の種類	鰐ノ浦:第一種漁港、豊:第一種漁港、泉:第一種漁港	◎	◎ 富ヶ浦:第一種漁港、唐舟志:第一種漁港、浜久須:第一種漁港、五根緒:第一種漁港	◎ 琴:第二種漁港、小鹿:第二種漁港、一重:第四種漁港、志越:第一種漁港、志多賀:第一種漁港	◎ 佐賀:第二種漁港、櫛:第一種漁港、千尋藻:第一種漁港
		養殖場等の漁業施設	地先型増殖場、種苗生産施設	あこや、ブリ	真珠、あこや、トラフグ	小規模増殖場	真珠、あこや
	港湾	港湾の種類	△ 比田勝港(地方港湾)	◎ 比田勝港(地方港湾)	◎ 峰港(地方港湾)	◎ 曾ノ浦港(地方港湾)	○
背後地	市街地の有無		比田勝			佐賀	
	生活利用		△ 日常生活利用(三字田)	◎	△ 日常生活利用(茂木)	◎	
教育利用		水泳指導(三字田)		水泳指導(茂木)、魚釣り体験学習(志越)	水泳教室(花戸)		
総評点数/総合評価		8点 ○	12点 ◎	10点 ◎	11点 ◎	11点 ◎	
海岸の保全に関する考え方		貴重な植物群落等の環境面と、漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な植物群落等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場や漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な植物群落等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場や漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物植物等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場や漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な植物群落等の環境面と、港湾や教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表(対馬)

地区名		6 白子、雷、大島、ニッテ、竹崎(2)、塩浜漁港、賀谷漁港、芦ヶ浦漁港、赤島漁港	7 幸崎、竹崎(2)、加瀬浦(2)、中の浦(1)、水の浦、ウゼ、モド越(2)、モド越(1)、源八、モド、住吉漁港、鴨居瀬漁港、三浦湾漁港	8 厳原港(久田、厳原)、久須ヶ浜、高浜漁港、根緒漁港、阿須湾漁港	9 安神ワゴ、尾浦漁港、安神漁港、久和漁港	10 内院漁港、豆酸漁港	
ブロック区分の根拠		芦浦を中心とした地域である。湾口は北東を向いた山付海岸である。溺谷地形をなし入り江が多い。	三浦湾を中心とした地域である。湾口は東を向いた山付海岸である。溺谷地形をなし入り江が多い。	対馬海峡と東方向に面する山付海岸である。合間の低平地には漁港が点在する。入り江が多い。	対馬海峡と南東方向に面する山付海岸である。合間の低平地には漁港が点在する。入り江が多い。	対馬海峡と南方向に面する山付海岸である。合間の低平地には漁港が点在する。入り江が多い。	
海岸の現況	海岸の状況	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	
	背後地の状況	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	
	波浪等による被害	越波・飛沫(白子、雷、大島、ニッテ、竹崎(2))、海岸浸食(竹崎(2))	越波・飛沫(加瀬浦(2)、中の浦(1)、水の浦、ウゼ、モド越(2)、モド越(1)、源八、小船越)	越波・飛沫(阿須)	越波・飛沫(安神)、海岸浸食(尾浦)	越波・飛沫(内院)	
	水域のCODの適合状況(平成4~13年度水質測定結果)			基準に適合(厳原港:A類型)、美津島町海水浴場(判定:AA)		平成10年度以外は基準に適合(豆酸港:A類型)	
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物 : 特定植物群落	千尋藻のハイビヤクシン群落	鴨居瀬のハイビヤクシン群落、黒島のハイビヤクシン群落、黒島の海岸崖地群落、黒島の海岸砂丘群落			
		: 重要な植物	ハマサジ、ウラギク、シハナ	コウボウムギ、ナミキソウ、カワツルモ、シハナ、ハマサジ		シハナ	
		海岸林、鳥獣保護区	海岸林(白子、雷、大島、ニッテ、竹崎(2))	黒島鳥獣保護区、海岸林(幸崎、加瀬浦(2)、中の浦(1)、水の浦、ウゼ、モド越(2)、モド越(1)、源八、モド)		海岸林(安神ワゴ)	
		貴重な動物 : 昆虫類	シロヘリハンミョウ、ホソヒメジウカイモトキ、クロツバメシジミ、キュウシュウスジヨトウ、カラハンミョウ	◎ ホソヒメジウカイモトキ、クロツバメシジミ、キュウシュウスジヨトウ、カラハンミョウ、シロヘリハンミョウ、シルビアシジミ	◎ クロツバメシジミ、ホソヒメジウカイモトキ、キュウシュウスジヨトウ、カラハンミョウ、カタモンハネカクシ、シロヘリハンミョウ	◎ ホソヒメジウカイモトキ、キュウシュウスジヨトウ、カラハンミョウ、カタモンハネカクシ、シロヘリハンミョウ	◎ ホソヒメジウカイモトキ、キュウシュウスジヨトウ、カラハンミョウ、カタモンハネカクシ、シロヘリハンミョウ、シルビアシジミ
		: 鳥類	ウチヤマセンニユウ	ウチヤマセンニユウ	カラシラサギ、コアシサシ、ウチヤマセンニユウ、トモエガモ	ウチヤマセンニユウ	カラシラサギ、アカシシギ、クロサギ、オオハム、ウチヤマセンニユウ、オシロワシ、カラスハト
		: 両生類、爬虫類等	サワラ(来遊)、トラフク(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフク(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフク(来遊)、マナガツオ(来遊)、タイマイ	アオウミガメ(回遊)、サワラ(来遊)、トラフク(来遊)、マナガツオ(来遊)、タイマイ	アオウミガメ(回遊)、サワラ(来遊)、トラフク(来遊)、マナガツオ(来遊)、タイマイ
海域生態系 : 藻場	藻場:長崎島、千切島、小島島、鼠島、茂崎、猫崎、赤島	藻場:赤島、白浜崎、島ノ壇島、鉾崎、大瀬崎、国崎、折瀬鼻、紺青鼻、網掛崎	藻場:木田崎、子崎、九十島、上根緒島、根緒、梶崎、瀬島、遠見崎	藻場:日和石、輪島、安神浦、宮ノ岳崎、久和浦、内院島	藻場:内院島、黒瀬岩、神山、千島岩、長瀬崎、豆酸浦、豆酸崎内、豆酸崎		
海岸景観	自然景観資源		○	子ノ崎(海食崖)	◎	◎ 神崎(海食崖)、豆酸崎(海食崖)	
	海岸の形態						
	景観地区指定等	壱岐対馬国定公園	壱岐対馬国定公園	壱岐対馬国定公園	壱岐対馬国定公園	壱岐対馬国定公園	
総合評価		◎	◎	◎	◎	◎	
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源					
		レクリエーション施設		△	△ 阿須海水浴場、尾浦海水浴場、美津島町海水浴場	◎	△
		行祭事、イベント			漁火まつり		
	漁業	漁港の種類	塩浜:第一種漁港、賀谷:第一種漁港、芦ヶ浦:第一種漁港、赤島:第一種漁港	◎ 鴨居瀬:第二種漁港、三浦湾(大吠):第二種漁港、三浦湾(万関):第二種漁港、三浦湾(久須保):第二種漁港、三浦湾(緒方):第二種漁港、住吉:第一種漁港、美津島:第四種漁港	◎ 高浜:第一種漁港、根緒:第一種漁港、阿須湾:第一種漁港、大船越:第一種漁港	◎ 尾浦:第一種漁港、安神:第一種漁港、久和:第一種漁港	◎ 内院:第一種漁港、豆酸:第四種漁港
		養殖場等の漁業施設	あこや、フリ	養殖漁場造成、真珠、あこや、フリ、マガイ	養殖漁場造成		地先型増殖場、種苗生産施設
		港湾の種類		△	△ 厳原港(重要港湾)	◎	△
背後地	市街地の有無			厳原			
	生活利用		△		◎	△	
	教育利用						
総評点数/総合評価		6点 △	6点 △	12点 △	5点 ◎	6点 △	
海岸の保全に関する考え方		貴重な植物群落等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な植物群落等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場や港湾等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表(対馬)

地区名		11 椎根、ワミカ、小茂田港、瀬漁港、久根浜漁港、上槻漁港、阿連漁港	12 今里、加志浦、箕形、洲藻浦、採の口、木ノ木場、名越平原、松浦、長浜、大笛、タガエ、槻キ河内、クヤン島、赤隈、粽木庭、イカノ原、坂ナシ、尾崎漁港、西海漁港	13 玉調浦、島山、竹敷港(赤崎、在所、島ノ内、久須ヶ浜、樽ヶ浜)、大平、飯盛、深浦、由理越、血浦、久須ヶ浜、白連江、ムツロ、万関、環わだ、西海漁港、大船越漁港	14 大山在所、在所、石原、坂ナシ、糸瀬、環わだ、和田の浦(3)、シラカタ、和坂浜、志賀原、山木③、山木、山木②、若松、ナヤノハマ、長崎、クジラゼ	
ブロック区分の根拠		対馬海峡と西方向に面する山付海岸である。合間の低平地には漁港が点在する。入り江が多い。	日本最大の溺谷地形をなす浅茅湾口南岸に位置する。	日本最大の溺谷地形をなす浅茅湾の竹敷港付近に位置する。	日本最大の溺谷地形をなす浅茅湾奥黒部浅茅湾に位置する。	
海岸の現況	海岸の状況	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設、干潟	
	背後地の状況	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、商業地、森林、道路、その他	
	波浪等による被害	越波・飛沫(西表、小茂田港)	越波・飛沫(採の口、木ノ木場、松浦、長浜、大笛、タガエ、槻キ河内、粽木庭)	越波・飛沫(玉調浦、大平、飯盛、深浦、由理越、血浦、竹敷港(久須ヶ浜)、白連江、環わだ)、海岸浸食(飯盛)	越波・飛沫(山木、山木②、若松、ナヤノハマ、長崎、クジラゼ、和田の浦(3))	
	水域のCODの適合状況(平成4~13年度水質測定結果)	平成7年度以外は基準に適合(小茂田港:A類型)		平成10,11年度以外は基準に適合(竹敷港:A類型)		
環境の整備と保全	貴重な植物	特定植物群落				
		重要な植物	ハマボウフウ、シハナ	ウラギク、シハナ、ハマボウ、ハマサジ	チャボイ、ハマボウ、ハマサジ、シハナ	リュウノヒゲモ、チャボイ、シハナ、ヒロハマツナ、ハマサジ
	海岸林、鳥獣保護区	海岸(椎根、ワミカ、小茂田港)	海岸林(加志浦、箕形、洲藻崎、採の口、木ノ木場、名越平原、松浦、長浜、大笛、タガエ、槻キ河内、クヤン島、赤隈、粽木庭、イカノ原、坂ナシ、今里漁港)	島山島鳥獣保護区、海岸林(玉調浦、島山、大平、飯盛、深浦、由理越、血浦、竹敷港(久須ヶ浜)、白連江、ムツロ、万関、環わだ)	島山島鳥獣保護区、海岸林(大山在所、在所、石原、坂ナシ、和田の浦(3)、シラカタ、和坂浜、志賀原、山木③、山木、山木②、若松、ナヤノハマ、長崎、クジラゼ)	
	貴重な動物	昆虫類	ホソヒメジウカイモトキ、クロツハメシジミ、キュウシュウスジヨトウ、カワラハンミョウ、カタモンハネカクシ、シロヘリハンミョウ、シヘリアシジミ	ヒヌマイトトンボ、ホソヒメジウカイモトキ、キュウシュウスジヨトウ、カワラハンミョウ、シロヘリハンミョウ	クロツハメシジミ、ヒヌマイトトンボ、ホソヒメジウカイモトキ、キュウシュウスジヨトウ、カワラハンミョウ、シロヘリハンミョウ	ヒヌマイトトンボ、ホソヒメジウカイモトキ、キュウシュウスジヨトウ、クロツハメシジミ、カワラハンミョウ、シロヘリハンミョウ、シルビアシジミ
		鳥類	マガン、クロサキ、ミサゴ(飛来)、ウチヤマセンニユウ、オシロワシ、トモエガモ	カラシラサギ、コジャクシギ、ウチヤマセンニユウ、チョウセンハシトガラス、オシロワシ、トモエガモ	ウチヤマセンニユウ、トモエガモ	ウチヤマセンニユウ
	両生類、爬虫類等	サワラ(来遊)、トラフク(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフク(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフク(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフク(来遊)、マナガツオ(来遊)	
	海域生態系	藻場:黒瀬、雲刺浜、瀬浦、久根浜、久根浜北、狩山、遠見崎、大野崎、阿連崎、オリグチ崎、特牛崎、ナギリ崎、郷崎	藻場:郷崎	藻場:有蘭鼻		
海岸景観	自然景観資源	豆殿崎(海食崖)	浅茅湾(溺谷)	四十八谷(海食崖)、浅茅湾(溺谷)	浅茅湾(溺谷)	
	海岸の形態					
	景観地区指定等	壱岐対馬国定公園	壱岐対馬国定公園	壱岐対馬国定公園	壱岐対馬国定公園	
総合評価		◎	◎	◎	◎	
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源				
		レクリエーション施設	小茂田浜海水浴場		△	
		行祭事、イベント				
	漁業	漁港の種類	瀬:第一種漁港、久根浜:第一種漁港、上槻:第一種漁港、阿連:第一種漁港	尾崎:第一種漁港、西海(今里):第一種漁港、西海(吹崎):第一種漁港、西海(黒瀬):第一種漁港	西海(昼ヶ浦):第一種漁港、大船越漁港:第一種漁港	◎
		養殖場等の漁業施設		広域型増殖場、真珠、あこや、ブリ、マガイ	地先型増殖場、種苗生産施設、真珠、マガイ	真珠、あこや
	港湾	港湾の種類	小茂田港(地方港湾)		竹敷港(地方港湾)	△
背後地	市街地の有無					
	生活利用				△	
教育利用					△	
総評点数/総合評価		8点	6点	7点	6点	
海岸の保全に関する考え方		貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面と、漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表(対馬)

地区名		15 貝鮓、嵯峨浦、佐志賀在所、卯麦浜、佐保浦、貝口、仁位港、長崎、浦の原、貝鮓、ヌクエ、コサシカ、ソノノカマ、ヤニヤリ、和宮、ハトオキ、ビワ坂、イキシ、テナシ浦	16 長崎、フカリ、アヨウ、エクシ	17 アルモ、ケコシ、池田、カイスミ、テナシ浦、イキシ、妙田、トウノ浦、唐崎漁港	18 田ノ浜、小網(2)、弓ヶ浦、コクラ、根緒先、丸島、魚入、田浦、杓、白帽子、カソプロ、橋辺、草葉、小網漁港、銘漁港、三根漁港	19 和原、保利、ウシツキ、チンダ、木坂漁港、青海漁港、津柳漁港	
ブロック区分の根拠		日本最大の溺谷地形をなす浅茅湾口南岸に位置する。	日本最大の溺谷地形をなす浅茅湾口北岸に位置する。	対馬海峡と西方向に面する山付海岸である。合間の低平地には農地が点在する。	三根湾を中心とした地域である。湾口は西を向いた山付海岸である。湾奥の低平地には漁港が点在する。溺谷地形をなし入り江が多い。	対馬海峡と北西方向に面する山付海岸である。合間の低平地には礫浜が存在する。	
海岸の現況	海岸の状況	岩礁、人工施設、干潟	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	
	背後地の状況	宅地、農地、道路	農地、道路	宅地、農地、道路	宅地、農地、工業地、道路	宅地、農地、道路	
	波浪等による被害	越波・飛沫(浦の原、貝鮓、佐志賀在所、貝口、ヌクエ、コサシカ、ソノノカマ、和宮、ハトオキ、ビワ坂、イキシ、テナシ浦)	越波・飛沫(フカリ、アヨウ、エクシ)	越波・飛沫(アルモ、ケコシ、池田、カイスミ、妙田、トウノ浦、唐州)	越波・飛沫(草葉、小網(2)、弓ヶ浦、コクラ、根緒先、丸島、魚入、田浦、カソプロ、オシタ)	越波・飛沫(和原、保利、ウシツキ、チンダ)、海岸浸食(ウシツキ)	
	水域のCODの適合状況(平成4~13年度水質測定結果)	平成10年度以外は基準に適合(仁位港:A類型)					
環境の整備と保全	貴重な植物 : 特定植物群落						
		重要な植物	ウラギク、リュウヒゲモ、ヒロハマツナ、ハマサジ	カワツルモ	シロウマアサツキ、スナビキソウ	スナビキソウ、ハマサジ、マツナ、シハナ	スナビキソウ
	海岸林、鳥獣保護区	海岸林(浦の原、貝鮓、ヌクエ、嵯峨浦、コサシカ、ソノノカマ、ヤニヤリ、和宮、卯麦浜、ハトオキ、佐保浦、ビワ坂、イキシ、テナシ浦、貝口)	海岸林(フカリ、アヨウ、エクシ)	海岸林(アルモ、ケコシ、池田、カイスミ、妙田、トウノ浦)	海岸林(賀佐、三根、狩尾、小網(2)、弓ヶ浦、コクラ、根緒先、丸島、魚入、田浦、オシタ)	木坂鳥獣保護区、西部中学校鳥獣保護区、海岸林(木坂、青梅、津柳)	
	貴重な動物 : 昆虫類	ヒヌマイトシホ、ホソヒメジョウカイモトキ、キョウシュウスジヨトウ、カワラハンミョウ、シロヘリハンミョウ	◎ ヒヌマイトシホ、ホソヒメジョウカイモトキ、キョウシュウスジヨトウ、カワラハンミョウ、シロヘリハンミョウ	◎ ホソヒメジョウカイモトキ、キョウシュウスジヨトウ、カワラハンミョウ、シロヘリハンミョウ	◎ ホソヒメジョウカイモトキ、キョウシュウスジヨトウ、カワラハンミョウ、シロヘリハンミョウ	◎ ホソヒメジョウカイモトキ、カワラハンミョウ、シロヘリハンミョウ	◎
		鳥類	ホウロクシギ、ウチヤマセンニユウ	ウチヤマセンニユウ	ウチヤマセンニユウ	アビ、ウチヤマセンニユウ	ウチヤマセンニユウ、チョウセンハシブトガラス
	両生類、爬虫類等	カブトガニ、サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	クボハゼ、サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	
	海域生態系 : 藻場		藻場:二子島	藻場:妙見崎、三瀬	藻場:綱島、金吾瀬、新崎	藻場:新崎、下ノ離瀬、缺鼻、沖ノ瀬、妙瀬	
海岸景観	自然景観資源	浅茅湾(溺谷)	浅茅湾(溺谷)				
	海岸の形態						
	景観地区指定等	壱岐対馬国定公園	壱岐対馬国定公園	壱岐対馬国定公園	壱岐対馬国定公園	壱岐対馬国定公園	
総合評価		◎	◎	◎	◎	◎	
観光レク	観光資源	和多都美神社					
	レクリエーション施設						
	行祭事、イベント	精霊流し(糸瀬、貝鮓、嵯峨浦、佐志賀在所、卯麦浜、佐保浦、貝口)、和多都美神社古式大祭			精霊流し(田ノ浜)	ヤクマ祭り	
	漁業						
公衆の適正な利用	漁港の種類	◎	◎	◎	◎	◎	
	養殖場等の漁業施設	真珠、あこや	真珠、あこや	あこや、ブリ、マガイ	真珠、あこや		
	港湾の種類	○	△	△	△	△	
	背後地						
市街地の有無							
生活利用	△	△	△	△	△		
教育利用							
総評点数/総合評価		9点	6点	6点	7点	5点	
海岸の保全に関する考え方		貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面と、イベントや漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面と、漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表(対馬)

地区名		20 鹿見港(久原、鹿見)、仁田港(唐崎、犬ヶ浦、蠣瀬)、越高漁港、伊奈漁港	21 刈生	22 井口浜、佐須奈港(大地、松ヶ崎)、立石、白浜、白浜段、佐護湊漁港、西津屋漁港、大浦漁港
ブロック区分の根拠		仁田湾を中心とした地域である。湾口は西を向いた山付海岸である。湾奥の低平地には港湾が点在する。溺谷地形をなし入り江が多い。	対馬海峡と北西方向に面する山付海岸である。比較的単調な海岸線である。	対馬海峡と北西方向に面する山付海岸である。入り江が多く湾奥には港湾が点在する。
海岸の現況	海岸の状況	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設
	背後地の状況	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、道路	宅地、農地、道路、その他
	波浪等による被害			越波・飛沫(白浜、白浜段)
	水域のCODの適合状況(平成4~13年度水質測定結果)			平成10年度以外は基準に適合(佐須奈港:A類型)
環境の整備と保全	貴重な植物 : 特定植物群落			対馬、上県町のハマボウ群集 対馬、佐護湊の砂浜群落
	: 重要な植物	ハマサシ	スナビキソウ	マツナ、ハマボウ、ハマサシ、マツナ、スナビキソウ
	海岸林、鳥獣保護区	伊奈鳥獣保護区、 海岸林(鹿見港(久原)、御園、越高、志多留)	伊奈鳥獣保護区	海岸林 (白浜、白浜段、佐護湊、西津屋)
	貴重な動物 : 昆虫類	ホソヒメジョウカイモドキ、カラハンミョウ、 シロヘリハンミョウ	◎ ホソヒメジョウカイモドキ、カラハンミョウ、 シロヘリハンミョウ	◎ ホソヒメジョウカイモドキ、クロツバメシジミ、 カラハンミョウ、シロヘリハンミョウ
	: 鳥類	カラシラサギ、アビ、 ウチヤマセンニユウ、ホウロクシギ、オオハム、 アカツクシガモ、ウミスズメ、カラスハト、トモエガモ	カラシラサギ、ウチヤマセンニユウ	クロツラヘラサギ、マガン、アカツクシガモ、コシヤクシギ、 アカアシシギ、クロサギ、オオハム、アビ、カムリカイツブリ、 ウチヤマセンニユウ、ウミスズメ、カラシラサギ、オオハム、 ミサコ(飛来)、トモエガモ、ハヤブサ(飛来)
	: 両生類、爬虫類等	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)	クボハゼ、サワラ(来遊)、トラフグ(来遊)、マナガツオ(来遊)
海域生態系 : 藻場	藻場: 剣崎、蛸崎、杓木瀬、カルカサ瀬	藻場: 伊奈崎、刈生、鯨瀬	藻場: 魚瀬、湊、鶴ノ瀬、トロク崎、 大平瀬、立石、長崎、鮎崎、鬼崎	
海岸景観	自然景観資源		△	○
	海岸の形態 景観地区指定等		壱岐対馬国定公園	壱岐対馬国定公園
総合評価		◎	◎	◎
公衆の適正な利用	観光レク			
	レクリエーション施設		△ 埴崎自然公園	○ 湊浜海水浴場、井口浜海水浴場
	行祭事、イベント			水上フェスタ(佐護湊)、 やまねこ祭、舟ぐろう(佐須奈港)
	漁業	越高(御園): 第一種漁港、 越高(越高): 第一種漁港、 伊奈: 第四種漁港	◎ 田ノ浜: 第一種漁港	○ 佐護湊: 第一種漁港、 西津屋: 第一種漁港、 大浦: 第一種漁港
	養殖場等の漁業施設	ブリ、トラフグ		
	港湾	港湾の種類	仁田港(地方港湾)、鹿見港(地方港湾)	○
背後地	市街地の有無			
生活利用	日常生活利用(久原港、鹿見港、犬ヶ浦)	○		△ 日常生活利用(大地港、松ヶ崎)
教育利用				
総評点数/総合評価		8点	6点	9点
海岸の保全に関する考え方		貴重な動植物等の環境面と、海水浴場や漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な植物群落等の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	佐世保市	長崎県 (水国局)	神浦海岸 白浜地区 (佐世保市宇久町大字神浦郷字エコ 1894-1番地地先)	護岸	○※	246.4m	+3.59	246.4m	~+3.64	佐世保市宇久町 の一部	森林	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
2	佐世保市	長崎県 (水国局)	柳海岸 小長崎地区 (北松浦郡小値賀町大字柳郷大ハエ 1844番地地先)	護岸	○※	336.9m	+2.2~3.1	336.9m	~+3.37	佐世保市小値賀 町の一部	農地 森林	
				堤防	○	67.0m	—	67.0m		—	—	
3	佐世保市	長崎県 (水国局)	堀切海岸 堀切地区 (北松浦郡小値賀町大字前方郷字堀 切3365-3番地地先)	護岸	○※	215.9m	不明	215.9m		佐世保市小値賀 町の一部	宅地	
4	佐世保市	長崎県 (水国局)	六島海岸 小田地区 (北松浦郡小値賀町大字六島郷字小 田263番地地先)	護岸	○	8.27	不明	8.27	~+4.13	佐世保市小値賀 町の一部	宅地	
5	新上五島町	長崎県 (水国局)	立串海岸 大瀬良地区 (南松浦郡新上五島町立串郷地先)	護岸	○	57.7m	+3.47	57.7m	~+5.84	新上五島町立串 郷の一部	宅地 農地	
6	新上五島町	長崎県 (水国局)	立串海岸 小明松地区 (南松浦郡新上五島町立串郷地先)	護岸	○※	120.2m	—	120.2m		—	—	
7	新上五島町	長崎県 (水国局)	榎津海岸 先筋地区 (南松浦郡新上五島町榎津郷地先)	護岸	○※	225.3m	+4.7	225.3m	~+6.33	新上五島町榎津 郷の一部	宅地	
				離岸堤	○※	225.3m	+4.7	225.3m		新上五島町榎津 郷の一部	宅地	
8	新上五島町	長崎県 (水国局)	頭ヶ島海岸 田尻地区 (南松浦郡新上五島町友住郷地先)	護岸	○	162.8m	+6.0	162.8m	~+7.50	新上五島町友住 郷の一部	宅地 農地	
9	新上五島町	長崎県 (水国局)	神之浦海岸 干切崎地区 (南松浦郡新上五島町神ノ浦郷地先)	護岸	○	113.5m	+4.1	113.5m	~+3.39	新上五島町神ノ 浦郷の一部	宅地 農地	
10	新上五島町	長崎県 (水国局)	奈良尾海岸 濁地区 (南松浦郡新上五島町奈良尾郷地先)	護岸	○※	27m	—	27m	~+5.78	新上五島町奈良 尾郷の一部	農地	
11	新上五島町	長崎県 (水国局)	宿の浦海岸 築地地区 (南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷地先)	護岸	○※	444.5m	+2.11~4.78	444.5m	~+2.31	新上五島町宿ノ 浦郷の一部	宅地 道路	
12	新上五島町	長崎県 (水国局)	若松海岸 守崎地区 (南松浦郡新上五島町若松郷地先)	護岸	○	140.7m	+1.99	140.7m		新上五島町若松 郷の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
13	新上五島町	長崎県 (水国局)	間伏海岸 滝河原地区 (南松浦郡新上五島町間伏郷地先)	護岸	○※	1028.8m	+4.52~4.57	1028.8m	~+2.31	新上五島町間伏郷の一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
14	新上五島町	長崎県 (水国局)	間伏海岸 堤地区 (南松浦郡新上五島町間伏郷地先)	護岸	○	17.6m	—	17.6m		新上五島町間伏郷の一部	農地	
15	新上五島町	長崎県 (水国局)	有福海岸 有福地区 (南松浦郡新上五島町有福郷地先)	護岸	○	873.7m	+4.05~4.41	873.7m		新上五島町有福郷の一部	宅地	
16	新上五島町	長崎県 (水国局)	漁生浦海岸 漁生浦地区 (南松浦郡新上五島町漁生浦郷地先)	護岸	○※	834.9m	+2.62~3.54	834.9m		新上五島町漁生浦郷の一部	宅地	
17	新上五島町	長崎県 (水国局)	間伏海岸 筒の浦地区 (南松浦郡新上五島町間伏郷地先)	護岸	○※	1487.9m	+1.87~3.24	1487.9m		新上五島町間伏郷の一部	宅地 農地	
18	新上五島町	長崎県 (水国局)	間伏海岸 鵜の瀬地区 (南松浦郡新上五島町間伏郷地先)	護岸	○※	1252.1m	+2.0~3.54	1252.1m		新上五島町間伏郷の一部	宅地 農地 道路	
19	新上五島町	長崎県 (水国局)	神浦海岸 水の浦地区 (南松浦郡新上五島町神ノ浦郷地先)	護岸	○※	2106.2m	+2.44~4.03	2106.2m		新上五島町神ノ浦郷の一部	宅地 道路	
20	新上五島町	長崎県 (水国局)	上浦海岸 新四郎崎地区 (南松浦郡新上五島町神ノ浦郷地先)	護岸	○※	1318m	+2.99~3.59	1318m		新上五島町神ノ浦郷の一部	宅地	
21	新上五島町	長崎県 (水国局)	神浦海岸 大平地区 (南松浦郡新上五島町神浦郷地先)	護岸	○※	125.2m	—	125.2m		新上五島町神浦郷の一部	宅地	
22	新上五島町	長崎県 (水国局)	荒川宿浦海岸 ユスの木地区 (南松浦郡新上五島町荒川郷、宿浦郷地先)	護岸	○※	2777m	+1.56~7.57	2777m		新上五島町荒川郷、宿浦郷の一部	宅地 農地	
23	新上五島町	長崎県 (水国局)	荒川海岸 郷の首地区 (南松浦郡新上五島町荒川郷地先)	護岸	○※	1947.9m	+1.06~3.69	1947.9m	新上五島町荒川郷の一部	宅地 農地		
24	新上五島町	長崎県 (水国局)	荒川海岸 高仏地区 (南松浦郡新上五島町荒川郷地先)	護岸	○※	1825.5m	+1.62~4.0	1825.5m	~+9.48	新上五島町荒川郷の一部	宅地 農地	
25	新上五島町	長崎県 (水国局)	道土井海岸 青木浦地区 (南松浦郡新上五島町飯の瀬戸郷、道土井郷地先)	護岸	○※	443m	+2.49~3.03	443m		新上五島町飯の瀬戸郷、道土井郷の一部	宅地 農地	
26	新上五島町	長崎県 (水国局)	飯の瀬戸海岸 焼崎地区 (南松浦郡新上五島町飯の瀬戸郷地先)	護岸	○※	999m	+1.72~4.76	999m		新上五島町飯の瀬戸郷の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
27	新上五島町	長崎県 (水国局)	取の瀬戸海岸 小手ノ浦地区 (南松浦郡新上五島町飯の瀬戸郷地先)	護岸	○※	602.7m	+2.52~3.3	602.7m	~+9.48	新上五島町飯の瀬戸郷の一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	
28	新上五島町	長崎県 (水国局)	統浜浦海岸 猪浦地区 (南松浦郡新上五島町統浜ノ浦郷地先)	護岸	○※	313m	+2.9~3.15	313m		新上五島町統浜ノ浦郷の一部	宅地 農地		
29	新上五島町	長崎県 (水国局)	今里海岸 今里浦地区 (南松浦郡新上五島町三日浦郷、今里郷地先)	護岸	○※	846m	+2.01~3.02	846m	~+2.78	新上五島町三日浦郷、今里郷の一部	宅地 農地		
30	新上五島町	長崎県 (水国局)	船崎海岸 船崎地区 (南松浦郡新上五島町船崎郷地先)	護岸	○※	130m	+4.52~4.65	130m	~+4.85	新上五島町船崎郷の一部	宅地 農地		
31	五島市	長崎県 (水国局)	泊海岸 椿原地区 (五島市奈留町地先)	護岸	○	260m	+5.5	260m	~+2.94	五島市奈留町の一部	宅地 農地		
				突堤	○	76m	—	76m		—	—		
32	五島市	長崎県 (水国局)	泊海岸 大林地区 (五島市奈留町地先)	護岸	○	46m	+6.5	46m	~+6.53	五島市奈留町の一部	宅地 農地		
33	五島市	長崎県 (水国局)	浦海岸 田尻地区 (五島市奈留町地先)	護岸	○	839m	+4.2	839m		—	五島市奈留町の一部		宅地 農地
				突堤	○	64m	—	64m			—		—
34	五島市	長崎県 (水国局)	浦海岸 本河原地区 (五島市奈留町地先)	護岸	○	29m	+3.90	29m		五島市奈留町の一部	宅地 農地		
35	五島市	長崎県 (水国局)	浦海岸 小田地区 (五島市奈留町地先)	護岸	○	921m	+4.2	921m		五島市奈留町の一部	宅地 農地		
36	五島市	長崎県 (水国局)	大串海岸 江上地区 (五島市奈留町地先)	護岸	○	502m	+4.2	502m		五島市奈留町の一部	宅地 農地		
37	五島市	長崎県 (水国局)	久賀海岸 田の浦地区 (五島市田の浦町地先)	護岸	○※	218m	+3.5	218m	~+3.50	五島市田の浦町の一部	宅地 農地		
38	五島市	長崎県 (水国局)	久賀島海岸 深ノ浦地区 (五島市猪ノ木町地先)	護岸	○※	1399m	+3.5	1399m	~+3.97	五島市猪ノ木町の一部	宅地 農地		
				突堤	○	48m	—	48m		—	—		
39	五島市	長崎県 (水国局)	久賀島海岸 内幸地区 (五島市蕨町地先)	護岸	○※	1974m	+3.5	1974m	—	五島市蕨町の一部	宅地 農地		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
40	五島市	長崎県 (水国局)	戸岐海岸 半泊地区 (五島市戸岐町地先)	護岸	○※	554m	+3.0	554m	~+2.93	五島市戸岐町の 一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				突堤	○	103m	—	103m		—		
41	五島市	長崎県 (水国局)	奥浦海岸 堂崎地区 (五島市奥浦町地先)	護岸	○	682m	+2.0	682m	~+2.41	五島市奥浦町の 一部	宅地 農地	
				突堤	○	33m	—	33m		—		
42	五島市	長崎県 (水国局)	奥浦海岸 赤瀬地区 (五島市奥浦町地先)	護岸	○	1396m	+2.0	1396m	~+2.41	五島市奥浦町の 一部	宅地 農地	
				突堤	○	33m	—	33m		—		
43	五島市	長崎県 (水国局)	平蔵海岸 小田河原地区 (五島市平蔵町地先)	護岸	○	174m	+3.0	174m	~+4.09	五島市平蔵町の 一部	宅地 農地	
				突堤	○	73m	—	73m		—		
44	五島市	長崎県 (水国局)	平蔵海岸 椎ノ木地区 (五島市平蔵町地先)	護岸	○※	32m	+6.5	32m	~+4.09	五島市平蔵町の 一部	宅地 農地	
45	五島市	長崎県 (水国局)	平蔵海岸 南河原地区 (五島市平蔵町地先)	護岸	○※	91m	+3.0	91m	~+4.09	五島市平蔵町の 一部	宅地 農地	
46	五島市	長崎県 (水国局)	下大津海岸 八幡地区 (五島市下大津町地先)	護岸	○※	383m	+4.0	383m	~+4.49	五島市下大津町の 一部	宅地 農地	
				突堤	○	52m	—	52m		—		
47	五島市	長崎県 (水国局)	下大津海岸 江湖地区 (五島市下大津町地先)	護岸	○※	855m	+3.0	855m	~+5.96	五島市下大津町の 一部	宅地 農地	
48	五島市	長崎県 (水国局)	増田海岸 豆線地区 (五島市増田町地先)	護岸	○	646m	+3.5	646m	~+5.86	五島市増田町の 一部	宅地 農地	
49	五島市	長崎県 (水国局)	田尾海岸 田尾地区 (五島市富江町地先)	護岸	○※	357m	+4.5	357m		五島市富江町の 一部	宅地 農地	
50	五島市	長崎県 (水国局)	長峰海岸 丸子地区 (五島市富江町地先)	護岸	○※	539m	+4.0	539m	~+5.74	五島市富江町の 一部	宅地 農地	
51	五島市	長崎県 (水国局)	丹奈海岸 頓泊地区 (五島市玉ノ浦町地先)	護岸	○※	453m	+3.5	453m	~+5.27	五島市玉ノ浦町の 一部	宅地 農地	
				突堤	○	55m	—	55m		—		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
52	五島市	長崎県 (水国局)	貝津海岸 高浜地区 (五島市三井楽町地先)	護岸	◎※	77m	+2.0	77m	~+5.27	五島市三井楽町 の一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
53	五島市	長崎県 (水国局)	大川海岸 魔ノ池地区 (五島市三井楽町地先)	護岸	◎※	152m	+5.0	152m	~+4.31	五島市三井楽町 の一部	宅地 農地	
				突堤	○	32m	—	32m		—	—	
54	五島市	長崎県 (水国局)	岐宿海岸 茶園地区 (五島市岐宿町地先)	護岸	◎※	541m	+3.5	541m	~+2.32	五島市岐宿町の 一部	宅地 農地	
55	五島市	長崎県 (水国局)	河務海岸 前小島地区 (五島市岐宿町地先)	護岸	◎※	2223m	+2.5	2223m		五島市岐宿町の 一部	宅地 農地	
56	五島市	長崎県 (水国局)	唐船浦海岸 浦頭地区 (五島市岐宿町地先)	護岸	◎※	700m	+2.7	700m		五島市岐宿町の 一部	宅地 農地	
57	五島市	長崎県 (水国局)	唐船浦海岸 福見地区 (五島市岐宿町地先)	護岸	◎※	161m	+5.0	161m		~+2.93	五島市岐宿町の 一部	
58	五島市	長崎県 (水国局)	黄島海岸 黄島地区 (五島市黄島町地先)	護岸	◎※	478m	+3.0	478m	~+3.88	五島市黄島町の 一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	初設 「◎」 改良 「○※」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	新上五島町	長崎県 (港湾局)	小瀬良港海岸 小瀬良港地区 (南松浦郡新上五島町立串郷地先)	護岸	○※	118m	+3.89	118m	~+5.84	新上五島町立串郷の一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
2	新上五島町	長崎県 (港湾局)	有川港海岸 茂串地区 (南松浦郡新上五島町有川郷地先)	護岸	○※	307m	+3.47	307m	~+6.33	新上五島町有川郷の一部	宅地	
3	新上五島町	長崎県 (港湾局)	有川港海岸 浜地区 (南松浦郡新上五島町有川郷地先)	護岸	○※	510m	+2.57~3.17	510m		新上五島町有川郷の一部	宅地	
4	新上五島町	長崎県 (港湾局)	若松港海岸 若松地区 (南松浦郡新上五島町若松郷地先)	護岸	○※	859m	+2.46	859m	~+5.10	新上五島町若松郷の一部	宅地 農地	
5	新上五島町	長崎県 (港湾局)	青方港海岸 青方地区 (南松浦郡新上五島町青方郷地先)	護岸	○※	752m	+2.47	752m	~+2.78	新上五島町青方郷の一部	宅地	
6	新上五島町	長崎県 (港湾局)	青方港海岸 大曾地区 (南松浦郡新上五島町青方郷地先)	護岸	○	576m	+2.47	576m		新上五島町青方郷の一部	宅地	
7	新上五島町	長崎県 (港湾局)	曾根港海岸 曾根地区 (南松浦郡新上五島町曾根郷地先)	護岸	○※	453m	+3.76~4.76	453m	~+3.72	新上五島町船曾根郷の一部	宅地 農地	
8	五島市	長崎県 (港湾局)	奈留島海岸 奈留島地区 (五島市奈留町地先)	護岸	○	200m	+4.26	200m	~+6.06	五島市奈留町の一部	宅地 農地	
9	五島市	長崎県 (港湾局)	相の浦港海岸 夏井地区 (五島市奈留町地先)	護岸	○	523m	+4.06	523m	~+3.27	五島市奈留町の一部	宅地 農地	
10	五島市	長崎県 (港湾局)	相の浦港海岸 白這地区 (五島市奈留町地先)	護岸	○	574m	+4.06	574m		五島市奈留町の一部	宅地 農地	
11	五島市	長崎県 (港湾局)	相の浦港海岸 古巣地区 (五島市奈留町地先)	護岸	○	811m	+5.06	811m		五島市奈留町の一部	宅地 農地	
12	五島市	長崎県 (港湾局)	相の浦港海岸 三本松地区 (五島市奈留町地先)	護岸	○	1205m	+4.06	1205m		五島市奈留町の一部	宅地 農地	
13	五島市	長崎県 (港湾局)	相の浦港海岸 柿ノ浦地区 (五島市奈留町地先)	護岸	○	1681m	+5.06	1681m		五島市奈留町の一部	宅地 農地	
14	五島市	長崎県 (港湾局)	相の浦港海岸 阿古木地区 (五島市奈留町地先)	護岸	○	1583m	+5.36	1583m		五島市奈留町の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	初設 「◎」 改良 「○※」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
15	五島市	長崎県 (港湾局)	浜脇港海岸 浜脇地区 (五島市田の浦町地先)	護岸	○	294m	+6.26	294m	~+3.50	五島市田の浦町の一部	宅地 農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
16	五島市	長崎県 (港湾局)	折紙港海岸 折紙地区 (五島市蕨町地先)	護岸	○	142m	+4.26	142m	~+3.97	五島市蕨町の一部	宅地 農地	
				突堤	○	27m	—	27m		—	—	
17	五島市	長崎県 (港湾局)	芦ノ浦港海岸 芦ノ浦地区 (五島市柁島町地先)	護岸	○※	227m	+4.76	227m		五島市柁島町の一部	宅地 農地	
				突堤	○	43m	—	43m		—	—	
18	五島市	長崎県 (港湾局)	毛吹港海岸 毛吹地区 (五島市柁島町地先)	護岸	○	396m	+5.26	396m		五島市柁島町の一部	宅地 農地	
				突堤	○	43m	—	43m		—	—	
19	五島市	長崎県 (港湾局)	柁島港海岸 野崎地区 (五島市柁島町地先)	護岸	○	287m	+3.76	287m	~+3.22	五島市柁島町の一部	宅地 農地	
20	五島市	長崎県 (港湾局)	柁島港海岸 首ノ浦地区 (五島市柁島町地先)	護岸	○※	208m	+6.26	208m		五島市柁島町の一部	宅地 農地	
21	五島市	長崎県 (港湾局)	柁島港海岸 越首地区 (五島市柁島町地先)	護岸	○	255m	+3.76	255m		五島市柁島町の一部	宅地 農地	
22	五島市	長崎県 (港湾局)	柁島港海岸 竹ノ浦地区 (五島市柁島町地先)	護岸	○※	182m	+4.26	182m		五島市柁島町の一部	宅地 農地	
23	五島市	長崎県 (港湾局)	福江港海岸 大津地区 (五島市大津町地先)	護岸	○※	365m	+3.76	365m	~+4.49	五島市大津町の一部	宅地 農地	
24	五島市	長崎県 (港湾局)	カツメ港海岸 カツメ地区 (五島市向町地先)	護岸	○	194m	+6.06	194m	~+7.65	五島市向町の一部	宅地 農地	
				突堤	○	123m	—	123m		—	—	
25	五島市	長崎県 (港湾局)	富江港海岸 宮下地区 (五島市富江町地先)	護岸	○※	1346m	+5.76	1346m	~+5.86	五島市富江町の一部	宅地 農地	
26	五島市	長崎県 (港湾局)	富江港海岸 富江地区 (五島市富江町地先)	護岸	○※	1960m	+4.26	1960m		五島市富江町の一部	宅地 農地	
27	五島市	長崎県 (港湾局)	富江港海岸 土取地区 (五島市富江町地先)	護岸	○※	1179m	+4.26	1179m		五島市富江町の一部	宅地 農地	

※：老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	初設 「◎」 改良 「○※」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
28	五島市	長崎県 (港湾局)	玉ノ浦港海岸 小浦地区 (五島市玉ノ浦町地先)	護岸	○	260m	+4.26	260m	~+2.74	五島市玉ノ浦町の一部	宅地 農地	<p>の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				離岸堤	○	102m	—	102m		—		
				突堤	○	178m	—	178m		—		
29	五島市	長崎県 (港湾局)	玉ノ浦港海岸 向小浦地区 (五島市玉ノ浦町地先)	護岸	○※	500m	+4.86	500m		五島市玉ノ浦町の一部	宅地 農地	
30	五島市	長崎県 (港湾局)	玉ノ浦港海岸 越首地区 (五島市玉ノ浦町地先)	護岸	○※	949m	+4.96	949m		五島市玉ノ浦町の一部	宅地 農地	
31	五島市	長崎県 (港湾局)	玉ノ浦港海岸 井持浦地区 (五島市玉ノ浦町地先)	護岸	○※	1061m	+4.56	1061m		五島市玉ノ浦町の一部	宅地 農地	
32	五島市	長崎県 (港湾局)	玉ノ浦港海岸 笹崎地区 (五島市玉ノ浦町地先)	護岸	○	272m	+4.26	272m	五島市玉ノ浦町の一部	宅地 農地		
33	五島市	長崎県 (港湾局)	玉ノ浦港海岸 中須地区 (五島市玉ノ浦町地先)	護岸	○※	2007m	+4.57	2007m	五島市玉ノ浦町の一部	宅地 農地		
34	五島市	長崎県 (港湾局)	玉ノ浦港海岸 布浦地区 (五島市玉ノ浦町地先)	護岸	○	920m	+4.26	920m	~+3.15	五島市玉ノ浦町の一部	宅地 農地	
35	五島市	長崎県 (港湾局)	大川港海岸 大川地区 (五島市三井楽町地先)	護岸	○	175m	+4.26	175m	~+4.31	五島市三井楽町の一部	宅地 農地	
				突堤	○	30m	—	30m		—		
36	五島市	長崎県 (港湾局)	岐宿港海岸 岐宿地区 (五島市岐宿町地先)	護岸	○※	1756m	+4.26	1756m	~+2.32	五島市岐宿町の一部	宅地 農地	
				離岸堤	○	100m	—	100m		—		
37	五島市	長崎県 (港湾局)	岐宿港海岸 唐船ヶ浦地区 (五島市岐宿町地先)	護岸	○※	1430m	+4.26	1430m	五島市岐宿町の一部	宅地 農地		
38	五島市	長崎県 (港湾局)	福江港海岸 下大津地区 (五島市下大津町地先)	護岸	○※	600m	+7.3	600m	~+4.49	五島市下大津町の一部	宅地 道路	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	佐世保市	長崎県 (水産庁)	平漁港海岸 平原地区 (北松浦郡宇久町平地先)	護岸	○	776.00	+3.9~4.7	776.00	~+3.64	佐世保市宇久町の一部	宅地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				離岸堤	○※	321.0m	+3.1	321.0m		佐世保市宇久町の一部		
				離岸堤	◎	—	—	210.0m		佐世保市宇久町の一部		
2	佐世保市	長崎県 (水産庁)	平漁港海岸 松原地区 (北松浦郡宇久町平地先)	護岸	○※	129.0m	+2.1~5.0	129.0m		佐世保市宇久町の一部	森林	
				3	佐世保市	佐世保市 (水産庁)	小浜漁港海岸 蒲浦地区 (佐世保市宇久町小浜地先)	護岸		○	143m	
4	佐世保市	佐世保市 (水産庁)	小浜漁港海岸 下山地区 (佐世保市宇久町小浜地先)	護岸	○	427m	+2.1	427m		佐世保市宇久町小浜の一部	宅地 道路	
				突堤	○	1基 20m	+3.3	1基 20m		佐世保市宇久町小浜の一部		
5	佐世保市	佐世保市 (水産庁)	神ノ浦漁港(宇久)海岸 白濱地区	—	—	—	—	—		—	—	
6	佐世保市	佐世保市 (水産庁)	神ノ浦漁港(宇久)海岸 飯良地区	—	—	—	—	—		—	—	
7	佐世保市	佐世保市 (水産庁)	古里漁港海岸 古里地区	—	—	—	—	—		—	—	
8	佐世保市	佐世保市 (水産庁)	木場漁港海岸 木場地区 (佐世保市宇久町木場地先)	護岸	○	55m	+2.1	55m	佐世保市宇久町木場の一部	道路		
9	佐世保市	佐世保市 (水産庁)	木場漁港海岸 三浦地区 (佐世保市宇久町太田江地先)	護岸	○	68m	+2.1	68m	佐世保市宇久町太田江の一部	農地 道路		
10	佐世保市	佐世保市 (水産庁)	寺島漁港海岸 寺島地区 (佐世保市宇久町寺島地先)	護岸	○	262m	+1.9	262m	佐世保市宇久町寺島の一部	宅地 道路		
11	佐世保市	長崎県 (水産庁)	小値賀漁港海岸 東方地区 (北松浦郡小値賀町笛吹郷地先)	護岸	○	1523.0m	+2.0~4.2	1523.0m	~+3.37	佐世保市小値賀町の一部	荷捌き所	
				突堤	○※	462.0m	不明	462.0m		—		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
12	佐世保市	長崎県 (水産庁)	小値賀港海岸 西方地区 (北松浦郡小値賀町笛吹郷地先)	護岸	○※	363.00	+1.0~4.0	363.00	~+3.37	佐世保市小値賀町の一部	宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
13	佐世保市	長崎県 (水産庁)	小値賀港海岸 黒島地区 (北松浦郡小値賀町笛吹郷地先)	護岸	○※	168.0m	+1.7~3.7	168.0m		佐世保市小値賀町の一部	宅地 農地	
14	小値賀町	小値賀町 (水産庁)	浜津漁港海岸 (浜津地区) 前目地区 (北松浦郡小値賀町浜津郷地先)	護岸	○	1059.8m	+2.5~ 4.2	1059.8m		小値賀町浜津郷の一部	宅地 農地	
15	佐世保市	長崎県 (水産庁)	斑漁港海岸 斑A地区 (北松浦郡宇久町平地先)	護岸	○	205.0m	不明	205.0m		佐世保市宇久町の一部	宅地	
16	小値賀町	小値賀町 (水産庁)	浜津漁港海岸 (浜津地区) 後目地区 (北松浦郡小値賀町浜津郷地先)	護岸	○	408.6m	+2.5~4.2	408.6m		小値賀町浜津郷の一部	宅地 農地	
17	小値賀町	小値賀町 (水産庁)	納島漁港海岸 納島地区	—	—	—	—	—		—	—	
18	小値賀町	小値賀町 (水産庁)	柳漁港海岸 柳地区 (北松浦郡小値賀町柳郷地先)	護岸	○	277.3m	+1.3~4.2	277.3m		小値賀町柳郷の一部	宅地 農地	
19	小値賀町	小値賀町 (水産庁)	前方漁港海岸 前方地区 (北松浦郡小値賀町前方郷地先)	護岸	○	1446.2m	+2.2~4.2	1446.2m		小値賀町前方郷の一部	宅地 農地	
20	小値賀町	小値賀町 (水産庁)	藪呂木漁港海岸 藪呂木地区	—	—	—	—	—		—	—	
21	小値賀町	小値賀町 (水産庁)	大島漁港海岸 大島地区	—	—	—	—	—		—	—	
22	小値賀町	小値賀町 (水産庁)	六島漁港海岸 六島地区	—	—	—	—	—	~+4.13	—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
23	小値賀町	小値賀町 (水産庁)	野崎漁港海岸 野崎地区 (北松浦郡小値賀町野崎郷地先)	護岸	○	247m	+2.7~3.7	247m	~+4.13	小値賀町浜津郷の一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	
24	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	小串漁港海岸 宮ノ先地区 (新上五島町津和崎郷字登谷地先)	護岸	○	325m	+6.5	325m	~+5.84	新上五島町の一部	宅地 道路 学校		
				離岸堤	○	54m	+5.0	54m		—	—		
25	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	小串漁港海岸 一本松地区 (新上五島町津和崎郷字下ノ先地先)	—	—	—	—	—		—	—		—
26	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	小串漁港海岸 広浦地区 (新上五島町津和崎郷字広浦地先)	護岸	○	115m	+6.0	115m		新上五島町の一部	森林		
27	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	小串漁港海岸 赤波江地区 (新上五島町立串郷字谷ノ坂子地先)	護岸	○	28m	+4.5	28m		新上五島町の一部	森林		
28	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	小串漁港海岸 向江地区 (新上五島町立串郷字向江地先)	護岸	○	264m	+7.5	264m		新上五島町の一部	宅地 森林		
29	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	小串漁港海岸 後浜地区 (新上五島町小串郷字田淵地先)	護岸	○	292m	+7.0	292m		新上五島町の一部	宅地 道路 学校		
30	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	小串漁港海岸 先筋地区 (新上五島町小串郷字栄ノ浦地先)	護岸	○	132m	+7.5	132m		新上五島町の一部	宅地 道路		
				離岸堤	○	60m	+5.2	60m		—			—
31	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	似首漁港海岸 二番地区 (新上五島町似首郷字二番地先)	護岸	○	138m	+4.0	138m		~+6.33	新上五島町の一部		森林
32	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	似首漁港海岸 似首地区 (新上五島町似首郷字似首地先)	護岸	○	261m	+6.5	261m		新上五島町の一部	宅地 道路		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
33	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	似首漁港海岸 馬込地区 (新上五島町似首郷字鯨河原地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
34	新上五島町	長崎県 (水産庁)	丸尾漁港海岸 平地区 (南松浦郡新上五島町丸尾郷地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
35	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	七目漁港海岸 浦桑地区 (新上五島町浦桑郷字浦道、字七目越地先)	護岸	○	178m	+4.0	178m	~+6.33	新上五島町の一部	宅地 道路	
			七目漁港海岸 七目地区 (新上五島町七目郷字宮ノ下地先)	護岸	○	842m	+3.5	842m		新上五島町の一部	宅地 道路	
36	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	小河原漁港海岸 小河原地区 (新上五島町小河原郷字泓ノ上地先)	護岸	○	266m	+6.5	266m	~+7.50	新上五島町の一部	宅地 道路	
37	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	崎浦漁港海岸 赤尾地区 (新上五島町赤尾郷字本村地先)	護岸	○	132m	+7.5	132m		新上五島町の一部	宅地 道路	
				突堤	○	395m	+7.0	395m	新上五島町の一部			
38	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	崎浦漁港海岸 頭島地区 (新上五島町友住郷字三年ヶ浦地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
39	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	崎浦漁港海岸 友住地区 (新上五島町友住郷字一反間地先)	護岸	○	150m	+6.8	150m	~+7.42	新上五島町の一部	宅地 道路	
40	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	江ノ浜漁港海岸 江ノ浜地区 (新上五島町江ノ浜郷字江ノ濱地先)	護岸	○	223m	+6.4	223m		新上五島町の一部	宅地 道路	
41	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	太田漁港海岸 太田地区 (新上五島町太田郷字中筋地先)	護岸	○	172m	+7.7	172m	~+7.42	新上五島町の一部	宅地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
42	新上五島町	長崎県 (水産庁)	鯛ノ浦漁港海岸 阿瀬津地区 (南松浦郡新上五島町阿瀬津郷)	—	—	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
43	新上五島町	長崎県 (水産庁)	鯛ノ浦漁港海岸 鯛ノ浦地区 (南松浦郡新上五島町鯛ノ浦郷)	護岸	○※	678m	+2.31	678m	~+3.39	新上五島町鯛ノ浦郷の一部	宅地 農地	
44	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	神ノ浦漁港(有川)海岸 神ノ浦地区 (新上五島町東神ノ浦郷字神ノ浦、字五斗ヶ浦地先)	護岸	○	1,107m	+3.1	1,107m		新上五島町の一部	宅地 農地	
45	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	神ノ浦漁港(有川)海岸 船隠地区 (新上五島町東神ノ浦郷字真浦地先)	護岸	○	250m	+6.0	250m		新上五島町の一部	宅地 農地	
46	新上五島町	長崎県 (水産庁)	浜串漁港海岸 後浜串地区 (南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷)	護岸	○※	239.1m	+4.46	239.1m		新上五島町岩瀬浦郷の一部	宅地 農地	
47	新上五島町	長崎県 (水産庁)	岩瀬浦漁港海岸 岩瀬浦地区 (南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷)	—	—	—	—	—		—	—	
48	新上五島町	長崎県 (水産庁)	岩瀬浦漁港海岸 須崎地区 (南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷)	護岸	○※	286m	+4.96	286m	~+5.78	新上五島町岩瀬浦郷の一部	宅地 農地	
49	新上五島町	長崎県 (水産庁)	奈良尾漁港海岸 福見地区 (南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷)	護岸	○※	390m	+6.56	390m		新上五島町岩瀬浦郷の一部	宅地 農地	
50	新上五島町	長崎県 (水産庁)	奈良尾漁港海岸 高井地区 (南松浦郡新上五島町奈良尾郷)	護岸	○※	392	+5.46	392		新上五島町奈良尾郷の一部	宅地	
51	新上五島町	長崎県 (水産庁)	奈良尾漁港海岸 小奈良尾地区 (南松浦郡新上五島町奈良尾郷)	—	—	—	—	—		—	—	
52	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	桐古里漁港海岸 桐古里地区 (新上五島町桐古里郷字桐小島地先)	護岸	○	416m	+4.6	416m	~+2.31	新上五島町の一部	宅地	
				護岸	◎	—	—	370m				
53	新上五島町	長崎県 (水産庁)	神部漁港海岸 神部地区 (南松浦郡新上五島町若松郷)	護岸	○※	444.4m	+2.96	444.4m	~+5.10	新上五島町若松郷の一部	宅地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
54	新上五島町	新上五島町	土井ノ浦漁港海岸 土井ノ浦地区 (新上五島町若松郷字土井ノ浦地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 	
55	新上五島町	新上五島町	赤瀬漁港海岸 赤瀬地区 (新上五島町間伏郷字土井ノ坪地先)	—	—	—	—	—	—	—	—		
56	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	日島漁港海岸 日島地区 (新上五島町日島郷字曲り地先)	護岸	○	140m	+6.4	140m	~+3.18	新上五島町の一部	道路		
57	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	日島漁港海岸 有福地区 (新上五島町有福郷字中馬込地先)	—	—	—	—	—		—	—		—
58	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	日島漁港海岸 漁生浦地区 (新上五島町漁生浦郷字辰崎地先)	護岸	○	30m	+5.0	30m		新上五島町の一部	宅地 道路		
59	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	日島漁港海岸 月ノ浦地区 (新上五島町神ノ浦郷字月ノ浦地先)	護岸	○	202m	+4.5	202m	~+2.68	新上五島町の一部	宅地 道路		
60	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	大平漁港海岸 大平地区 (新上五島町西神ノ浦郷字真浦地先)	護岸	○	69m	+5.3	69m	~+5.10	新上五島町の一部	宅地		
61	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	神ノ浦漁港(若松)海岸 神ノ浦地区 (新上五島町西神ノ浦郷字小元ヶ浦、 字地下宅地先)	護岸	○	280m	+3.7	280m		新上五島町の一部	宅地 道路		
62	新上五島町	新上五島町	宿ノ浦漁港海岸 宿ノ浦地区 (新上五島町宿ノ浦郷字土井ノ浦地先)	—	—	—	—	—	~+2.31	—	—		
63	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	道土井漁港海岸 道土井地区 (新上五島町今里郷字赤崎、道土井郷字別当崎地先)	護岸	○	267m	+4.5	267m	~+9.48	新上五島町の一部	宅地 道路		
			道土井漁港海岸 真手ノ浦地区 (新上五島町今里郷字山道地先)	突堤	○	5m	+3.7	5m		新上五島町の一部			

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
64	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	飯ノ瀬戸漁港海岸 飯ノ瀬戸地区 (新上五島町飯ノ瀬戸郷字長瀬、宇朝 山地先)	護岸	○	246m	+6.0	246m	~+9.48	新上五島町の一部	宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
65	新上五島町	長崎県 (水産庁)	上五島漁港海岸 浜ノ浦地区 (南松浦郡新上五島町続浜ノ浦郷地先)	護岸	○※	403.9m	+2.96	403.9m	~+2.78	新上五島町続浜ノ浦郷の一部	宅地 農地	
			上五島漁港海岸 清水地区 (南松浦郡新上五島町続浜ノ浦郷地先)	—	—	—	—	—		—		
			上五島漁港海岸 迎地区 (南松浦郡新上五島町続浜ノ浦郷地先)	—	—	—	—	—		—		
			上五島漁港海岸 小崎地区 (南松浦郡新上五島町今里郷地先)	—	—	—	—	—		—		
			上五島漁港海岸 小浜地区 (南松浦郡新上五島町今里郷地先)	護岸	◎	—	+3.7	130m		新上五島町今里郷の一部	宅地 道路	
			上五島漁港海岸 今里地区 (南松浦郡新上五島町今里郷地先)	護岸	○※	132m	+2.96	132m	新上五島町今里郷の一部	宅地 農地		
66	新上五島町	長崎県 (水産庁)	奈摩漁港海岸 上ノ原地区 (南松浦郡新上五島町奈摩郷地先)	護岸	○※	1323.6m	+2.96	1323.6m	~+3.72	新上五島町奈摩郷の一部	宅地 農地	
												67

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
68	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	小串漁港海岸 中河内地区 (新上五島町曾根郷字中河内地先)	護岸	○	394m	+5.5	394m	~+3.72	新上五島町の一部	宅地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
69	新上五島町	新上五島町 (水産庁)	小串漁港海岸 後谷地区 (新上五島町津和崎郷字後谷地先)	護岸	○	95m	+6.4	95m		新上五島町の一部	宅地 道路	
70	五島市	五島市 (水産庁)	汐池漁港海岸 汐池地区 (五島市奈留町地先)	—	—	—	—	—	~+2.94	—	—	
71	五島市	五島市 (水産庁)	東風泊漁港海岸 東風泊地区 (五島市奈留町地先)	護岸	○	305m	+2.82	305m		五島市奈留町の一部	—	
72	五島市	長崎県 (水産庁)	奈留漁港海岸 前島地区 (五島市奈留町地先)	護岸	◎※	921m	+6.2	921m	~+6.06	五島市奈留町の一部	宅地 農地	
				突堤	○	16m	—	16m		—	—	
73	五島市	長崎県 (水産庁)	奈留漁港海岸 大林地区 (五島市奈留町地先)	護岸	◎※	1779m	+4.80	1779m		五島市奈留町の一部	宅地 農地	
74	五島市	長崎県 (水産庁)	奈留漁港海岸 浦地区 (五島市奈留町地先)	護岸	◎※	947m	+6.50	947m		五島市奈留町の一部	宅地 農地	
75	五島市	五島市 (水産庁)	鈴ノ浦漁港海岸 鈴ノ浦地区 (五島市奈留町地先)	—	—	—	—	—	~+6.53	—	—	
76	五島市	五島市 (水産庁)	宿輪漁港海岸 宿輪地区 (五島市奈留町地先)	—	—	—	—	—		—	—	
77	五島市	五島市 (水産庁)	江神漁港海岸 江神地区 (五島市奈留町地先)	—	—	—	—	—		—	—	
78	五島市	五島市 (水産庁)	大串漁港海岸 大串地区 (五島市奈留町地先)	—	—	—	—	—		—	—	
79	五島市	五島市 (水産庁)	矢神漁港海岸 阿古木地区 (五島市奈留町地先)	—	—	—	—	—	~+3.27	—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
80	五島市	五島市 (水産庁)	矢神漁港海岸 矢神・宮ノ浜・田岸地区 (五島市奈留町地先)	護岸	○	94m	+2.0	94m	~+3.27	五島市奈留町の一部	—	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
81	五島市	五島市 (水産庁)	矢神漁港海岸 市磯良地区 (五島市奈留町地先)	護岸	○	297m	+3.36	297m		五島市奈留町の一部	—	
82	五島市	五島市 (水産庁)	葛島漁港海岸 葛島地区 (五島市奈留町地先)	護岸	○	245m	+4.61	245m		五島市奈留町の一部	—	
83	五島市	五島市 (水産庁)	蕨漁港海岸 蕨地区 (五島市蕨町地先)	護岸	○	486m	+2.44	486m	~+5.12	五島市蕨町の一部	宅地 農地	
84	五島市	五島市 (水産庁)	五輪漁港海岸 五輪地区 (五島市蕨町地先)	護岸	○	194m	+2.28	194m		五島市蕨町の一部	宅地 農地	
85	五島市	五島市 (水産庁)	野園漁港海岸 外上地区 (五島市蕨町地先)	—	—	—	—	—	~+3.50	—	—	
86	五島市	五島市 (水産庁)	田ノ浦漁港海岸 田ノ浦地区 (五島市田ノ浦町地先)	護岸 突堤	○ ○	1,014m 1基 13m	+1.84 —	1,014m 1基 13m		五島市田ノ浦町の一部	宅地 農地	
87	五島市	五島市 (水産庁)	細石流漁港海岸 細石流地区 (五島市猪之木町地先)	護岸	○	105m	+2.08	105m	~+3.97	五島市猪之木町の一部	宅地 農地	
88	五島市	五島市 (水産庁)	本窯漁港海岸 本窯地区 (五島市本窯町地先)	護岸	○	378m	+2.72	378m	~+3.22	五島市本窯町の一部	宅地 農地	
89	五島市	五島市 (水産庁)	伊福貴漁港海岸 伊福貴地区 (五島市伊福貴町地先)	護岸	○	158m	+2.33	158m		五島市伊福貴町の一部	宅地 農地	
90	五島市	長崎県 (水産庁)	戸岐漁港海岸 半泊地区 (五島市戸岐町地先)	—	—	—	—	—	~+2.93	—	—	
91	五島市	長崎県 (水産庁)	戸岐漁港海岸 戸岐地区 (五島市戸岐町地先)	護岸	○※	288m	+3.5	288m	~+2.41	五島市戸岐町の一部	宅地 農地	
92	五島市	長崎県 (水産庁)	戸岐漁港海岸 戸岐向地区 (五島市戸岐町地先)	護岸	○※	141m	+3.5	141m		五島市戸岐町の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
93	五島市	長崎県 (水産庁)	奥浦漁港海岸 櫻ノ浦地区 (五島市奥浦町地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
94	五島市	長崎県 (水産庁)	奥浦漁港海岸 大泊地区 (五島市平蔵町地先)	—	—	—	—	—	~+2.41	—	—	
95	五島市	長崎県 (水産庁)	奥浦漁港海岸 草津地区 (五島市奥浦町地先)	護岸	◎※	141m	+6.5	141m		五島市奥浦町の一部	宅地 農地	
				突堤	○	48m	—	48m	—	—		
96	五島市	五島市 (水産庁)	戸楽漁港海岸 戸楽地区 (五島市松山町地先)	護岸	○	21m	+3.8	21m	~+4.09	五島市松山町の一部	宅地	
97	五島市	五島市 (水産庁)	長手漁港海岸 長手地区 (五島市長手町地先)	護岸	○	215m	+3.25	215m	~+5.96	五島市長手町の一部	宅地 農地	
98	五島市	長崎県 (水産庁)	崎山漁港海岸 崎山地区 (五島市下崎山町地先)	護岸	◎※	846m	+5.20	846m		五島市下崎山町の一部	宅地 農地	
99	五島市	五島市 (水産庁)	塩津漁港海岸 崎山地区 (五島市上崎山町地先)	—	—	—	—	—	~+7.65	—	—	
100	五島市	五島市 (水産庁)	大浜漁港海岸 大浜地区 (五島市浜町地先)	護岸	○	1,611m	+2.52	1,611m		五島市浜町の一部	宅地 農地	
101	五島市	五島市 (水産庁)	増田漁港海岸 大浜地区 (五島市増田町地先)	護岸	○	223m	+2.04	223m	~+5.86	五島市浜町の一部	宅地 農地	
				離岸堤	○	1基 90m	—	1基 90m		—	—	
102	五島市	五島市 (水産庁)	倭寇漁港海岸 女亀地区 (五島市富江町地先)	—	—	—	—	—	~+5.19	—	—	
103	五島市	五島市 (水産庁)	倭寇漁港海岸 坪地区 (五島市富江町地先)	—	—	—	—	—		—	—	
104	五島市	五島市 (水産庁)	山下漁港海岸 山下地区 (五島市富江町地先)	護岸	○	170m	+2.01	170m		五島市富江町の一部	宅地 農地	
105	五島市	五島市 (水産庁)	黒瀬漁港海岸 黒瀬地区 (五島市富江町地先)	護岸	○	245m	+1.96	245m		五島市富江町の一部	宅地 農地	
				離岸堤	○	1基 75m	—	1基 75m		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
106	五島市	五島市 (水産庁)	大宝漁港海岸 大宝浜地区 (五島市玉之浦町地先)	護岸	○	442m	+3.76	442m	~+5.74	五島市富江町の一部	宅地 農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				離岸堤	○	2基 140m	—	2基 140m		—	宅地 農地	
				堤防	○	125m	+3.38	125m		五島市玉之浦町の一部	宅地 農地	
107	五島市	長崎県 (水産庁)	荒川漁港海岸 荒子崎地区 (五島市玉ノ浦町地先)	護岸	○※	526.5m	+4.50	526.5m	~+3.15	五島市玉ノ浦町の一部	宅地 農地	
108	五島市	長崎県 (水産庁)	荒川漁港海岸 矢ノ口地区 (五島市玉ノ浦町地先)	護岸	○※	399m	+4.5	399m		五島市玉ノ浦町の一部	宅地 農地	
109	五島市	五島市 (水産庁)	丹奈漁港海岸 (丹奈地区) 清水浜地区 (五島市玉之浦町地先)	護岸	○	49m	+2.98	49m		五島市玉之浦町の一部	宅地 農地	
110	五島市	五島市 (水産庁)	貝津漁港海岸 山川地区 (五島市三井楽町地先)	護岸	○	128m	+2.81	128m	~+4.31	五島市三井楽町の一部	宅地 農地	
111	五島市	五島市 (水産庁)	波砂間漁港海岸 里畑地区 (五島市三井楽町地先)	護岸	○	159m	+2.5	159m		五島市三井楽町の一部	宅地 農地	
112	五島市	五島市 (水産庁)	塩水漁港海岸 船江地区 (五島市三井楽町地先)	護岸	○	499m	+2.69	499m		五島市三井楽町の一部	宅地 農地	
113	五島市	五島市 (水産庁)	柏漁港海岸 宮山地区 (五島市三井楽町地先)	護岸	○	550m	+2.22	550m		五島市三井楽町の一部	宅地 農地	
114	五島市	五島市 (水産庁)	高崎漁港海岸 浜ノ上地区 (五島市三井楽町地先)	護岸	○	485m	+2.96	485m		五島市三井楽町の一部	宅地 農地	
115	五島市	五島市 (水産庁)	後網漁港海岸 牛泊地区 (五島市三井楽町地先)	護岸	○	125m	+2.47	125m		五島市三井楽町の一部	宅地 農地	
116	五島市	五島市 (水産庁)	八ノ川漁港海岸 八ツ河地区 (五島市三井楽町地先)	護岸	○	143m	+2.47	143m	五島市三井楽町の一部	宅地 農地		
117	五島市	長崎県 (水産庁)	三井楽漁港海岸 三井楽地区 (五島市三井楽町地先)	護岸	○	987m	+6.5	987m	~+3.50	五島市三井楽町の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
118	五島市	長崎県 (水産庁)	三井楽漁港海岸 打折地区 (五島市三井楽町地先)	護岸	○※	220m	+4.5	220m	~+3.50	五島市三井楽町の一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
119	五島市	五島市 (水産庁)	水ノ浦漁港海岸 惣津地区 (五島市岐宿町地先)	護岸	○	417m	+2.2	417m		五島市岐宿町の一部	宅地 農地	
120	五島市	五島市 (水産庁)	水ノ浦漁港海岸 水ノ浦地区 (五島市岐宿町地先)	護岸	○	1,064m	+2.25	1,064m		五島市岐宿町の一部	宅地 農地	
			水ノ浦漁港海岸 白石地区 (五島市岐宿町地先)	護岸	○	1,845m	+2.01	1,845m		五島市岐宿町の一部	宅地 農地	
121	五島市	五島市 (水産庁)	黒島漁港海岸 黒島地区 (五島市富江町地先)	—	—	—	—	—	—	—		
122	五島市	五島市 (水産庁)	黄島漁港海岸 黄島地区 (五島市黄島町地先)	護岸	○	389m	+1.94	389m	~+3.88	五島市黄島町の一部	宅地	
123	五島市	五島市 (水産庁)	赤島漁港海岸 赤島地区 (五島市赤島町地先)	護岸	○	313m	+1.7	313m		五島市赤島町の一部	宅地	
124	五島市	五島市 (水産庁)	嵯峨島漁港海岸 村中地区 (五島市三井楽町地先)	護岸	○	237m	+3.32	237m	~+4.44	五島市三井楽町の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 蒲浦地区 (佐世保市宇久町小浜郷字鳥越1694 ～字八幡田1434)	護岸	○	119m	—	119m	～+3.64	佐世保市宇久町 の一部	耕作放棄 地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状につ いて、定期的に点検・評価を実施 し、変状の発生位置や劣化の進行 段階に応じて長寿命化を図るなど、 適切な維持・修繕に努め、施設の 機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤 体ブロックの移動・散乱・沈下等 について、定期的に点検・評価を 実施し、必要に応じてブロックの 補充等による適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の 経年変化や劣化、損傷を調査す るとともに、必要に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。
2	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 向崎地区 (佐世保市宇久町小浜郷字848～849)	護岸	○	83m	+4.5	83m		佐世保市宇久町 の一部	耕作放棄 地	
3	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 稲ゴモリ地区 (佐世保市宇久町小浜郷字下山1713 ～1718)	護岸	○	247m	—	247m		佐世保市宇久町 の一部	耕作放棄 地	
4	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 裏浜地区 (佐世保市宇久町小浜郷字裏浜己 2150～2165)	護岸	○	204m	+4.4	204m		佐世保市宇久町 の一部	耕作放棄 地	
				突堤	○	1基 35m	—	1基 35m		—	—	
				消波	○	198m	—	198m		—	—	
5	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 水垂地区 (佐世保市宇久町下山郷字水垂1959)	護岸	○	98m	+6.7	98m		佐世保市宇久町 の一部	耕作放棄 地	
6	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 鬼塚地区 (佐世保市宇久町神の浦郷字鬼塚 1884～小浜郷字タニワ3944)	護岸 (水門等)	○	1,953m	+4.2	1,953m		佐世保市宇久町 の一部	耕作地	
7	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 古園地区 (佐世保市宇久町本飯良郷757～ 1185)	護岸	○	585m	+3.9	585m		佐世保市宇久町 の一部	耕作地	
8	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 古里地区 (佐世保市宇久町本飯良郷字宮ノ首 1256～字古里3048)	護岸 (水門等)	○	810m	+2.5	810m		佐世保市宇久町 の一部	耕作地	
9	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 餅木地区 (佐世保市宇久町大久保郷字餅ノ木 946～字集り1158)	護岸	○	84m	+5.4	84m	佐世保市宇久町 の一部	農地なし		
10	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 草ノ下地区 (佐世保市宇久町大久保郷字草ノ下7 ～13)	護岸	○	21m	—	21m	佐世保市宇久町 の一部	農地なし		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
11	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 三反間地区 (佐世保市宇久町木場郷字三反間 1740-□~1770)	護岸	○	28m	—	28m	~+3.64	佐世保市宇久町の一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
12	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 船ノ浦地区 (佐世保市宇久町野方郷字小瀬平 1588~1591)	護岸	○	64m	+5.4	64m		佐世保市宇久町の一部	耕作放棄地	
13	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 牧崎地区 (佐世保市宇久町野方郷字牧崎136)	護岸	○	29m	—	29m		佐世保市宇久町の一部	耕作放棄地	
14	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 大河原地区 (佐世保市宇久町針木郷字大河原 1845~1846)	護岸	○	78m	+5.5	78m		佐世保市宇久町の一部	耕作放棄地	
15	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 平坂地区 (佐世保市宇久町平郷字平坂5153-1 ~宇大河原5237)	護岸	○	161m	—	161m		佐世保市宇久町の一部	耕作地	
16	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 平地区 (佐世保市宇久町寺島郷字平646~字 鯨ヶ浦118)	護岸	○	1,103m	—	1,103m		佐世保市宇久町の一部	耕作地	
17	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 宮ノ浦地区 (佐世保市宇久町寺島郷字宮ノ浦1252 ~1255)	護岸	○	102m	—	102m		佐世保市宇久町の一部	耕作放棄地	
18	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	宇久海岸 立神地区 (佐世保市宇久町寺島郷字立神1020 ~1015)	護岸	○	163m	—	163m		佐世保市宇久町の一部	耕作放棄地	
19	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 大畑地区 (北松浦郡小値賀町納島郷字大畑ヶ 731-1~字ヌゲ906)	護岸	○	47m	+4.1	47m	~+3.37	小値賀町の一部	農地なし	
20	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 ヌゲ地区 (北松浦郡小値賀町納島郷字ヌゲ 910-2~916-2)	護岸	○	115m	—	115m		小値賀町の一部	農地なし	
21	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 広浦地区 (北松浦郡小値賀町納島郷字下里71- 2~字廣浦1-5)	護岸	○	40m	+3.5	40m		小値賀町の一部	農地なし	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
22	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 田手ノ浦地区 (北松浦郡小値賀町納島郷字田手ノ浦 170-2~196-5)	護岸	○	167m	+3.3	167m	~+3.37	小値賀町の一部	耕作地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
23	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 池ノ浦地区 (北松浦郡小値賀町納島郷字田手ノ浦 200-4~字池ノ浦267)	護岸	○	164m	—	164m		小値賀町の一部	耕作放棄地	
24	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 與石地区 (北松浦郡小値賀町納島郷字池ノ浦 286-1~字與石331-4)	護岸	○	47m	—	47m		小値賀町の一部	耕作地	
25	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 大曾根地区 (北松浦郡小値賀町納島郷字大曾根 334~字針木543-1)	護岸	○	213m	—	213m		小値賀町の一部	耕作地	
26	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 針木地区 (北松浦郡小値賀町納島郷字針木 566-1)	自然海岸	—	—	—	—		小値賀町の一部	農地なし	
27	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 大川原地区 (北松浦郡小値賀町納島郷字大川原)	護岸	○	140m	—	140m		小値賀町の一部	耕作地	
28	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 縄切地区 (北松浦郡小値賀町納島郷字縄キリ 671~字大畑ヶ697-1)	護岸	○	116m	—	116m		小値賀町の一部	耕作地	
29	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 船越地区 (北松浦郡小値賀町前方郷字船越 2316-2~2241-1)	護岸	○	299m	+4.1	299m		小値賀町の一部	耕作地	
30	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 赤浜地区 (北松浦郡小値賀町前方郷字深坂 1795-2~字大摩瀬461-1)	護岸	○	188m	+4.1	188m		小値賀町の一部	耕作地	
31	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 郷ノ平地区 (北松浦郡小値賀町笛吹郷字郷平 109-3~字外崎87-8)	護岸	○	160m	+3.9	160m		小値賀町の一部	農地なし	
32	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 榎津地区 (北松浦郡小値賀町笛吹郷字榎津389 ~432-3)	護岸	○	73m	+3.8	73m	小値賀町の一部	耕作地		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
33	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 竹崎地区 (北松浦郡小値賀町浜津郷字竹崎 1192-1～字折尾1342-3)	護岸	○	643m	+3.9	643m	~+3.37	小値賀町の一部	耕作地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
34	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 馬渡地区 (北松浦郡小値賀町浜津郷字馬渡 1435-1～1436-2)	護岸	○	80m	—	80m		小値賀町の一部	耕作放棄地	
35	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 大泊地区 (北松浦郡小値賀町斑島郷字大泊 591-2～字大川原476)	護岸	○	90m	+4.2	90m		小値賀町の一部	耕作放棄地	
36	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 宮崎地区 (北松浦郡小値賀町斑島郷字宮崎 651-5～646-2)	護岸	○	78m	+3.8	78m		小値賀町の一部	農地なし	
37	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 田尻地区 (北松浦郡小値賀町斑島郷字竹添 205-2～字田尻155-1)	護岸	○	38m	—	38m		小値賀町の一部	農地なし	
38	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 納手地区 (北松浦郡小値賀町前方郷字納手 5224-1～字柏郷5324)	護岸	○	147m	—	147m		小値賀町の一部	耕作放棄地	
39	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 飯ノ崎地区 (北松浦郡小値賀町前方郷字飯降埜 崎2930～字里ノ前2347-5)	護岸	○	844m	+4.1	844m		小値賀町の一部	耕作地	
40	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 藪呂木②地区 (北松浦郡小値賀町藪呂木島郷字浜1 ～字神之上45)	護岸	○	81m	+3.0	81m		小値賀町の一部	耕作放棄地	
41	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 藪呂木地区 (北松浦郡小値賀町藪呂木島郷字神 之上47～71)	護岸	○	94m	—	94m		小値賀町の一部	遊水池	
42	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 段ノ上・赤尾地区 (北松浦郡小値賀町大島郷字段ノ上 56-3～字赤尾176-2)	護岸	○	319m	+5.3	319m		小値賀町の一部	農地なし	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
43	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 高山地区 (北松浦郡小値賀町大島郷字水畑403 ～字岳ノ坂564-3)	護岸	○	181m	—	181m	～+3.37	小値賀町の一部	耕作地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
44	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 岳ノ坂地区 (北松浦郡小値賀町大島郷字岳ノ坂 698)	護岸	○	90m	—	90m		小値賀町の一部	耕作放棄地	
45	小値賀町	長崎県 (農村振興局)	小値賀海岸 野崎地区 (北松浦郡小値賀町野崎郷字長田76- 1～字籠1)	自然海岸	—	—	—	—	～+4.13	小値賀町の一部	農地なし	
46	新上五島町	長崎県 (農村振興局)	有川海岸 赤尾地区 (南松浦郡新上五島町赤尾郷字赤尾 の下142-1～友住字大迫3132第2)	護岸	○	1,050m	—	1,050m	～+7.50	南松浦郡新上五島町の一部	農地 宅地	
				突堤	○	2基 57m	—	2基 57m		—	—	
47	新上五島町	長崎県 (農村振興局)	若松海岸 桐古里地区 (南松浦郡新上五島町桐古里郷字大 地191-3～字瀬戸224-1)	護岸	○	1,020m	—	1,020m	～+2.31	南松浦郡新上五島町の一部	農地	
48	新上五島町	長崎県 (農村振興局)	若松海岸 間伏地区 (南松浦郡新上五島町間伏郷字横浜 1290～字田ノ上1418)	護岸	○	200m	—	200m	～+3.56	南松浦郡新上五島町の一部	農地	
49	新上五島町	長崎県 (農村振興局)	若松海岸 宿ノ浦地区 (南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字白魚 196-3～字馬込97)	護岸	—	1,185m	—	1,185m	～+2.31	南松浦郡新上五島町の一部	農地	
50	新上五島町	長崎県 (農村振興局)	若松海岸 宿ノ浦地区 (南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字太佐 浦629-1～字浜窄979-7)	護岸	○	1,030m	+4.0	1,030m		南松浦郡新上五島町の一部	農地 宅地 学校	
51	新上五島町	長崎県 (農村振興局)	若松海岸 神ノ浦地区 (南松浦郡新上五島町神ノ浦郷字扇山 163-2～字男鹿ノ浦198)	護岸	○	535m	—	535m	～+5.10	南松浦郡新上五島町の一部	農地	
				突堤	○	1基 20m	—	1基 20m		—	—	
52	新上五島町	長崎県 (農村振興局)	上五島海岸 道土井地区 (南松浦郡新上五島町道土井郷字別 当崎343-1～字サギ瀬418-1)	護岸	○	1,970m	—	1,970m	～+9.48	南松浦郡新上五島町の一部	農地 山林	
53	新上五島町	長崎県 (農村振興局)	上五島海岸 網上地区 (南松浦郡新上五島町大字網上郷字 熊高855～字山の上776-1)	護岸	○	150m	—	150m	～+4.85	南松浦郡新上五島町の一部	農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
54	新上五島町	長崎県 (農村振興局)	新魚目海岸 仲知地区 (南松浦郡新上五島町津和崎郷字早ノ崎846～字唐鮮749)	護岸	○	270m	—	270m	～+3.72	南松浦郡新上五島町の一部	農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	
55	五島市	長崎県 (農村振興局)	福江海岸 久賀地区 (五島市久賀町久賀86-1～馬込217-3)	堤防	○	1095m	+4.0	1095m	～+3.97	五島市久賀町の一部	農地 宅地		
				樋門	—	1個所	—	1個所		—	—		
56	五島市	長崎県 (農村振興局)	福江海岸 久賀島地区 (五島市猪ノ木町久賀19-イ～コヒキ470-ロ)	護岸	○	1,900m	+3.8	1,900m	～+5.12	五島市猪ノ木町の一部	農地		
57	五島市	長崎県 (農村振興局)	福江海岸 藤地区 (五島市藤町福見887～915-2)	護岸	○	845m	+4.5	845m		～+3.22	五島市福見町の一部		農地 宅地
				離岸堤	○	1基 74m	—	1基 74m			—		—
				消波工	○	1基 74m	—	1基 74m	—	—	—		
58	五島市	長崎県 (農村振興局)	福江海岸 枕島地区 (五島市本釜町田崎655-65～662-24)	堤防	○	90m	—	90m	～+2.41	五島市本釜町の一部	碎石場		
				護岸	○	110m	—	110m					
59	五島市	長崎県 (農村振興局)	福江海岸 奥浦地区 (五島市平蔵町くらん1414-ロ～かつら瀬2382)	堤防	○	800m	+4.0	800m	～+2.41	五島市平蔵町の一部	農地		
				樋門	—	3個所	—	3個所				—	—
60			海岸保全区域の廃止による欠番										
61	五島市	長崎県 (農村振興局)	福江海岸 奥浦地区 (五島市平蔵町六方239～曲坂45)	堤防	○	122m	—	122m	～+4.09	五島市平蔵町の一部	農地		
				護岸	○	218m	—	218m					
				樋門	—	2個所	—	2個所					
				突堤	○	1基 40m	—	1基 40m					
62	五島市	長崎県 (農村振興局)	福江海岸 長手地区 (五島市長手町萬佐手36～45)	護岸	○	75m	—	75m	～+5.96	五島市長手町の一部	農地		
63	五島市	長崎県	福江海岸 下崎山地区	護岸	○	1,940m	+5.0	1,940m	～+5.96	五島市下崎山町と長手町の一部	農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施</p>	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
63	五島市	(農村振興局)	(五島市下崎山町幸泊422～長手町萬佐手36)	消波工	○	1基 152m	—	1基 152m	—	—	—	<p>いし、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
64	五島市	長崎県 (農村振興局)	富江海岸 田尾地区 (五島市富江町田尾字小浜1436-1～字森田1483)	護岸	○	342m	+5.5	342m	～+5.86	五島市富江町の一部	農地 養豚場	
65	五島市	長崎県 (農村振興局)	富江海岸 土取地区 (五島市富江町土取字ノタテムタ839～字渡り口1348-イ)	護岸	○	1,300m	+4.5	1,300m	～+5.19	五島市富江町の一部	農地 宅地 公園	
				離岸堤	○	1基 81m	—	1基 81m		—	—	
				突堤	○	2基 364m	—	2基 364m		—	—	
				砂浜	—	9,000㎡	—	9,000㎡		—	—	
66	五島市	長崎県 (農村振興局)	玉之浦海岸 中須地区 (五島市玉之浦町中須長崎第1字598-6～長崎第2字609-29)	堤防	○	272m	—	272m	～+2.74	五島市玉之浦町の一部	農地 宅地	
				樋門	—	1個所	—	1個所		—	—	
67	五島市	長崎県 (農村振興局)	岐宿海岸 白石地区 (五島市岐宿町川原字奈切3541-1～字古里3512)	堤防	○	665m	+4.0	665m	～+3.50	五島市岐宿町の一部	農地 宅地	
				樋門	—	1個所	—	1個所		—	—	
68	五島市	長崎県 (農村振興局)	岐宿海岸 岐宿地区 (五島市岐宿町岐宿字水垂1211～潮留186)	堤防	○	1,444m	+5.6～ 4.0	1,444m	～+6.44	五島市岐宿町の一部	農地	
				護岸	○	1,356m		1,356m				
				潜堤	—	1基 90m	—	1基 90m				
				消波工	○	1基 148m	—	1基 148m				
				砂浜	—	13,180㎡	—	13,180㎡				

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
1	壱岐市	長崎県 (水国局)	箱崎海岸 江角崎地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○※	181.6m	—	181.6m	~+3.15	壱岐市芦辺町の一部	荒地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 	
2	壱岐市	長崎県 (水国局)	八幡海岸 八幡崎地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○	1,132.8m	—	1,132.8m	~+5.05	壱岐市芦辺町の一部	道路 荒地		
				消波堤	○	1,003m	—	1,003m					
3	壱岐市	長崎県 (水国局)	八幡海岸 長者原崎地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○	124.9m	—	124.9m	~+5.05	壱岐市芦辺町の一部	宅地 森林		
				消波堤	○	190m	—	190m					
4	壱岐市	長崎県 (水国局)	若松海岸 当田地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	280.8m	—	280.8m	~+2.39	壱岐市郷ノ浦町の一部	農地		
				護岸	○※	170.2m	—	170.2m					
				消波堤	○	211.7m	—	211.7m					
5	壱岐市	長崎県 (水国局)	坪海岸 馬立地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	744.9m	—	744.9m	~+6.39	壱岐市郷ノ浦町の一部	農地 道路		
				突堤	○	46m	—	46m					
				離岸堤	○	50m	—	50m					
6	壱岐市	長崎県 (水国局)	渡良東海岸 栗岳地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	453m	—	453m	~+5.17	壱岐市郷ノ浦町の一部	宅地 農地		
				護岸	○	346m	—	346m					
				突堤	○	90m	—	90m					
7	壱岐市	長崎県 (水国局)	渡良東海岸 長崎地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	消波堤	○	19.5m	—	19.5m	~+5.17	壱岐市郷ノ浦町の一部	農地 道路		
				護岸	○	104.3m	—	104.3m					
				護岸	○※	27.3m	—	27.3m					

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
8	沓崎市	長崎県 (水国局)	麦谷海岸 半城湾地区 (沓崎市郷ノ浦町地先)	護岸	○	291.4m	—	291.4m	~+5.57	沓崎市郷ノ浦町の一部	宅地 農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○※	366.9m	—	366.9m				
9	沓崎市	長崎県 (水国局)	小牧海岸 小牧崎地区 (沓崎市郷ノ浦町地先)	護岸	○	60.8m	—	60.8m	~+2.57	沓崎市郷ノ浦町の一部	農地	
				護岸	○※	118.4m	—	118.4m				
10	沓崎市	長崎県 (水国局)	新田海岸 竹の浦地区 (沓崎市郷ノ浦町地先)	護岸	○	47.9m	—	47.9m	~+2.91	沓崎市郷ノ浦町の一部	農地	
				護岸	○※	82.2m	—	82.2m				
				突堤	○	34m	—	34m		—		
11	沓崎市	長崎県 (水国局)	新田海岸 遍後地区 (沓崎市郷ノ浦町地先)	護岸	○	25.9m	—	25.9m	~+2.91	沓崎市郷ノ浦町の一部	農地	
				護岸	○※	296.4m	—	296.4m				
12	沓崎市	長崎県 (水国局)	長峰本村海岸 後藤地区 (沓崎市郷ノ浦町地先)	護岸	○	173.5m	—	173.5m	~+2.91	沓崎市郷ノ浦町の一部	宅地 農地	
				護岸	○※	390.7m	—	390.7m				
13	沓崎市	長崎県 (水国局)	長峰本村海岸 篠石地区 (沓崎市郷ノ浦町地先)	護岸	○	138.8m	—	138.8m	~+2.91	沓崎市郷ノ浦町の一部	農地 道路	
				護岸	○※	410.1m	—	410.1m				
				突堤	○	21.6m	—	21.6m		—		
14	沓崎市	長崎県 (水国局)	立石西海岸 白釘崎地区 (沓崎市勝本町地先)	護岸	○	524.2m	—	524.2m	~+3.81	沓崎市勝本町の一部	宅地 農地	
				護岸	○※	200.8m	—	200.8m				
15	沓崎市	長崎県 (水国局)	大島海岸 前田地区 (沓崎市郷ノ浦町地先)	護岸	○※	192.8m	—	192.8m	~+3.81	沓崎市郷ノ浦町の一部	宅地 道路	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	沓崎市	長崎県 (港湾局)	勝本港海岸 タンス地区 (沓崎市勝本町地先)	護岸	○※	215m	+4.0	215m	～+3.81	沓崎市勝本 町の一部	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状につ て、定期的に点検・評価を実施し、変状 の発生位置や劣化の進行段階に応じ て長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 定期的に点検・評価を実施し、必要に 応じてブロックの補充等による適切な 維持・修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年 変化や劣化、損傷を調査するとともに、 必要に応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
2	沓崎市	長崎県 (港湾局)	勝本港海岸 馬場崎地区 (沓崎市勝本町地先)	護岸	○	808m	+3.2～5.7	808m	～+5.65	沓崎市勝本 町の一部	宅地	
				護岸	◎	—	—	70m			農地	
3	沓崎市	長崎県 (港湾局)	勝本港海岸 勝本地区 (沓崎市勝本町地先)	護岸	○	797m	+3.2～5	797m		沓崎市勝本 町の一部	宅地 道路	
4	沓崎市	長崎県 (港湾局)	勝本港海岸 天ヶ原地区 (沓崎市勝本町地先)	護岸	○	671m	+6.0	671m	～+3.15	沓崎市勝本 町の一部	農地 道路	
				護岸	○※	226m	+5.6	226m				
				護岸	◎	—	—	450m				
5	沓崎市	長崎県 (港湾局)	印通寺港海岸 志自岐地区 (沓崎市石田町地先)	護岸	○	207m	+6.2	207m	～+5.29	沓崎市石田 町の一部	農地	
				護岸	○※	363m	+4.5～7.3	363m				
6	沓崎市	長崎県 (港湾局)	印通寺港海岸 銭亀地区 (沓崎市石田町地先)	護岸	○※	258m	+3.5～5	258m	～+2.39	沓崎市石田 町の一部	農地	
7	沓崎市	長崎県 (港湾局)	郷ノ浦港海岸 鎌崎地区 (沓崎市郷ノ浦町地先)	護岸	○※	770m	+3.2～5.8	770m		沓崎市郷ノ浦 町の一部	農地 道路	
8	沓崎市	長崎県 (港湾局)	郷ノ浦港海岸 郷ノ浦地区 (沓崎市郷ノ浦町地先)	護岸	○	40m	+3.2	40m	～+4.10	沓崎市郷ノ浦 町の一部	道路	
				護岸	◎	—	—	21.8m				
9	沓崎市	長崎県 (港湾局)	郷ノ浦港海岸 宇土地区 (沓崎市郷ノ浦町地先)	護岸	○※	250m	+3.2	250m		沓崎市郷ノ浦 町の一部	農地	
10	沓崎市	長崎県 (港湾局)	森ノ浜港海岸 森ノ浜地区 (沓崎市郷ノ浦町地先)	護岸	○※	376m	+3.2～5.3	376m	～+2.57	沓崎市郷ノ浦 町の一部	農地	

※：老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	壱岐市	長崎県 (水産庁)	芦辺漁港海岸 龍神崎地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○	75m	+6.4	75m	~+5.47	壱岐市芦辺町の一部	宅地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○※	256.5m	—	256.5m				
2	壱岐市	長崎県 (水産庁)	芦辺漁港海岸 芦辺地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○	135m	+5.0~6.2	135m	~+5.47	壱岐市芦辺町の一部	宅地	
				護岸	○※	94m	—	94m				
				護岸	○	640m	—	640m				
3	壱岐市	長崎県 (水産庁)	芦辺漁港海岸 清石地区 (壱岐市芦辺町地先)	消波堤	○	355.5m	—	355.5m	~+5.05	-	農地 道路	
				離岸堤	○	250m	+3.7	250m				
				離岸堤	◎	—	—	250m				
				護岸	○	917m	+5.5~6.5	917m				
4	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	八幡浦漁港海岸 内海地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○	114.6m	+5.3	114.6m	~+3.39	壱岐市芦辺町の一部	農地	
5	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	八幡浦漁港海岸 柏崎地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○	803.6m	+5.0	803.6m		壱岐市芦辺町の一部	宅地 農地	
6	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	山崎漁港海岸 山崎西・曲地区 (壱岐市石田町地先)	護岸	○	1205.3m	+5.0	1205.3m		壱岐市石田町の一部	宅地 農地	
				堤防	○	582m	+5.2	582m				
				離岸堤	○	1基 18m	—	1基 18m				
7	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	七湊漁港海岸 湯ノ崎地区 (壱岐市石田町地先)	—	—	—	—	—	—	—		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
8	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	久喜漁港海岸 久喜崎地区 (壱岐市石田町地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
9	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	初山漁港海岸 大久保地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	932.4m	+3.4	932.4m	~+6.39	壱岐市郷ノ浦町の一部	道路 農地	
10	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	渡良漁港海岸 小崎地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
11	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	渡良漁港海岸 神田地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	159m	+4.2	159m	~+4.10	壱岐市郷ノ浦町の一部	宅地	
12	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	渡良漁港海岸 柏地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	144.9m	+3.2	144.9m	~+5.17	壱岐市郷ノ浦町の一部	農地	
13	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	渡良漁港海岸 麦谷地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
14	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	母ヶ浦漁港海岸 母ヶ浦地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	331.6m	+4.2	331.6m	~+2.57	壱岐市郷ノ浦町の一部	農地	
15	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	湯ノ本漁港海岸 湯ノ本地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸	○	600.6m	+5.0	600.6m	~+2.91	壱岐市勝本町の一部	宅地 農地	
16	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	湯ノ本漁港海岸 浦海地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸	○	570.4m	+5.0	570.4m		壱岐市勝本町の一部	宅地 農地	
17	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	湯ノ本漁港海岸 筒方地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸	○	514.3m	+5.5	514.3m		壱岐市勝本町の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
18	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	箱崎前浦漁港海岸 恵美須地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○	343m	+6.0	343m	~+5.32	壱岐市芦辺 町の一部	道路 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状につ いて、定期的に点検・評価を実施し、変状 の発生位置や劣化の進行段階に応じ て長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 定期的に点検・評価を実施し、必要に 応じてブロックの補充等による適切な 維持・修繕に努め、施設の機能を確保 する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年 変化や劣化、損傷を調査するとともに、 必要に応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。</p>
19	壱岐市	長崎県 (水産庁)	大島(壱岐)漁港海岸 大島地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	238m	+3.8~4.5	238m	~+2.77	壱岐市郷ノ浦 町の一部	宅地 農地	
				護岸	○※	315m	+4.3	315m		壱岐市郷ノ浦 町の一部		
				突堤	○	190.4m	+2.5~3.8	190.4m		-		
20	壱岐市	長崎県 (水産庁)	大島(壱岐)漁港海岸 長島地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	227m	+6.1	227m		壱岐市郷ノ浦 町の一部	小学校	
21	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	母ヶ浦漁港海岸 牧の腰地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	107.9m	+4.2	107.9m	~+2.57	壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地	
22	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	母ヶ浦漁港海岸 崎の尻地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	686.8m	+4.2	686.8m		壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	大石海岸 松崎地区 (沓崎市芦辺町諸吉大石触字新松崎244 ～中野郷仲触字郷他に35-1)	堤防	○	622	+3.3	622	～+5.47m	芦辺町の一部	耕作地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
2	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	諸吉海岸 椎ノ木川地区 (沓崎市芦辺町諸吉二股触字鹿先口 1967-1～深江東触字新田又747-1)	堤防	○	559	+3.3	559	～+3.39m	芦辺町の一部	耕作地	
				突堤	○	1基 40m	—	1基 40m		—	—	
3	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	深江海岸 深江地区 (沓崎市芦辺町深江東触字新田又747-1 ～深江鶴亀触字若宮250)	護岸 (水門 等)	○	480	+3.3	480	～+5.29m	芦辺町の一部	耕作地	
4	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	筒城海岸 長手地区 (沓崎市石田町大字筒城西触字長手 1292～大字筒城山崎字大流川337)	堤防 (水門 等)	○	553	+3.3	553		石田町の一部	耕作地	
5	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	筒城山崎海岸 筒城山崎地区 (沓崎市石田町筒城触字堂崎1273～字 山尻1477)	護岸	○	346	+3.3	346		石田町の一部	耕作地	
6	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	筒城山崎海岸 山崎地区 (沓崎市石田町大字筒城山崎触字堂崎 1277-7～1271-1)	堤防 (水門 等)	○	208	+3.3	208		石田町の一部	耕作 放棄地	
7	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	筒城海岸 筒城地区 (沓崎市石田町大字筒城仲触字隕瀨 1760～字瀨坪1801)	堤防 (水門 等)	○	235	+3.3	235		石田町の一部	耕作地	
				突堤	○	1基 45m	—	1基 45m				
8	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	筒城海岸 石田筒城地区 (沓崎市石田町大字筒城東触字片部842 ～石田南触字錦1)	護岸	○	26	+3.3	26		石田町の一部	耕作地	
				突堤	○	2基 62m	—	2基 62m				—
9	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	妻ヶ島海岸 松ヶ元地区 (沓崎市石田町妻ヶ島字宝ヶ元558～字 松ヶ元30)	護岸	○	27	+3.3	27		石田町の一部	農地 なし	
10	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	妻ヶ島海岸 宝ヶ元地区 (沓崎市石田町大字妻ヶ島字宝ヶ元559 ～438)	護岸	○	85	+3.3	85		石田町の一部	農地 なし	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
11	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	池田東海岸 四郎瀬地区 (沓崎市石田町大字池田東触字小白瀬 1197)	護岸	○	96	+3.3	96	~+2.39m	石田町の一部	耕作地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
12	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	池田東海岸 岸小白瀬地区 (沓崎市石田町大字池田東触字小白瀬 1026~1064)	護岸	○	52	+3.3	52		石田町の一部	耕作地	
13	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	初山東海岸 倉谷地区 (沓崎市郷ノ浦町初山東触字倉置995~ 倉谷989)	護岸	○	75m	+3.3	75m	~+6.39m	郷ノ浦町の一部	耕作 放棄地	
14	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	初山東海岸 平床地区 (沓崎市郷ノ浦町初山東触字平床551~ 古場525)	護岸	○	67m	+3.3	67m		郷ノ浦町の一部	耕作地	
15	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	初山西海岸 平川地区 (沓崎市郷ノ浦町初山西触字平川269~ 261)	護岸 (水門 等)	○	209m	+3.3	209m		郷ノ浦町の一部	耕作地 民家 市道	
				突堤	○	1基 35m	—	1基 35m		—	—	
16	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	初山東海岸 南川地区 (沓崎市郷ノ浦町初山東触字小場424~ 495)	護岸	○	150m	+3.3	150m		郷ノ浦町の一部	耕作地 民家 市道	
17	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	初山東海岸 塩屋地区 (沓崎市郷ノ浦町初山東触字小場471~ 字南川25)	護岸	○	107m	+3.3	107m		郷ノ浦町の一部	耕作地	
18	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	初山西海岸榑川地区 (沓崎市郷ノ浦町初山西触字西川182~ 字榑川145)	護岸	○	353m	+3.3	353m		郷ノ浦町の一部	耕作地	
				突堤	○	1基 29m	—	1基 29m		—	—	
19	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	坪海岸 高磯地区 (沓崎市郷ノ浦町坪触字高磯13~7)	護岸	○	180m	+3.3	180m	~+5.17m	郷ノ浦町の一部	耕作 放棄地	
20	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	原島海岸 原島東地区 (沓崎市郷ノ浦町原島字田ノ頭374~ 389)	護岸	○	235	+3.3	235	~+2.77m	郷ノ浦町の一部	耕作地	
21	沓崎市	長崎県 (農村振興局)	原島海岸 原島西地区 (沓崎市郷ノ浦町原島字鐘崎318~戸丸 84)	護岸	○	429	+3.3	429		郷ノ浦町の一部	耕作地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「○」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
22	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	長島海岸 赤部地区 (壱岐市郷ノ浦町長島字赤部149~188)	護岸	○	55	+3.3	55	~+2.77m	郷ノ浦町の一部	耕作地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
23	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	大島海岸 渡良大島地区 (壱岐市郷ノ浦町大島字下根瀧1584~1546-1)	堤防	○	155	+3.3	155		郷ノ浦町の一部	耕作地	
24	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	渡良海岸 懸州地区 (壱岐市郷ノ浦町渡良浦字懸州524~571)	護岸	○	350	+3.3	350	~+5.17m	郷ノ浦町の一部	農地 なし	
25	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	渡良浦海岸 呼瀨地区 (壱岐市郷ノ浦町渡良浦字呼瀨583~614)	護岸	○	354	+3.3	354		郷ノ浦町の一部	農地 なし	
26	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	渡良東海岸 柏地区 (壱岐市郷ノ浦町渡良東触字柏2690~2719)	堤防	○	169	+3.3	169	~+5.57m	郷ノ浦町の一部	農地 なし	
				突堤	○	2基 37m	—	2基 37m		—	—	
27	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	庄海岸 池ノ下地区 (壱岐市郷ノ浦町庄触字池ノ下1069~字田代1186)	堤防 (水門等)	○	452	+3.3	452		郷ノ浦町の一部	耕作地	
				突堤	○	1基 15m	—	1基 15m		—	—	
28	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	庄海岸 海田新田地区 (壱岐市郷ノ浦町庄触字池下1070~本村触字出口672)	護岸 (水門等)	○	130	+3.3	130		郷ノ浦町の一部	耕作地 民家 市道	
29	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	半城本村海岸 出口地区 (壱岐市郷ノ浦町半城本村触字出口666~字薄井902)	護岸 (水門等)	○	282	+3.3	282		郷ノ浦町の一部	耕作地 民家 市道	
30	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	半城本村海岸 薄井地区 (壱岐市郷ノ浦町半城本村触字薄井993~995)	護岸 (水門等)	○	118	+3.3	118		郷ノ浦町の一部	耕作地	
31	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	大浦海岸 松崎地区 (壱岐市郷ノ浦町大浦触字倉置1323~1333)	護岸 (水門等)	○	110	+3.3	110		郷ノ浦町の一部	耕作地 民家 市道	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
32	彦根市	長崎県 (農村振興局)	大浦海岸 遠見地区 (彦根市郷ノ浦町大浦触字遠見1～字大浦129)	堤防 (水門等)	○	215	+3.3	215		郷ノ浦町の一部	耕作地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
33	彦根市	長崎県 (農村振興局)	半城大浦崎海岸 崎山地区 (彦根市郷ノ浦町半城大浦触字土肥崎2101～569)	堤防 (水門等)	○	113	+3.3	113	～+5.57m	郷ノ浦町の一部	耕作地	
34	彦根市	長崎県 (農村振興局)	大浦海岸 御津地区 (彦根市郷ノ浦町大浦触字崎山564～有安触字灘2)	護岸 (水門等) 突堤	○ ○	368 1基 36m	+3.3 —	368 1基 36m		郷ノ浦町の一部	耕作地 —	
35	彦根市	長崎県 (農村振興局)	有安海岸 海曲地区 (彦根市郷ノ浦町有安触字海曲1396～字森旅1)	護岸 突堤	○ ○	1,807 3基 130m	+3.3 —	1,807 3基 130m	～+2.91m	郷ノ浦町の一部	農地 なし —	
36	彦根市	長崎県 (農村振興局)	立石海岸 刈田院地区 (彦根市勝本町立石西触字刈田院993～991)	堤防 (水門等)	○	183	+3.3	183		勝本町の一部	耕作地 県道	
37	彦根市	長崎県 (農村振興局)	立石海岸 大柳地区 (彦根市勝本町立石西触字大園220～大柳442)	堤防	○	220	+3.3	220		勝本町の一部	耕作地	
38	彦根市	長崎県 (農村振興局)	本宮南海岸 桶田地区 (彦根市勝本町本宮南触字桶田575～1332-1)	堤防	○	572	+3.3	572		勝本町の一部	耕作地	
39	彦根市	長崎県 (農村振興局)	本宮西海岸 後山地区 (彦根市勝本町本宮仲触字後山919～957)	堤防	○	300	+3.3	300	勝本町の一部	耕作 放棄地		
40	彦根市	長崎県 (農村振興局)	本宮西海岸 鋤崎地区 (彦根市勝本町本宮西触字鋤崎644-イ～638-2)	堤防	○	86	+3.3	86	～+3.81m	勝本町の一部	農地 なし	
41	彦根市	長崎県 (農村振興局)	本宮西海岸 古防地区 (彦根市勝本町本宮西触字古防1335～1337)	堤防	○	138	+3.3	138		勝本町の一部	耕作地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	対馬市	長崎県 (水国局)	三宇田海岸 西泊地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	240m	240m	+2.450	240m	~+3.90	対馬市上対馬町の一部	農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
2	対馬市	長崎県 (水国局)	唐舟志海岸 津和地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	305m	305m	+2.66	305m	~+2.94	対馬市上対馬町の一部	農地	
3	対馬市	長崎県 (水国局)	五根尾海岸 名方浦地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	210m	210m	+0.100	210m		対馬市上対馬町の一部	農地	
4	対馬市	長崎県 (水国局)	茂木浜海岸 茂木地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	595m	595m	+3.050	595m	~+2.18	対馬市上対馬町の一部	宅地 農地	
5	対馬市	長崎県 (水国局)	位ノ端海岸 位ノ端浜地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	2,194m	2,811m	+2.050	2,811m	~+2.02	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
6	対馬市	長崎県 (水国局)	千尋藻海岸 花戸地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	165m	165m	+2.050	165m		対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
7	対馬市	長崎県 (水国局)	幸崎海岸 幸崎地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	870m	870m	+0.080	870m	~+2.24	対馬市美津島町の一部	農地	
8	対馬市	長崎県 (水国局)	安神海岸 ワゴ地区 (対馬市巖原町地先)	護岸	○※	520m	520m	+1.310	520m	~+2.61	対馬市巖原町の一部	農地	
9	対馬市	長崎県 (水国局)	椎根海岸 椎根地区 (対馬市巖原町地先)	護岸	○※	2,200m	2,200m	+3.490	2,200m	~+4.20	対馬市巖原町の一部	農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
10	対馬市	長崎県 (水国局)	阿連海岸 ワシカ地区 (対馬市巖原町地先)	護岸	○※	1,830m	1,830m	+0.500	1,830m	~+4.20	対馬市巖原町の一部	農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
11	対馬市	長崎県 (水国局)	今里海岸 今里地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	2,474m	2,474m	+1.115	2,474m	~+2.68	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
12	対馬市	長崎県 (水国局)	加志海岸 加志浦地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,700m	1,700m	+0.455	1,700m		対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
13	対馬市	長崎県 (水国局)	箕形海岸 箕形浦地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,233m	1,233m	+1.485	1,233m		対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
14	対馬市	長崎県 (水国局)	洲藻浦海岸 洲藻地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	726m	72m	+0.615	72m		対馬市美津島町の一部	農地	
15	対馬市	長崎県 (水国局)	玉調海岸 大山久須保地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,437m	1,351m	+0.775	1,351m	~+3.82	対馬市美津島町の一部	農地	
16	対馬市	長崎県 (水国局)	島山海岸 島山地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,692m	1,692m	+1.275	1,692m		対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
17	対馬市	長崎県 (水国局)	大山海岸 大山地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	887m	887m	+1.495	887m		対馬市美津島町の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
18	対馬市	長崎県 (水国局)	濃部海岸 濃部地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,300m	1,300m	+2.700	1,300m	~+3.32	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
19	対馬市	長崎県 (水国局)	濃部海岸 石原地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	746m	746m	+2.160	746m		対馬市美津島町の一部	農地	
20	対馬市	長崎県 (水国局)	濃部海岸 坂ナシ地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	96m	96m	+2.130	96m		対馬市美津島町の一部	農地	
21	対馬市	長崎県 (水国局)	糸瀬海岸 糸瀬地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	292m	292m	+1.920	292m		対馬市豊玉町の一部	農地	
22	対馬市	長崎県 (水国局)	貝鮎海岸 貝鮎地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	994m	994m	+2.855	994m	~+3.49	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
23	対馬市	長崎県 (水国局)	嵯峨浦海岸 嵯峨地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	1,436m	1,436m	+1.425	1,436m		対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
24	対馬市	長崎県 (水国局)	佐志賀海岸 佐志賀在所地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	620m	620m	+1.095	620m		対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
25	対馬市	長崎県 (水国局)	卯麦海岸 卯麦地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	497m	497m	+2.120	497m		対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
26	対馬市	長崎県 (水国局)	佐保浦海岸 佐保浦地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	1,100m	1,100m	+0.665	1,100m	~+3.49	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
27	対馬市	長崎県 (水国局)	貝口海岸 貝口地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	1,077m	1,077m	+1.355	1,077m		対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
28	対馬市	長崎県 (水国局)	田ノ浜海岸 田ノ浜地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	510m	510m	+2.400	510m	~+4.30	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
29	対馬市	長崎県 (水国局)	刈生海岸 田ノ浜地区 (対馬市上県町地先)	護岸	○※	150m	651m	+0.120	651m	~+2.42	対馬市上県町の一部	農地	
30	対馬市	長崎県 (水国局)	井口浜海岸 佐護北里地区 (対馬市上県町地先)	護岸	○※	650m	650m	+2.150	650m		対馬市上県町の一部	農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	対馬市	長崎県 (港湾局)	比田勝港海岸 西泊地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	890m	771m	+3.384	771m	~+3.90	対馬市上 対馬町の 一部	宅地 農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				離岸堤	○※		2基 100m	—	2基 100m		対馬市上 対馬町の 一部		
2	対馬市	長崎県 (港湾局)	比田勝港海岸 古里地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	2,634m	208m	+0.884	208m		対馬市上 対馬町の 一部	宅地 農地	
3	対馬市	長崎県 (港湾局)	比田勝港海岸 比田勝地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	238m	238m	+1.284	238m		対馬市上 対馬町比 田勝の 一部	宅地	
4	対馬市	長崎県 (港湾局)	比田勝港海岸 網代地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	2,260m	1,404m	+2.684	1,404m	対馬市上 対馬町の 一部	宅地 農地		
5	対馬市	長崎県 (港湾局)	比田勝港海岸 大增地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	630m	630m	+1.584	630m	~+2.94	対馬市上 対馬町の 一部	宅地 農地	
6	対馬市	長崎県 (港湾局)	小茂田港海岸 小茂田地区 (対馬市厳原町地先)	護岸	○※	1,245m	915m	+5.500	915m	~+4.20	対馬市厳 原町の 一部	宅地 農地	
				離岸堤	○※		2基 260m	—	2基 260m		対馬市厳 原町の 一部		
				養浜			314m 15,700m ²	—	314m 15,700m ²		対馬市厳 原町の 一部		
7	対馬市	長崎県 (港湾局)	竹敷港海岸 赤崎地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	340m	333m	+3.468	333m	~+3.82	対馬市美 津島町の 一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
8	対馬市	長崎県 (港湾局)	竹敷港海岸 竹敷地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,569m	1,538m	+3.468	1,538m		対馬市美津島町の一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
9	対馬市	長崎県 (港湾局)	竹敷港海岸 島ノ内地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,063m	157m	+3.468	157m	~+3.82	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
10	対馬市	長崎県 (港湾局)	竹敷港海岸 樽ヶ浜地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	470m	185m	+2.968	185m		対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
11	対馬市	長崎県 (港湾局)	鹿見港海岸 久原地区 (対馬市上県町地先)	護岸	○※	1,185m	1,001m	+2.800	1,001m		対馬市上対馬町の一部	宅地 農地	
12	対馬市	長崎県 (港湾局)	鹿見港海岸 鹿見地区 (対馬市上県町地先)	護岸	○※	1,042m	481m	+2.800	481m	~+3.23	対馬市上県町の一部	宅地 農地	
13	対馬市	長崎県 (港湾局)	佐須奈港海岸 大地地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	895m	70m	+1.650	70m		対馬市上対馬町の一部	宅地 農地	
14	対馬市	長崎県 (港湾局)	佐須奈港海岸 佐須奈地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	1,125m	822m	+1.700	822m	~+2.42	対馬市上県町の一部	宅地 農地	
15	対馬市	長崎県 (港湾局)	曾ノ浦港海岸 位ノ端地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	617m	617m	+2.3	617m	~+2.02	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	対馬市	対馬市 (水産庁)	豊漁港海岸 豊地区 (対馬市上対馬町豊地先)	護岸	○	247.0m	+1.1~1.3	247.0m	~+2.03	対馬市上対馬町の一部	宅地 農地 道路	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
2	対馬市	長崎県 (水産庁)	泉漁港海岸 泉地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	570m	+1.871	570m		対馬市上対馬町の一部	農地 宅地	
3	対馬市	対馬市 (水産庁)	富ヶ浦漁港海岸 富ヶ浦地区 (対馬市上対馬町富ヶ浦地先)	護岸	○	94.0m	+2.0	94.0m	~+2.94	対馬市上対馬町の一部	宅地	
4	対馬市	対馬市 (水産庁)	唐舟志漁港海岸 唐舟志地区 (対馬市上対馬町唐舟志地先)	護岸	○	137.0m	+1.9	137.0m		対馬市上対馬町の一部	宅地	
5	対馬市	対馬市 (水産庁)	浜久須漁港海岸 浜久須地区 (対馬市上対馬町浜久須地先)	護岸	○	664.5m	+1.2~1.7	664.5m		対馬市上対馬町の一部	宅地 農地 道路	
6	対馬市	対馬市 (水産庁)	浜久須漁港海岸 大増地区 (対馬市上対馬町大増地先)	護岸	○	1043.0m	+1.2~1.8	1043.0m		対馬市上対馬町の一部	宅地 農地 道路	
7	対馬市	対馬市 (水産庁)	五根緒漁港海岸 五根緒地区 (対馬市上対馬町五根緒地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	
8	対馬市	長崎県 (水産庁)	小鹿漁港海岸 小鹿地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	173m	+3.266	173m	~+2.18	対馬市上対馬町の一部	農地 宅地	
				突堤	○※	70m	+1.366	70m				

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
9	対馬市	対馬市 (水産庁)	志越漁港海岸 志越地区 (対馬市峰町志越地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
10	対馬市	対馬市 (水産庁)	志多賀漁港海岸 志多賀地区 (対馬市峰町志多賀地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
11	対馬市	長崎県 (水産庁)	佐賀漁港海岸 佐賀地区 (対馬市峰町地先)	護岸	○※	20m	+2.110	20m	~+2.02	対馬市峰町の一部	農地 宅地	
12	対馬市	対馬市 (水産庁)	櫛漁港海岸 櫛地区 (対馬市峰町櫛地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
13	対馬市	対馬市 (水産庁)	千尋藻漁港海岸 千尋藻・戸の浦・鏡川・浦底・横浦地区 (対馬市豊玉町戸の浦・鏡川・横浦地先)	護岸	○	2641.9m	+2.0~3.7	2641.9m	~+2.02	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
14	対馬市	対馬市 (水産庁)	塩浜漁港海岸 塩浜地区 (対馬市豊玉町見世浦地先)	護岸	○	164m	+2.5	164m	~+2.32	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
15	対馬市	対馬市 (水産庁)	賀谷漁港海岸 賀谷地区 (対馬市美津島町賀谷地先)	護岸	○	677.8m	+2.4~3.5	677.8m		対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
16	対馬市	対馬市 (水産庁)	芦ヶ浦漁港海岸 芦ヶ浦地区 (対馬市美津島町芦ヶ浦地先)	護岸	○	2015.1m	+2.5~3.2	2015.1m		対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
17	対馬市	対馬市 (水産庁)	赤島漁港海岸 泊島地区 (対馬市美津島町赤島地先)	護岸	○	596m	+2.7~2.8	596m		対馬市美津島町の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
18	対馬市	対馬市 (水産庁)	住吉漁港海岸 住吉地区 (対馬市美津島町住吉地先)	護岸	○	187m	+2.4~2.5	187m	~+2.24	対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
19	対馬市	長崎県 (水産庁)	鴨居瀬漁港海岸 飛渡地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	60m	+1.610	60m		対馬市美津島 町の一部	農地	
20	対馬市	長崎県 (水産庁)	鴨居瀬漁港海岸 鴨居瀬地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	2,260m	+3.210	2,260m		対馬市美津島 町の一部	農地	
21	対馬市	長崎県 (水産庁)	鴨居瀬漁港海岸 小船越地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	357m	+2.510	357m		対馬市美津島 町の一部	農地 宅地	
22	対馬市	長崎県 (水産庁)	鴨居瀬漁港海岸 畠ヶ浦地区 (対馬市美津島町地先)	—	—	—	—	—		—	—	
23	対馬市	長崎県 (水産庁)	三浦湾漁港海岸 犬吠地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	135m	+2.774	135m	~+2.24	対馬市美津島 町の一部	農地 宅地	
24	対馬市	長崎県 (水産庁)	三浦湾漁港海岸 万閑地区 (対馬市美津島町久須保地先)	護岸	○※	201m	+2.774	201m		対馬市美津島 町の一部	農地 宅地	
25	対馬市	長崎県 (水産庁)	三浦湾漁港海岸 久須保地区 (対馬市美津島町久須保地先)	護岸	○※	33m	+2.774	33m		対馬市美津島 町の一部	農地 宅地	
26	対馬市	長崎県 (水産庁)	三浦湾漁港海岸 緒方地区 (対馬市美津島町緒方地先)	護岸	○※	20m	+2.774	20m		対馬市美津島 町の一部	農地 宅地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
27	対馬市	対馬市 (水産庁)	大船越漁港海岸 大船越地区 (対馬市美津島町大船越地先)	護岸		145m	+3.8~5.0	145m	~+3.82	対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○	1379m	+3.0~3.2	1379m		対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	
28	対馬市	対馬市 (水産庁)	高浜漁港海岸 高浜地区 (対馬市美津島町難知地先)	護岸	○	253m	+1.0~2.7	253m	~+6.15	対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	
29	対馬市	対馬市 (水産庁)	根緒漁港海岸 根緒地区 (対馬市美津島町根緒原陰地先)	護岸	○	27m	+2.7	27m		対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	
30	対馬市	長崎県 (水産庁)	阿須湾漁港海岸 曲地区 (対馬市厳原町曲地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
31	対馬市	長崎県 (水産庁)	阿須湾漁港海岸 南室地区 (対馬市厳原町南室地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
32	対馬市	長崎県 (水産庁)	阿須湾漁港海岸 阿須地区 (対馬市厳原町東里地先)	離岸堤	○※	1基 50m	+4.070	1基 50m	~+6.15	対馬市厳原町 の一部	農地 宅地	
33	対馬市	対馬市 (水産庁)	尾浦漁港海岸 尾浦地区 (対馬市厳原町尾浦地先)	護岸	○	326.4m	+5.5	326.4m	~+2.61	対馬市厳原町 の一部	宅地 農地	
				離岸堤	○	1基 171.4m	—	1基 171.4m		—		
				突堤	○	2基 78m	—	2基 78m		—		
34	対馬市	対馬市 (水産庁)	安神漁港海岸 安神地区 (対馬市厳原町大米地先)	護岸	○	227.5m	+6.5	227.5m	対馬市厳原町 の一部	宅地 農地		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
35	対馬市	対馬市 (水産庁)	久和漁港海岸 久和地区 (対馬市厳原町浜側地先)	護岸	○	338m	+2.4~3.5	338m	~+2.61	対馬市厳原町 の一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
36	対馬市	対馬市 (水産庁)	内院漁港海岸 内院地区 (対馬市厳原町内院在家地先)	護岸	○	260m	+7.0	260m	~+3.21	対馬市厳原町 の一部	宅地 農地	
				離岸堤	○	1基 70m	—	1基 70m		—	—	
37	対馬市	長崎県 (水産庁)	豆酸漁港海岸 浅藻地区 (対馬市厳原町浅藻地先)	護岸	◎※	823m	+3.643	823m		対馬市厳原町 の一部	農地 宅地	
38	対馬市	長崎県 (水産庁)	豆酸漁港海岸 豆酸地区 (対馬市厳原町豆酸地先)	護岸	◎※	220m	+5.205	220m		対馬市厳原町 の一部	農地	
				離岸堤	◎※	1基 178m	—	1基 178m		対馬市厳原町 の一部	農地	
				突堤	◎※	100m	—	100m		対馬市厳原町 の一部	農地	
39	対馬市	対馬市 (水産庁)	瀬漁港海岸 瀬地区 (対馬市厳原町瀬地先)	—	—	—	—	—		—	—	—
40	対馬市	長崎県 (水産庁)	久根浜漁港海岸 久根浜地区 (対馬市厳原町久根浜地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
41	対馬市	対馬市 (水産庁)	上槻漁港海岸 上槻地区 (対馬市厳原町上槻在家地先)	護岸	○	215m	+8.0	215m	~+4.20	対馬市厳原町 の一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
42	対馬市	対馬市 (水産庁)	阿連漁港海岸 阿連地区 (対馬市厳原町阿連地先)	護岸	○	229m	+7.0	229m		対馬市厳原町 の一部	宅地 農地	
43	対馬市	対馬市 (水産庁)	尾崎漁港海岸 尾崎地区 (対馬市美津島町尾崎地先)	護岸	○	263m	+3.7	263m	~+2.68	対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	
44	対馬市	対馬市 (水産庁)	西海漁港海岸 今里地区 (対馬市美津島町今里地先)	護岸	○	157.0m	+2.3	157.0m		対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	
45	対馬市	対馬市 (水産庁)	西海漁港海岸 吹崎地区 (対馬市美津島町吹崎地先)	護岸	○	221.4m	+2.5~5.2	221.4m		対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	
46	対馬市	対馬市 (水産庁)	西海漁港海岸 昼ヶ浦地区 (対馬市美津島町昼ヶ浦地先)	護岸	○	26.5m	+3.1	26.5m		対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	
47	対馬市	対馬市 (水産庁)	唐崎漁港海岸 (唐州地区) 唐州・廻・妙見地区 (対馬市豊玉町唐州・廻・妙見地先)	護岸	○	1096m	+2.7~4.5	1096m	~+2.04	対馬市豊玉町 の一部	宅地 農地	
48	対馬市	対馬市 (水産庁)	小綱漁港海岸 小綱地区 (対馬市豊玉町小綱地先)	護岸	○	970m	+2.3~3.0	970m	~+4.30	対馬市豊玉町 の一部	宅地 農地	
49	対馬市	対馬市 (水産庁)	銘漁港海岸 銘地区 (対馬市豊玉町銘地先)	護岸	○	660.5m	+2.6~4.5	660.5m		対馬市豊玉町 の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
50	対馬市	対馬市 (水産庁)	三根漁港海岸 賀佐地区 (対馬市峰町賀佐地先)	護岸	○	195.0m	+0~2.5	195.0m	~+4.30	対馬市峰町の 一部	宅地 農地	*堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
			三根漁港海岸 狩尾地区 (対馬市峰町狩尾地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
51	対馬市	対馬市 (水産庁)	木坂漁港海岸 木坂地区 (対馬市峰町木坂地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	*突堤・離岸堤
52	対馬市	対馬市 (水産庁)	青海漁港海岸 青海地区 (対馬市峰町青海地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
53	対馬市	対馬市 (水産庁)	津柳漁港海岸 津柳地区 (対馬市峰町津柳地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	*水門
54	対馬市	対馬市 (水産庁)	越高漁港海岸 御園地区 (対馬市上県町御園地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	定期的な点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
			越高漁港海岸 越高地区 (対馬市上県町越高地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
55	対馬市	長崎県 (水産庁)	伊奈漁港海岸 伊奈地区 (対馬市上県町地先)	護岸	◎※	165m	+3.240	165m	~+3.23	対馬市上県町の 一部	農地 宅地	
56	対馬市	長崎県 (水産庁)	伊奈漁港海岸 志多留地区 (対馬市上県町地先)	護岸	◎※	165m	+3.240	165m		対馬市上県町の 一部	農地 宅地	
57	対馬市	対馬市 (水産庁)	佐護湊漁港海岸 佐護地区 (対馬市上県町佐護地先)	堤防	○	119.4m	+2.5	119.4m	~+2.42	対馬市上県町の 一部	宅地 道路	
				護岸	○	159.3m	+3.4~3.7	159.3m		対馬市上県町の 一部	宅地 道路	
58	対馬市	対馬市 (水産庁)	西津屋漁港海岸 西津屋地区 (対馬市上県町西津屋地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	
59	対馬市	対馬市 (水産庁)	大浦漁港海岸 大浦地区 (対馬市上対馬町大浦地先)	護岸	○	1052.0m	+1.4~2.1	1052.0m	~+2.42	対馬市上対馬 町の一部	宅地 農地 道路	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 瀧浜③ (対馬市上対馬町大字鰐浦字瀧浜222-1 ~231-1)	護岸	○	81 m	—	81 m	~+2.03	上対馬町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的な点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保す る。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的な点検・評 価を実施し、必要に応じてブロッ クの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
2	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 鬼ヶ崎 (対馬市上対馬町大字鰐浦字鬼ヶ崎80~ 60)	護岸	○	68 m	—	68 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
3	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 瀧浜② (対馬市上対馬町大字鰐浦字瀧浜232~ 245)	護岸	○	25 m	—	25 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
4	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 瀧浜① (対馬市上対馬町大字鰐浦字瀧浜235~ 245)	護岸	○	61 m	—	61 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
5	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 鰐場② (対馬市上対馬町大字鰐浦字鰐場304~ 312)	護岸	○	95 m	—	95 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
6	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 カキセ② (対馬市上対馬町大字鰐浦字カキセ1129 ~1098-3)	護岸	○	212 m	—	212 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
7	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 菅ノ浦 (対馬市上対馬町大字鰐浦字菅ノ浦 1311-1~1276)	護岸	○	89 m	—	89 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
8	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 久松① (対馬市上対馬町大字鰐浦字久松1351- イ~1320-1)	護岸	○	68 m	—	68 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
9	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 久松② (対馬市上対馬町大字鰐浦字久松1412-1 ~1351-2)	護岸	○	257 m	—	257 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
10	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 落手井戸 (対馬市上対馬町大字鰐浦字落手井戸 陽1710~宇美水の本1415-1)	護岸	○	508 m	—	508 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
11	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 豊地区 落井戸 (対馬市上対馬町豊字落井戸1492~ 1452-1)	護岸	○	622 m	—	622 m	~+2.03	上対馬町の 一部	耕作放棄地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				突堤	○	1基 134m	—	1基 134m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
12	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 豊地区 深浦 (対馬市上対馬町大字豊字深浦イ112~ 174)	護岸	○	531 m	—	531 m	~+2.94	上対馬町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		7ヶ所	—	7ヶ所		—	—	
13	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 唐舟志地区 コフノ採 (対馬市上対馬町唐船志字コフノ採912)	護岸	○	62 m	—	62 m	~+2.94	上対馬町の 一部	耕作放棄地	
14	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 唐舟志地区 瀬戸 (対馬市上対馬町唐船志字瀬戸11)	護岸	○	103 m	—	103 m	~+2.18	上対馬町の 一部	耕作放棄地	
15	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 志多賀地区 椎ノ浦 (対馬市峰町大字佐賀字竹ノ浦873~878)	護岸	○	61 m	—	61 m	—	峰町の一部	耕作放棄地	
16	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 志多賀地区 鹿ノ浦 (対馬市峰町大字志多賀字鹿ノ浦749)	自然護岸		—	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地	
17	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 櫛地区 トクエ (対馬市峰町大字櫛字トクエ316~378)	護岸	○	338 m	—	338 m	~+2.02	峰町の一部	耕作放棄地	
18	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 櫛地区 ラロノ浦 (対馬市峰町大字櫛字オロノ浦904~408)	堤防	○	94 m	—	94 m		峰町の一部	耕作放棄地	
				護岸	○	296 m	—	296 m		—	—	
				水門 (樋門)		2基	—	2基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所	—	—		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
19	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 櫛地区 一里ヶ浦 (対馬市峰町大字櫛字一里ヶ浦441～442)	護岸	○	233 m	—	233 m	～+2.02	峰町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
20	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 佐賀地区 竹ノ浦 (対馬市峰町佐賀字竹ノ浦873～878)	護岸	○	347 m	—	347 m		峰町の一部	耕作放棄地	
21	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 佐賀地区 水ヶ浦 (対馬市峰町大字佐賀字水ヶ浦862～871)	護岸	○	149 m	—	149 m		峰町の一部	耕作放棄地	
22	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 佐賀地区 飯盛 (対馬市峰町大字佐賀字飯盛851～860)	護岸	○	188 m	—	188 m		峰町の一部	耕作放棄地	
23	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸 千尋藻地区 船カクシ (対馬市豊玉町大字チロモ字船カクシ1513～ロ-521)	護岸	○	30 m	—	30 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
24	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸 曾地区 ナギハマ (対馬市豊玉町大字曾字ナギハマ534-3～字アノ瀬604)	護岸	○	349 m	—	349 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
25	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸 横浦地区 元横浦 (対馬市豊玉町横浦字元横浦227-218)	護岸	○	226 m	—	226 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				突堤	○	1基 38m	—	1基 38m				
26	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸 横浦地区 白子 (対馬市豊玉町横浦字白子9～12-2)	護岸	○	311 m	—	311 m	～+2.32	豊玉町の一部	耕作放棄地	
27	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 芦ヶ浦地区 雷 (対馬市美津島町芦浦字雷368-16～364-1)	護岸	○	106 m	—	106 m		美津島町の一部	耕作放棄地	
28	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 芦ヶ浦地区 大島 (対馬市美津島町芦浦字大畑352-1)	自然護岸		—	—	—	—	美津島町の一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
29	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 芦ヶ浦地区 ニツテ (対馬市美津島町芦浦字フタツテ345～344)	自然護岸		—	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
30	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 竹崎① (対馬市美津島町鴨居瀬字大竹崎554-2～558-3)	護岸	○	160 m	—	160 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
31	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 竹崎② (対馬市美津島町鴨居瀬字竹崎544～547)	護岸	○	182 m	—	182 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				突堤	○	1基 20m	—	1基 20m	—	—		
32	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 カラス水 (対馬市美津島町鴨居瀬字烏水467～477)	護岸	○	94 m	—	94 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
33	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 コウノ浦 (対馬市美津島町鴨居瀬字住吉491)	護岸	○	20 m	—	20 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
34	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 乗越 (対馬市美津島町鴨居瀬字乗越500-ニ～513)	護岸	○	99 m	—	99 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
35	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 鯨浦 (対馬市美津島町鴨居瀬字鯨浦670-2)	護岸	○	30 m	—	30 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
36	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 東深浦 (対馬市美津島町鴨居瀬字深浦659～572)	護岸	○	40 m	—	40 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
37	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 鴨居瀬① (対馬市美津島町鴨居瀬字海落593)	護岸	○	43 m	—	43 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
38	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 鴨居瀬② (対馬市美津島町鴨居瀬字海落588-1)	護岸	○	32 m	—	32 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
39	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 幸崎 (対馬市美津島町鴨居瀬字コウ崎615～628-2)	護岸	○	112 m	—	112 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	

～+2.24

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
40	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 スカノ浜 (対馬市美津島町鴨居瀬字スカノ濱647~ 649)	護岸	○	127 m	—	127 m	~+2.24	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保す る。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロッ クの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
41	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 海落② (対馬市美津島町鴨居瀬字海落597-1~ 593)	護岸	○	46 m	—	46 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
42	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 ホソコ浦 (対馬市美津島町鴨居瀬字ホソコ浦605)	護岸	○	62 m	—	62 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
43	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 加瀬浦 (対馬市美津島町小船越25)	護岸	○	55 m	—	55 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
44	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 加瀬浦② (対馬市美津島町小船越9~11-2)	護岸	○	186 m	—	186 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
45	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 加瀬浦③ (対馬市美津島町小船越12)	護岸	○	49 m	—	49 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
46	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 千切① (対馬市美津島町小船越字千切327-8~ 327-4外4)	護岸	○	49 m	—	49 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
47	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 千切② (対馬市美津島町小船越字千切327-13~ 330)	自然護岸		—	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
48	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 イトリ小島 (対馬市美津島町小船越34)	護岸	○	75 m	—	75 m	~+2.24	美津島町の 一部	耕作放棄地	
49	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 大志度路西ビラ (対馬市美津島町小船越133-6に隣接す る道路~80-1)	護岸	○	67 m	—	67 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所	—	—		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
50	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 中の浦① (対馬市美津島町犬吠280~287)	護岸	○	166 m	—	166 m	~+2.24	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
51	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 中の浦② (対馬市美津島町犬吠301~303-口)	自然護岸		—	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
52	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 中の浦③ (対馬市美津島町犬吠288)	護岸	○	44 m	—	44 m	~+2.24	美津島町の 一部	耕作放棄地	
53	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 中の浦④ (対馬市美津島町犬吠297)	護岸	○	108 m	—	108 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
54	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 入道ヶ浦① (対馬市美津島町犬吠241~254)	堤防	○	60 m	—	60 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
55	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 入道ヶ浦② (対馬市美津島町犬吠264-3~273)	護岸	○	121 m	—	121 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
56	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 緒方地区 モド (対馬市美津島町緒方8~25)	護岸	○	345 m	—	345 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
57	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 久須保地区 水の浦 (対馬市美津島町久須保39)	護岸	○	50 m	—	50 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
58	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 緒方地区 ウゼ (対馬市美津島町緒方321)	堤防	○	25 m	—	25 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
59	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 緒方地区 源八 (対馬市美津島町緒方39~46-13)	護岸	○	139 m	—	139 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
60	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 緒方地区 モド越① (対馬市美津島町緒方75)	堤防	○	65 m	—	65 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
61	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 緒方地区 モド越② (対馬市美津島町緒方54~61)	自然護岸		—	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
62	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 久須保地区 万関 (対馬市美津島町久須保804-1~813-1)	堤防	○	32 m	—	32 m	~+3.82	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保す る。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロッ クの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
63	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 ムツロ (対馬市美津島町大船越109~120)	堤防	○	123 m	—	123 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
64	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 ムツロ① (対馬市美津島町大船越94-6~95-2)	堤防	○	32 m	—	32 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
65	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 ムツロ② (対馬市美津島町大船越86-1~94-3)	堤防	○	31 m	—	31 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所	—	—		
66	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 コノセ (対馬市美津島町大船越60~63)	堤防	○	42 m	—	42 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	1基	—	—		
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所	—	—		
67	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 コノセ① (対馬市美津島町大船越6~63)	堤防	○	56 m	—	56 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	1基	—	—		
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所	—	—		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
68	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 コノセ② (対馬市美津島町大船越18~56)	堤防	○	46 m	—	46 m	~+3.82	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
69	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 炭焼 (対馬市美津島町大船越18~20)	堤防	○	52 m	—	52 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
70	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 竹敷地区 白連江 (対馬市美津島町竹敷636-3)	堤防	○	76 m	—	76 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
71	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 洲藻地区 血浦 (対馬市美津島町洲藻973~939)	堤防	○	46 m	—	46 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				護岸	○	133 m	—	133 m		—	—	
72	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 久須ヶ浜 (対馬市美津島町鶏知872-2~683)	堤防	○	239 m	—	239 m		~+6.15	美津島町の 一部	
				護岸	○	111 m	—	111 m	—		—	
				突堤	○	1基	—	1基	—		—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基	—		—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所	—		—	
73	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 太田浦 (対馬市美津島町鶏知32~262-1)	護岸	○	821 m	—	821 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		
74	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 長板 (対馬市美津島町鶏知410-411~461-6)	堤防	○	39 m	—	39 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	1基	—	—		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
75	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 ナイラ① (対馬市美津島町鶏知26-4~27)	護岸	○	28 m	—	28 m	~+6.15	美津島町の 一部	耕作放棄地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
76	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 ナイラ② (対馬市美津島町鶏知10-11~24)	護岸	○	35 m	—	35 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
77	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 鍵谷原 (対馬市美津島町鶏知479)	堤防 水門 (樋門)	○	67 m 1基	— —	67 m 1基		美津島町の 一部 —	耕作放棄地 —	
78	海岸保全区域の廃止による欠番											
79	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 尾崎地区 採ノ口 (対馬市美津島町尾崎667)	護岸	○	56 m	—	56 m	~+2.68	美津島町の 一部	耕作放棄地	
80	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 尾崎地区 木ノ木庭 (対馬市美津島町尾崎599~624)	護岸	○	213 m	—	213 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
81	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 加志地区 名越平原 (対馬市美津島町加志735~746-1)	堤防	○	652 m	—	652 m		美津島町の 一部	耕作地	
				水門 (樋門) 水門 (陸閘)		1基 2ヶ所	— —	1基 2ヶ所		— —	— —	
82	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸加志地区 松浦 (対馬市美津島町加志36-2~40-1)	自然護岸		—	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
83	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 長浜 (対馬市美津島町吹崎333-1~362)	護岸	○	749 m	—	749 m	~+2.68	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門) 水門 (陸閘)		1基 2ヶ所	— —	1基 2ヶ所		— —	— —	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
84	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 釣ヤリ (対馬市美津島町吹崎271-1~287)	護岸	○	170 m	—	170 m	~+2.68	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (樋門)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
85	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 シワイド (対馬市美津島町吹崎296~289-1)	護岸	○	55 m	—	55 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
86	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 シマブリ (対馬市美津島町吹崎304-1~309)	護岸	○	163 m	—	163 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
87	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 犬ヶ首 (対馬市美津島町吹崎321~326)	護岸	○	77 m	—	77 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
88	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 大筒① (対馬市美津島町吹崎382-1~400-1)	護岸	○	108 m	—	108 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
89	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 大筒② (対馬市美津島町吹崎454~472-2)	護岸	○	138 m	—	138 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
90	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸箕形地区 大苗 (対馬市美津島町箕形326-1~362)	護岸	○	289 m	—	289 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
91	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸箕形地区 タガエ (対馬市美津島町箕形286~288)	護岸	○	96 m	—	96 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所	—	—		
92	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸箕形地区 槻キ河内 (対馬市美津島町箕形38)	護岸	○	62 m	—	62 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		
93	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸箕形地区 クヤン畠 (対馬市美津島町箕形21-1~25)	護岸	○	145 m	—	145 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		
94	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸箕形地区 赤隈 (対馬市美津島町箕形7-3~8)	護岸	○	179 m	—	179 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (陸閘)		4ヶ所	—	4ヶ所	—	—		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
95	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸洲藻地区 粽木庭 (対馬市美津島町洲藻12)	護岸	○	72 m	—	72 m	~+2.68	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
96	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸洲藻地区 イカノ原 (対馬市美津島町洲藻19)	護岸	○	79 m	—	79 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
97	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 坂ナシ (対馬市美津島町黒瀬371~492)	護岸	○	170 m	—	170 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
98	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 蔵内 (対馬市美津島町黒瀬493)	堤防	○	141 m	—	141 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
99	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 剝越 (対馬市美津島町黒瀬117)	自然護岸		—	—	—		美津島町の 一部	耕作放棄地	
100	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 テイノ浦 (対馬市美津島町黒瀬90-93~98-100)	護岸		182 m	—	182 m	~+2.68	美津島町の 一部	耕作放棄地	
101	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 滝ノ浦 (対馬市美津島町黒瀬42-5~75)	護岸		73 m	—	73 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
102	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 ホリエ (対馬市美津島町黒瀬6-2~20)	護岸	○	89 m	—	89 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
103	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 面天奈 (対馬市美津島町黒瀬1-22~1-24)	堤防	○	159 m	—	159 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
104	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 岩屋 (対馬市美津島町黒瀬145)	護岸	○	173 m	—	173 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
105	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸屋ヶ浦地区 大平 (対馬市美津島町屋ヶ浦157-1~159-3)	護岸	○	106 m	—	106 m	~+3.82	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
106	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸屋ヶ浦地区 飯盛 (対馬市美津島町屋ヶ浦162~177)	護岸	○	386 m	—	386 m		美津島町の 一部	耕作地	
107	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸竹敷地区 深浦 (対馬市美津島町竹敷4-11~4-135)	護岸	○	670 m	—	670 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
108	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸竹敷地区 由理越 (対馬市美津島町竹敷4-163~4-170)	護岸	○	370 m	—	370 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
109	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 狭瀬戸 (対馬市美津島町島山197)	堤防	○	58 m	—	58 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
110	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 御所ノ浦 (対馬市美津島町島山181~185-1)	堤防	○	61 m	—	61 m		美津島町の 一部	耕作地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
111	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 平野① (対馬市美津島町島山157-1~156-1)	堤防	○	34 m	—	34 m		美津島町の 一部	耕作地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
112	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 平野② (対馬市美津島町島山132~184)	堤防	○	5 m	—	5 m		美津島町の 一部	耕作地 民家 農道	
				護岸	○	41 m	—	41 m	—	—		
				水門 (樋門)		1基	—	1基	—	—		
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所	—	—		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
113	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 江の内 (対馬市美津島町島山224~240)	堤防	○	87 m	—	87 m	~+3.82	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保す る。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロッ クの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
114	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 塔の浦 (対馬市美津島町島山247)	堤防	○	25 m	—	25 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
115	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 島山 (対馬市美津島町島山252~257-1)	堤防	○	84 m	—	84 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
116	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 赤崎 (対馬市美津島町島山267~269)	護岸	○	59 m	—	59 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
117	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 屋敷畑 (対馬市美津島町島山295~303)	護岸	○	41 m	—	41 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
118	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 曲網代 (対馬市美津島町島山304~323)	堤防	○	55 m	—	55 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
119	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 環わだ (対馬市美津島町島山350~368)	護岸	○	61 m	—	61 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	1基	—	—		
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所	—	—		
120	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 大クスギ (対馬市美津島町島山379~383)	護岸	○	110 m	—	110 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
121	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 網打 (対馬市美津島町島山239)	護岸	○	70 m	—	70 m	~+3.82	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	
122	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 弘法浦 (対馬市美津島町島山418~419-1)	堤防	○	114 m	—	114 m		美津島町の 一部	耕作放棄地		
123	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 オシガ浦 (対馬市美津島町島山111~92)	堤防	○	61 m	—	61 m		美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—		
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—		
124	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 大クヌギ② (対馬市美津島町島山387~393-24)	堤防	○	31 m	—	31 m		美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—		
125	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 籠 (対馬市美津島町島山200-3~198)	護岸	○	66 m	—	66 m		美津島町の 一部	耕作放棄地		
126	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 真ノ浦 (対馬市美津島町大山100)	堤防	○	194 m	—	194 m		~+3.32	美津島町の 一部		耕作放棄地
				水門 (樋門)		1基	—	1基			—		—
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所	—		—		
127	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 海落① (対馬市美津島町大山440~458)	堤防	○	192 m	—	192 m	~+3.32	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—		
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
128	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 和田の浦① (対馬市美津島町大山391~406)	堤防	○	92 m	—	92 m	~+3.32	美津島町の 一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		4ヶ所	—	4ヶ所		—	—	
129	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 和田の浦② (対馬市美津島町大山366~388)	堤防	○	138 m	—	138 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
130	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 和田の浦③ (対馬市美津島町大山301~352)	堤防	○	710 m	—	710 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		6ヶ所	—	6ヶ所		—	—	
131	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 仁田崎 (対馬市美津島町大山256~280)	護岸	○	168 m	—	168 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
132	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 家深浦 (対馬市美津島町大山855-2~855-2)	護岸	○	77 m	—	77 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所	—	—		
133	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 マフ (対馬地美津島町大山91~99-1)	護岸	○	221 m	—	221 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所	—	—		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「○」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法			
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況				
134	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 下隅 (対馬市美津島町大山756~782)	堤防	○	88 m	—	88 m	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。				
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—		—			
135	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 下隅② (対馬市美津島町大山94~796)	護岸	○	86 m	—	86 m		美津島町の 一部		耕作放棄地			
				水門 (樋門)		1基	—	1基				—	—		
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所				—	—		
136	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 大千切 (対馬市美津島町大山字千切ノ内2~12-1)	護岸	○	120 m	—	120 m				美津島町の 一部	耕作放棄地		
137	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 網掛① (対馬市美津島町濃部字網掛27~30)	堤防	○	103 m	—	103 m					美津島町の 一部	耕作放棄地	
				護岸	○	54 m	—	54 m						—	—
				水門 (樋門)		1基	—	1基						—	—
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所						—	—
138	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 網掛② (対馬市美津島町濃部字網掛32-1)	堤防	○	50 m	—	50 m						美津島町の 一部	耕作放棄地
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所							—

~+3.32

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
139	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 橘① (対馬市美津島町濃部字網掛43～55)	堤防	○	117 m	—	117 m	～+3.32	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保す る。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロッ クの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
				護岸	○	52 m	—	52 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
140	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 濃部浦① (対馬市美津島町濃部字濃部浦ノ内67)	護岸	○	83 m	—	83 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
141	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 濃部浦② (対馬市美津島町濃部字濃部浦ノ内86)	護岸	○	74 m	—	74 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
142	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 濃部浦③ (対馬市美津島町濃部字濃部浦ノ内104 ～105)	護岸	○	71 m	—	71 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所	—	—		
143	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 石原 (対馬市美津島町濃部字石原225)	護岸	○	43 m	—	43 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	1基	—	—		
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所	—	—		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
144	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 濃部 (対馬市美津島町濃部字サカナシ253)	護岸	○	67 m	—	67 m	～+3.32	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保す る。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロ ックの補充等による適切な維持 ・修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
145	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 柳ヶ浦 (対馬市美津島町濃部字柳ヶ浦315)	護岸	○	79 m	—	79 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
146	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 大シン浦 (対馬市美津島町濃部字林408～ヲラシ ンナ451)	護岸	○	137 m	—	137 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		6ヶ所	—	6ヶ所		—	—	
147	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 呼崎 (対馬市美津島町濃部字ヨブ崎495)	堤防	○	20 m	—	20 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				護岸	○	73 m	—	73 m				
				水門 (樋門)		1基	—	1基				
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所				
148	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 ニヶ浦 (対馬市美津島町濃部字乙ヶ浦522～ 524)	護岸	○	64 m	—	64 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	1基				
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所				
149	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 小島亀浦① (対馬市美津島町濃部字小島亀浦544～ 553)	堤防	○	51 m	—	51 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所			—	—

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
150	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 小島亀浦② (対馬市美津島町濃部字小島亀浦560)	護岸	○	66 m	—	66 m	～+3.32	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保す る。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロッ クの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
151	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 シラカタ (対馬市美津島町濃部字シラカタ583～ 611)	護岸	○	658 m	—	658 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		7ヶ所	—	7ヶ所		—	—	
152	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 源太浦 (対馬市美津島町濃部字源太浦583～ 611)	護岸	○	132 m	—	132 m		美津島町の 一部	耕作地 民家	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
153	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 千切③ (対馬市美津島町大山字千切10)	護岸	○	99 m	—	99 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
154	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 京ヶ島 (対馬市美津島町濃部字京ヶ島8～9)	護岸	○	176 m	—	176 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
155	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 網掛③ (対馬市美津島町濃部字網掛30-3～30- 1)	護岸	○	50 m	—	50 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		
156	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 長崎② (対馬市美津島町濃部字長崎623～626)	護岸	○	80 m	—	80 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		
157	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 橘② (対馬市美津島町濃部字橘58～61)	護岸	○	123 m	—	123 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		
158	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 ヒコモリ (対馬市美津島町濃部字ヒコモリ487-1～ 480-1)	護岸	○	65 m	—	65 m	美津島町の 一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	1基	—	—		
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所	—	—		

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
159	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 林 (対馬市美津島町濃部字林406～399-1)	護岸	○	95 m	—	95 m	～+3.32	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保す る。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロ ックの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
160	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 林第一 (対馬市美津島町濃部字林393-2～398)	護岸	○	52 m	—	52 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
161	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 林第二 (対馬市美津島町濃部字林392-2)	堤防	○	49 m	—	49 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
162	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸和板地区 和板浜 (対馬市豊玉町和坂字和坂ノ浜15～706)	護岸	○	260 m	—	260 m		豊玉町の 一部	耕作放棄地	
163	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸仁位地区 志賀原 (対馬市豊玉町仁位字志賀原706～宇志 賀原545-2)	護岸	○	288 m	—	288 m		豊玉町の 一部	民家	
				水門 (樋門)		2基	—	2基		—	—	
164	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸糸瀬地区 山木③ (対馬市豊玉町大字糸瀬字山木番外 ～大字和枝志賀原542～)	護岸	○	268 m	—	268 m		豊玉町の 一部	耕作放棄地	
165	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸糸瀬地区 山木① (対馬市豊玉町糸瀬字山木221)	堤防	○	50 m	—	50 m		豊玉町の 一部	耕作放棄地	
166	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸糸瀬地区 山木② (対馬市豊玉町糸瀬字山木220)	護岸	○	47 m	—	47 m		豊玉町の 一部	耕作放棄地	
167	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸糸瀬地区 若松 (対馬市豊玉町糸瀬字若松213～199)	堤防	○	72 m	—	72 m		豊玉町の 一部	耕作放棄地	
168	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸糸瀬地区 ナヤノハマ (対馬市豊玉町糸瀬字向在所152～字ナ ヤノハマ196)	護岸	○	936 m	—	936 m		豊玉町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基	—	—		
169	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝鮎地区 クジラセ (対馬市豊玉町貝鮎字コチマリ451～コ ラクジラセ478)	護岸	○	1,368 m	—	1,368 m	豊玉町の 一部	耕作放棄地		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
170	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝鮒地区 貝鮒 (対馬市豊玉町貝鮒字貝鮒イ263-2)	護岸	○	49 m	—	49 m	~+3.49	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
171	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝鮒地区 スクエ (対馬市豊玉町貝鮒字スクエ212)	護岸	○	51 m	—	51 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
172	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝鮒地区 浦の原 (対馬市豊玉町貝鮒字浦ノ原400~432)	水門 (樋門)		1基	—	1基		豊玉町の一部	耕作放棄地	
173	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 長崎 (対馬市豊玉町嵯峨字長崎176~167-1)	護岸	○	236 m	—	236 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
174	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 高瀬 (対馬市豊玉町大字嵯峨字高瀬90-2~84)	護岸	○	236 m	—	236 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
175	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 浜椿 (対馬市豊玉町嵯峨字浜椿82~物咄75-口)	護岸	○	115 m	—	115 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
176	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 カシゴウ② (対馬市豊玉町嵯峨字カシゴウ73~46)	護岸	○	92 m	—	92 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
177	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 タツノ (対馬市豊玉町嵯峨字タツノ24~19)	護岸	○	221 m	—	221 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
178	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 ミウゴウ② (対馬市豊玉町嵯峨字ミウゴウ168~187)	護岸	○	167 m	—	167 m	豊玉町の一部	耕作放棄地		
179	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 カナカケ② (対馬市豊玉町大字嵯峨字カナカケ499~大字貝鮒字大石浦185)	護岸	○	521 m	—	521 m	豊玉町の一部	耕作放棄地		
180	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 テイノ浦 (対馬市豊玉町大字嵯峨字二の崎224~231)	護岸	○	123 m	—	123 m	豊玉町の一部	耕作放棄地		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
181	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 マナゴ (対馬市豊玉町嵯峨字マナゴ17~16)	堤防	○	64 m	—	64 m	~+3.49	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
182	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 カシゴウ (対馬市豊玉町嵯峨字カシゴウ48-1~66)	護岸	○	42 m	—	42 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
183	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 トウニヤ (対馬市豊玉町嵯峨字トウニヤ39)	護岸	○	307 m	—	307 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
184	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 白セ浦① (対馬市豊玉町嵯峨字白瀬浦93)	護岸	○	40 m	—	40 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
185	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 白セ浦② (対馬市豊玉町嵯峨字白瀬浦101-1)	護岸	○	40 m	—	40 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
186	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 仏の浦 (対馬市豊玉町嵯峨字仏ノ浦125)	堤防	○	59 m	—	59 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸	○	222 m	—	222 m		—	—	
187	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 鯨瀬 (対馬市豊玉町嵯峨字鯨瀬197-2)	護岸	○	70 m	—	70 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
188	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 ミヨウゴウ① (対馬市豊玉町嵯峨字ミヨウゴウ101-2)	護岸	○	51 m	—	51 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
189	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 フル月 (対馬市豊玉町嵯峨字フル月519~520)	堤防	○	62 m	—	62 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所	—	—		
190	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 カナカケ① (対馬市豊玉町嵯峨字カナカケ473-1)	堤防	○	60 m	—	60 m	豊玉町の一部	耕作放棄地		
191	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 有松浦 (対馬市豊玉町大字嵯峨字有松浦144~179)	護岸	○	325 m	—	325 m	豊玉町の一部	耕作放棄地		
192	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 大石 (対馬市豊玉町大字嵯峨字大石イー184~ホ197)	護岸	○	172 m	—	172 m	豊玉町の一部	耕作放棄地		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
193	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 ヒラシロ (対馬市豊玉町大字佐志賀字ヒラシオ 440～399)	堤防	○	36 m	—	36 m	～+3.49	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				護岸	○	62 m	—	62 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
194	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝鮎地区 フカリ (対馬市豊玉町大字嵯峨字カナカケ473-1)	堤防	○	124 m	—	124 m	～+2.30	豊玉町の一部	耕作地 民家	
				護岸	○	70 m	—	70 m		—	—	
				水門 (樋門)		2基	—	2基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
195	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸唐洲地区 アヨウ (対馬市豊玉町大字唐洲アヨウ278～字 山形へ-300)	護岸	○	115 m	—	115 m	豊玉町の一部	耕作放棄地		
196	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸廻地区 エクシ (対馬市豊玉町大字廻字578～581)	護岸	○	60 m	—	60 m	豊玉町の一部	耕作放棄地		
197	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸廻地区 ケコシ (対馬市豊玉町大字廻字ケコシ4075-1～ 409)	護岸	○	56 m	—	56 m	豊玉町の一部	耕作放棄地		
198	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸廻地区 アルモ (対馬市豊玉町大字廻アルモ578～581)	護岸	○	170 m	—	170 m	豊玉町の一部	耕作放棄地		
199	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸廻地区 池田 (対馬市豊玉町廻字池田412～568)	堤防	○	162 m	—	162 m	～+2.04	豊玉町の一部	耕作地	
				護岸	○	261 m	—	261 m		—	—	
				消波堤	○	310 m	—	310 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
200	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸唐洲地区 カイスマ (対馬市豊玉町大字唐洲字カイスマ734～ 字カヂ682)	護岸	○	227 m	—	227 m	～+2.04	豊玉町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
201	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝口地区 テナシ浦 (対馬市豊玉町大字貝口字テナシ浦1- 126～127)	堤防	○	44 m	—	44 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸	○	16 m	—	16 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
202	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝口地区 タクモデ① (対馬市豊玉町貝口字タクモデ324～ 332-第2)	護岸	○	50 m	—	50 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
203	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝口地区 寺浦 (対馬市豊玉町貝口字寺浦153-151)	堤防	○	62 m	—	62 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸	○	73 m	—	73 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
204	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝口地区 大タダ (対馬市豊玉町大字貝口字大タダロ-265 ～293-12)	護岸	○	85 m	—	85 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
205	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝口地区 タクモデ② (対馬市豊玉町大字貝口字タクモデ319)	護岸	○	36 m	—	36 m	豊玉町の一部	耕作放棄地		
206	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 イキシ (対馬市豊玉町大字佐保字イキシ751～ 大字貝口字比須浦194)	護岸	○	391 m	—	391 m	豊玉町の一部	耕作放棄地		
207	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 フロノ (対馬市豊玉町佐保字ヲノクチ790-1)	護岸	○	38 m	—	38 m	豊玉町の一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	1基	—	—		
208	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 瀬入道 (対馬市豊玉町大字佐保字瀬入道786～ 788)	護岸	○	50 m	—	50 m	豊玉町の一部	耕作放棄地		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
209	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 トウノ浦① (対馬市豊玉町佐保字トウノ浦651～638-3)	堤防	○	59 m	—	59 m	～+2.04	豊玉町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○	53 m	—	53 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
210	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 タントウ (対馬市豊玉佐保字タントウ612)	護岸	○	64 m	—	64 m	豊玉町の一部	耕作放棄地	・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
211	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 トウノ浦 (対馬市豊玉町大字佐保字トウノ浦651～651-3)	護岸	○	383 m	—	383 m	豊玉町の一部	耕作放棄地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
212	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸ビワ坂地区 ビワ坂 (対馬市豊玉町佐保字ビワ坂63～スエ791)	堤防	○	44 m	—	44 m	～+3.49	豊玉町の一部	耕作放棄地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○	88 m	—	88 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
213	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 ハトオキ (対馬市豊玉町卯麦ハトオキ1～柿ノ木20)	堤防	○	50 m	—	50 m	～+3.49	豊玉町の一部	耕作放棄地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○	418 m	—	418 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
214	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 糖浜 (対馬市豊玉町卯麦字若木634-2～629-8)	堤防	○	161 m	—	161 m	～+3.49	豊玉町の一部	耕作地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○	295 m	—	295 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
215	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 オロノ浦 (対馬市豊玉町大字卯麦字ヲロノ浦110)	堤防	○	49 m	—	49 m	～+3.49	豊玉町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
216	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 ソウサキ (対馬市豊玉町大字卯麦字ソウサキ83-1)	堤防	○	61 m	—	61 m	~+3.49	豊玉町の一部	耕作放棄地	<p>ついて、定期的な点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
217	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 中山 (対馬市豊玉町大字卯麦字中山31~32)	堤防	○	53 m	—	53 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
218	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 柿ノ木 (対馬市豊玉町大字卯麦字柿ノ木11~13)	540へ取込			—					
219	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 カマクリ (対馬市豊玉町卯麦字カマクリ585~オキナ番外)	堤防	○	39 m	—	39 m		豊玉町の一部	耕作地 民家	
				護岸	○	279 m	—	279 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
220	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 トウセン (対馬市豊玉町卯麦字トウセン78)	護岸	○	64 m	—	64 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
221	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 ソノノカマ (対馬市豊玉町大字佐志賀字ソノノカマ207~206)	護岸	○	303 m	—	303 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
222	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 アシジ① (対馬市豊玉町大字佐志賀字アシジ129~169)	堤防	○	106 m	—	106 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸	○	37 m	—	37 m		—	—	
				水門 (樋門)		2基	—	2基	—	—		
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所	—	—		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
223	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 横瀬浦 (対馬市豊玉町大字佐志賀字横瀬浦235 ~254)	堤防	○	62 m	—	62 m	~+3.49	豊玉町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
				護岸	○	40 m	—	40 m		—	—		
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—		
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—		
224	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 ササバ (対馬市豊玉町大字佐志賀字ササバ312 ~348)	堤防	○	122 m	—	122 m		豊玉町の一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—		
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—		
225	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 フタマタ (対馬市豊玉町佐志賀字フタマタ374)	堤防	○	57 m	—	57 m		豊玉町の一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—		
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—		
226	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 ヒラシオ (対馬市豊玉町大字佐志賀字ヒラシオ 399)	538へ取込			—						
227	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 スス (対馬市豊玉町大字佐志賀字スス443)	堤防	○	71 m	—	71 m		豊玉町の一部	耕作放棄地		
				水門 (樋門)		1基	—	1基	—	—			
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所	—	—			
228	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 シナイリ (対馬市豊玉町大字佐志賀字シナイリ 262-1)	堤防	○	51 m	—	51 m	豊玉町の一部	耕作放棄地			
				水門 (樋門)		1基	—	1基	—	—			
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所	—	—			

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
229	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 横瀬浦② (対馬市豊玉町大字佐志賀字横せ浦 ハ-257~イ-257)	護岸	○	102 m	—	102 m	~+3.49	豊玉町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
230	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 アシジ (対馬市豊玉町大字佐志賀字アシジ203- 2~191)	護岸	○	169 m	—	169 m		豊玉町の一部	耕作放棄地		
231	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 在所 (対馬市豊玉町大字佐志賀字在所10~ 在所4)	護岸	○	147 m	—	147 m		豊玉町の一部	耕作放棄地		
232	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 ホシヤリ (対馬市豊玉町大字佐志賀字ホシヤリ 539)	護岸	○	70 m	—	70 m		豊玉町の一部	耕作放棄地		
233	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 大ダマ (対馬市豊玉町大字佐志賀大字大ダマ 225)	護岸	○	45 m	—	45 m		豊玉町の一部	耕作放棄地		
234	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 コサシカ (対馬市豊玉町大字佐志賀字コサシカイ -106~118-1)	護岸	○	271 m	—	271 m		豊玉町の一部	耕作放棄地		
235	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸仁位地区 ヤニヤリ (対馬市豊玉町大字仁位字ヤニヤリイ- 4-4)	堤防	○	62 m	—	62 m		—	—		—
				水門 (樋門)		1基	—	1基					
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所					
236	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸仁位地区 和宮 (対馬市豊玉町大字仁位字和宮51-1)	護岸	○	39 m	—	39 m		豊玉町の一部	耕作放棄地		
237	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸志多浦地区 妙田 (対馬市豊玉町大字志多浦字妙田42~ 64)	護岸	○	98 m	—	98 m	~+2.04	豊玉町の一部	耕作放棄地		
238	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸志多浦地区 トウノ浦② (対馬市豊玉町志多浦字トウノ浦82~72)	護岸	○	105 m	—	105 m		豊玉町の一部	耕作放棄地		
239	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸小綱地区 梅木② (対馬市豊玉町大字小綱字梅木416-9)	護岸	○	149 m	—	149 m	~+4.30	豊玉町の一部	耕作放棄地		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
240	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸小綱地区 梅木① (対馬市豊玉町小綱字梅木372~379-1)	堤防	○	55 m	—	55 m	~+4.30	豊玉町の一部	耕作放棄地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○	104 m	—	104 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
241	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸小綱地区 弓ヶ浦 (対馬市豊玉町小綱字弓ヶ浦471~水ヶ浦421)	堤防	○	108 m	—	108 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸	○	347 m	—	347 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
242	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸銘地区 コチクラ (対馬市豊玉町大字銘字コチクライ-7~カチヤリ80)	護岸	○	476 m	—	476 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
243	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸田地区 根緒先 (対馬市豊玉町大字田字二又64~根尾崎4)	護岸	○	276 m	—	276 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
244	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸田地区 丸島 (対馬市豊玉町大字田字田島107~シリカケ60)	護岸	○	115 m	—	115 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
245	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸田地区 魚入 (対馬市豊玉町田字魚入り110~オモト134)	護岸	○	543 m	—	543 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
246	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸田地区 田浦 (対馬市豊玉町田字フナグラ1098-1~1099-3)	堤防	○	83 m	—	83 m	豊玉町の一部	耕作地 民家		
				護岸	○	34 m	—	34 m	—	—		
				水門 (樋門)		1基	—	1基	—	—		
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所	—	—		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
247	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸田地区 オシタ (対馬市豊玉町大字田字ヲシタ1114～ア カサキ1164)	護岸	○	229 m	—	229 m	～+4.30	豊玉町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
248	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸吉田地区 橋辺 (対馬市峰町大字吉田字橋辺1124-3～ 1120-1)	護岸	○	335 m	—	335 m		峰町の一部	耕作放棄地	
				突堤	○	1基 62m	—	1基 62m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
249	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸吉田地区 カシソプロ (対馬市峰町大字吉田字カシソプロ33-1 ～41-イ)	堤防	○	210 m	—	210 m		峰町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
250	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸佐賀地区 白帽子 (対馬市峰町大字佐賀白帽子4-1)	護岸	○	51 m	—	51 m		峰町の一部	耕作放棄地	
251	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸木坂地区 草場 (対馬市峰町大字木坂字草場548～551)	堤防	○	40 m	—	40 m	峰町の一部	耕作放棄地		
252	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸木坂地区 和原 (対馬市峰町大字木坂字和原564～567)	護岸	○	75 m	—	75 m	～+5.74	峰町の一部	耕作放棄地	
253	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸木坂地区 保利 (対馬市峰町大字木坂字保利568～570)	堤防	○	110 m	—	110 m		峰町の一部	耕作放棄地	
254	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸青海地区 ウシツキ (対馬市峰町大字青海ウシツキ492～ 497)	護岸	○	100 m	—	100 m		峰町の一部	耕作放棄地	
255	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸津柳地区 チンダ (対馬市峰町大字津柳字チンダ334～ 597)	護岸	○	40 m	—	40 m		峰町の一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
256	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上県海岸西津屋地区 立石 (対馬市上県町西津屋字立石2~149)	堤防	○	233 m	—	233 m	~+2.42	上対馬町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、 定期的に点検・評価を実施し、変状の発 生位置や劣化の進行段階に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、定 期的に点検・評価を実施し、必要に応じ てブロックの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○	233 m	—	233 m		—	—	
257	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸大浦地区 白浜 (対馬市上対馬町大浦字白浜段1051~ 1053)	護岸	○	48 m	—	48 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
258	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸大浦地区 白浜段 (対馬市上対馬町大浦字白浜段1051~ 1053)	護岸	○	34 m	—	34 m	上対馬町の 一部	耕作放棄地		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

第IV章 海岸保全に関するその他の重要事項

1. 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画など関連する計画との整合性を確保する。

五島・壱岐・対馬沿岸は総延長 2,287km、隣接する関係市町は 4 市 2 町に及び、本計画策定区域に関する「国土の利用、開発、保全」、「環境保全」、「地域開発」等に関する様々な法律・計画が策定されている。

本海岸保全基本計画は、下記の法律・計画との整合性を図るものとした。

イ. 関連する諸法

・ 海岸整備に関連する諸法

海岸法、港湾法、漁港及び漁場の整備等に関する法律、森林法、道路法、公有水面埋立法、河川法砂防法、社会資本整備重点化法等

・ 環境保全に関する諸法

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律、文化財保護法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、環境基本法、水質汚濁防止法等

ロ. 関連する諸計画

- ・ 社会資本の長期計画（社会資本整備重点計画、漁港漁場整備長期計画、港湾計画、河川整備計画）
- ・ 防災計画
- ・ 地域計画（長崎県長期総合計画、関連市町村総合計画等）
- ・ 長崎県環境基本計画

2. 関係行政機関との連携調整

本海岸保全基本計画策定並びに海岸保全の促進に際しては、海岸管理者を含む下記の行政機関との連携と調整を図る。

イ. 沿岸に隣接する市町（五島〔五島市、新上五島町、小値賀町、佐世保市宇久町〕、壱岐〔壱岐市〕、対馬〔対馬市〕）

ロ. 長崎県（水産部漁港漁場課、農林部農村整備課、土木部港湾課・河川課等）

3. 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じて開催される公聴会などだけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。

また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じて提示するなど、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

イ. 地域住民の意向を計画へ反映させる施策

- ・ 対象市町村の住民、行政担当者のアンケート調査
- ・ 公聴会の実施 等

ロ. 情報公開

- ・ ホームページの開設
- ・ パンフレットの配布 等

ハ. 行政と地域住民やNPOとの連携を図るシステムづくりの推進

4. 調査研究の推進

沿岸域は貴重な生物の生息する環境を保全・創出するために、海岸管理者、研究者などによる地形、気象、海象、生物、海岸での活動など、基礎的な情報を学術的、体系的に収集・整理すると共にその成果を広く提供し、今後の施策形成や技術開発に役立てるものとする。

5. 計画の見直し

本計画策定後において、地域の状況変化や社会経済情勢の変化に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容について、定期的な状況の把握及び評価を実施することを基本とし、その結果に基づき、必要に応じて見直しを行うものとする。また、気候変動の予測には不確実性が伴うため、関係機関と連携したモニタリングによる気候変動の発現状況や最新の知見及び予測結果の把握に努め、これらを踏まえ、防護水準等についても適切な時期に見直しを行うものとする。